

# 地域における児童発達支援センター等を 中核とした障害児支援体制整備の手引き

令和6年7月

こども家庭庁支援局障害児支援課

# 地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き

## 目次

|                                                                          |    |
|--------------------------------------------------------------------------|----|
| はじめに（本手引きの目的等について） .....                                                 | 1  |
| 1. 本手引きの目的・背景 .....                                                      | 1  |
| 2. 手引きの主な対象及び各章の構成 .....                                                 | 1  |
| 3. 他ガイドライン等との関係 .....                                                    | 3  |
| <b>第1章 総論</b> .....                                                      | 4  |
| 1. 障害のあるこどもへの支援の基本的な考え方 .....                                            | 4  |
| （1）こども施策の基本理念 .....                                                      | 4  |
| （2）障害児支援の基本理念 .....                                                      | 5  |
| （3）地域における障害のあるこどもと家族への支援体制の整備に係る基本的な考え方 .....                            | 6  |
| 2. 児童発達支援センター等の機能に関するこれまでの検討経緯及び中核機能について .....                           | 7  |
| （1）これまでの検討経緯 .....                                                       | 7  |
| （2）児童発達支援センターの位置づけ .....                                                 | 8  |
| （3）児童発達支援センターの法律上の定義 .....                                               | 10 |
| （4）4つの中核機能の内容について .....                                                  | 10 |
| （5）中核機能の発揮における「中核拠点型」「面的整備型」の考え方 .....                                   | 11 |
| <b>第2章 中核機能の発揮に向けた地域の支援体制整備におけるポイント（主に自治体向け）</b> .....                   | 14 |
| 1. 市町村の役割・取組等におけるポイント .....                                              | 14 |
| （1）市町村の役割・取組 .....                                                       | 14 |
| （2）取組にあたってのポイント・留意点 .....                                                | 16 |
| （3）取組の推進に当たって .....                                                      | 22 |
| 2. 都道府県の役割・取組等におけるポイント .....                                             | 22 |
| （1）都道府県の役割・取組 .....                                                      | 22 |
| （2）取組にあたってのポイント・留意点 .....                                                | 23 |
| <b>第3章 児童発達支援センター等が中核機能を発揮するための取組等（主に児童発達支援センター、中核的役割を担う事業所向け）</b> ..... | 26 |
| 1. 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能 .....                                        | 26 |
| （1）「幅広い高度な専門性」の必要性・役割 .....                                              | 26 |
| （2）一元化後、身近な地域で支援を受けられる体制の整備 .....                                        | 26 |
| （3）アセスメントに基づく総合的な支援の提供と個々のニーズに応じた特定の領域に重点を置いた支援 .....                    | 27 |
| （4）家族支援、きょうだいへの支援の取組 .....                                               | 28 |
| 2. 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能 .....                            | 28 |
| （1）スーパーバイズ・コンサルテーションの必要性・役割 .....                                        | 28 |
| （2）地域の事業所との相互理解、信頼関係の構築 .....                                            | 29 |
| （3）地域の状況把握、地域の事業所のニーズ把握 .....                                            | 29 |
| （4）学齢期のこどもへの対応 .....                                                     | 30 |

|                                                           |    |
|-----------------------------------------------------------|----|
| (5) 地域の事業所に対する研修や事例検討会の実施 .....                           | 30 |
| 3. 地域のインクルージョン推進の中核機能 .....                               | 31 |
| (1) 地域のインクルージョン推進の必要性・役割 .....                            | 31 |
| (2) 地域の保育所等関係機関とのネットワークの構築・連携、支援 .....                    | 31 |
| (3) 地域の保育所等に対する研修等の実施 .....                               | 32 |
| (4) 自治体と連携した仕組みづくり、周知・啓発 .....                            | 32 |
| 4. 地域の発達支援に関する入口としての相談機能 .....                            | 33 |
| (1) 発達支援の入口としての相談機能の必要性 .....                             | 33 |
| (2) こども家庭センター等の関係機関とのネットワークの構築・相互の情報連携や支援の連携・<br>協働 ..... | 34 |
| (3) 基幹相談支援センターや障害児相談支援事業所等との連携・協働 .....                   | 35 |
| (4) 保護者同士のつながりづくり・仲間づくりに向けた取組等 .....                      | 36 |
| 5. 中核機能の発揮に資する事業 .....                                    | 36 |
| <b>第4章 児童発達支援センター等における中核機能の整備に関する取組事例</b> .....           | 43 |
| 事例1 北海道札幌市 .....                                          | 43 |
| 1. 中核機能に関して管内のセンターが行っている取組・担っている役割 .....                  | 43 |
| 2. その他 .....                                              | 47 |
| 事例2 鹿児島県伊佐市 .....                                         | 48 |
| 1. 中核機能に関して管内のセンターが行っている取組・担っている役割 .....                  | 48 |
| 2. 4つの中核機能のうち、市町村管内で実現できていないものがあればその理由等 .....             | 53 |
| 事例3 新潟県柏崎市 .....                                          | 54 |
| 1. 中核機能に関して市町村等が行っている取組・担っている役割 .....                     | 54 |
| 2. 4つの中核機能のうち、市町村管内で実現できていないものがあればその理由等 .....             | 60 |
| 3. その他 .....                                              | 60 |
| 事例4 岩手県陸前高田市 .....                                        | 62 |
| 1. 中核機能に関して市町村等が行っている取組・担っている役割 .....                     | 62 |
| 2. その他 .....                                              | 65 |
| 事例5 むぎのこ児童発達支援センター .....                                  | 66 |
| 1. 中核機能に関してセンターが行っている取組・担っている役割 .....                     | 66 |
| 2. その他 .....                                              | 71 |
| 事例6 白鳥園 .....                                             | 72 |
| 1. 中核機能に関してセンターが行っている取組・担っている役割 .....                     | 72 |
| 2. 4つの中核機能のうち、実現できていないものがあればその理由、課題、必要な支援 .....           | 78 |
| 事例7 のぞみ園 .....                                            | 79 |
| 1. 中核機能に関してセンターが行っている取組・担っている役割 .....                     | 79 |
| 2. 4つの中核機能のうち、実現できていないものがあればその理由等 .....                   | 85 |

## はじめに（本手引きの目的等について）

---

### 1. 本手引きの目的・背景

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。以下「令和4年改正児童福祉法」という。）により、児童発達支援センターは、「地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設」であることが明確に位置付けられた。また、この「中核的な役割」については、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本指針」という。）において、その具体的な内容として4つの中核機能が定められた（具体的な内容は後述）。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定においては、児童発達支援及び放課後等デイサービスに係る報酬上の加算として中核機能強化加算及び中核機能強化事業所加算が創設され、予算事業や障害福祉サービス等報酬も活用しながら、児童発達支援センター等が地域において中核機能を発揮していくことが求められている。

児童発達支援センター等による中核機能の発揮やこれを基軸とした地域の支援体制の整備の具体的な手法等に関しては、「障害児通所支援に関する検討会」報告書（令和5年3月28日）において、「国は、中核拠点型の児童発達支援センターがその機能を十分に発揮できるよう、（略）児童発達支援センター向けのスタートアップマニュアルを策定し、その整備と取組を後押しすべきである」こと、さらに「国は地域分析や中核拠点型児童発達支援センターの広域設置等も含めた体制整備に資する具体的な手引きを作成する（略）など、全国すべての地域での支援体制の確保・充実に向けて取組を進めることが必要である」ことが示されている。

こうした背景のもと、令和5年度「児童発達支援センターの中核的機能スタートアップマニュアル等作成に関する調査研究」において、児童発達支援センター等が中核機能を発揮するために必要な内容や、地域の体制整備に必要な内容の整理・検討が行われた。これらの検討結果をもとに、児童発達支援センター等が地域において中核機能を発揮するために必要な内容を示した本手引き（「地域における児童発達支援センター等を中核とした障害児支援体制整備の手引き」）を作成した。

本手引きは、中核機能を発揮して支援を要するこども・家族を地域全体で支えるための体制を整備するために、市町村・都道府県や児童発達支援センター等が何をすべきかを示すことを目的に作成したものである。市町村・都道府県や児童発達支援センター等には、本手引きを活用し、地域の支援ニーズや地域資源の状況等も踏まえながら、それぞれの地域に応じた形で中核機能が発揮され、地域の支援体制が整備されるよう取組を進めていただくことを期待する。

### 2. 手引きの主な対象及び各章の構成

手引きの主な対象（読み手）としては、児童発達支援センター、地域で中核的な役割を担っている事業所等や、地域の支援体制整備の主体となる市町村、これらを支援する立場にある都道府県を想定している。

地域の支援体制整備は、児童発達支援センターだけで進めることができるものではなく、地域の児童発達支援事業所や放課後等デイサービス等との相互理解・協力も不可欠となる。また、地

域の障害児通所事業所等が児童発達支援センターから中核機能の一つであるスーパーバイズ・コンサルテーションを積極的に受けることも、地域全体の障害児支援の質の向上のために期待される。このため、全ての障害児通所支援事業所等が本手引きの内容を確認し、中核機能の発揮と地域の支援体制の整備に関する知見を深め、自治体や児童発達支援センターと一緒に地域づくりを行っていくことが期待される。

各章の主な構成は以下の通りである。

## 第1章 総論

- … 障害のあるこどもの支援、障害児通所支援をとりまく状況や政策等の過程、児童発達支援センターに今後求められる機能等の概況、地域の支援体制整備に係る基本的な考え方等について記載。

## 第2章 中核機能の発揮に向けた、地域の支援体制整備におけるポイント（主に自治体向け）

- … 主に自治体（市町村、都道府県）を対象として、中核機能の発揮による地域の支援体制の整備における自治体等の役割・取組、そのポイントや留意点等について記載。

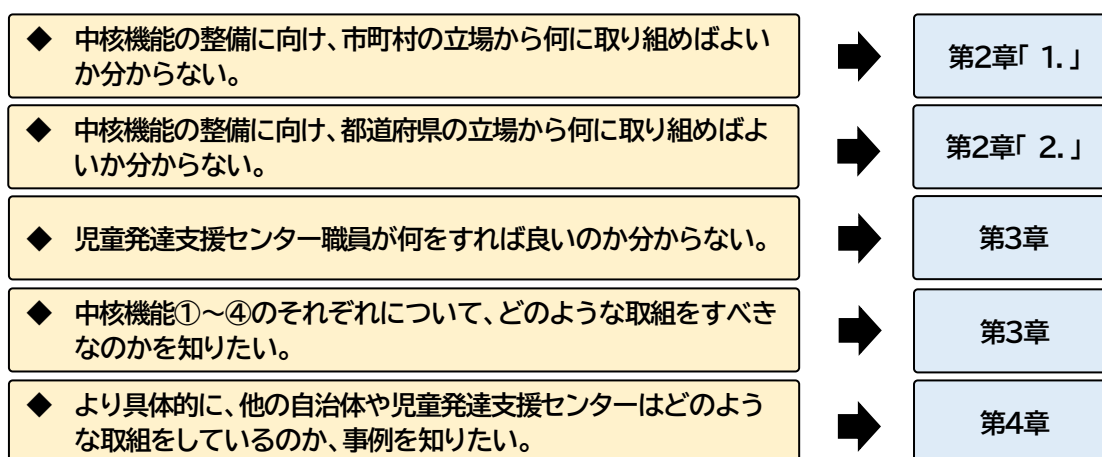
## 第3章 児童発達支援センター等が中核機能を発揮するための取組等（主に児童発達支援センター、中核的な役割を担う事業所向け）

- … 主に児童発達支援センター及び地域で中核的な役割を担う事業所等を対象として、中核機能を地域で発揮するための児童発達支援センター等の取組内容、整備すべき体制等について記載。

## 第4章 児童発達支援センター等における中核機能の整備に関する取組事例

- … 取組事例について記載。

第2章は自治体の視点（地域全体の支援体制の整備にかかる留意事項等）、第3章は児童発達支援センター等の視点（現場の視点を重視した体制整備や留意事項等）から記載しているが、どのように地域の中核機能を発揮させ、地域の支援体制を整備していくか、自治体・児童発達支援センター等が共通認識を持ち、緊密に連携を図りながら進めていくことが、適切な機能の発揮と支援体制整備には不可欠であり、いずれの関係機関も手引き全体を確認されたい。



### 3. 他ガイドライン等との関係

本手引きは、児童発達支援センター等を中心に、中核機能を整備・発揮するための取組事項や地域の支援体制整備のための方法、考え方等を具体的に示したものである。個々の子どもや家族に対する適切な支援の在り方や具体的な支援の方法等については、「児童発達支援ガイドライン」や「放課後等デイサービスガイドライン」等、障害児支援の各ガイドラインを参照すること。

また、中核機能の発揮と地域の支援体制の整備に当たっては、地域においてこども施策全体の連続性を図りながら進めていくことが重要であり、本手引きや障害児支援の各ガイドラインに加え、「こども大綱」や「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」「こどもの居場所づくりに関する指針」等、こども施策に共通する指針等の内容も理解し、取組を行っていくことが重要である。

本手引きは中核機能の整備や発揮に係る取組について、幅広く様々な内容を含んでおり、地域の実情に応じて可能な内容から取り組んでいただくとともに、創意工夫も加えながら、地域の支援ニーズや地域資源の状況等を踏まえた取組を推進していただきたい。

## 第1章 総論

### 1. 障害のある子どもへの支援の基本的な考え方

#### (1) こども施策の基本理念

令和5年4月1日に、こども家庭庁が発足し、障害児支援施策も同庁の下で、こども施策全体の連続性の中で推進されていくこととなった。

また、こども家庭庁の発足とあわせて、こども基本法（令和4年法律第77号）が施行された。こども基本法は、日本国憲法、児童の権利に関する条約（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定める等により、こども施策を総合的に推進することを目的としている（第1条）。

こども施策の基本理念としては、次の6点が掲げられている（第3条）。

#### <こども施策の基本理念>

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
  - － 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的な人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
  - － 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
  - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
  - － 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
  - － こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。
  - － 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

さらに、これらの基本理念にのっとり、令和5年12月には「こども大綱」が策定された。こども大綱では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すこととされ、その具体的な内容として以下が挙げられている。

- 心身ともに健やかに成長できる
- 個性や多様性が尊重され、尊厳が重んぜられ、ありのままの自分を受け容れて大切に感じる（自己肯定感を持つことができ、自分らしく、一人一人が思う幸福な生活ができる）
- 様々な遊びや学び、体験等を通じ、生き抜く力を得ることができる
- 夢や希望を叶えるために、希望と意欲に応じて、のびのびとチャレンジでき、将来を切り開くことができる
- 固定観念や価値観を押し付けられず、自由で多様な選択ができ、自分の可能性を広げることができる
- 自らの意見を持つための様々な支援を受けることができ、その意見を表明し、社会に参画できる
- 不安や悩みを抱えたり、困ったりしても、周囲のおとなや社会にサポートされ、問題を解消したり、乗り越えたりすることができる
- 虐待、いじめ、体罰・不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪・性暴力、災害・事故などから守られ、困難な状況に陥った場合には助けられ、差別されたり、孤立したり、貧困に陥ったりすることなく、安全に安心して暮らすことができる
- 働くこと、また、誰かと家族になること、親になることに、夢や希望を持つことができる

これらは、障害の有無に関わらず、いずれも全てのこどもを対象とするものである。障害のあるこどもについてもこれらが実現され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸福（ウェルビーイング）な生活を送ることができるようにすることが求められる。自治体や児童発達支援センター等は、こども施策の基本理念を理解した上で、こども施策全体の連続性の中で、各地域の中で必要な機能等の発揮や支援体制整備の取組を進めることが求められる。

### （2）障害児支援の基本理念

児童発達支援ガイドラインにおいて、「障害児支援の基本理念」が以下のとおり示されているところであり、障害児支援を進めるに当たっては、児童発達支援センターをはじめ、障害児通所支援事業所、自治体、関係機関等の全ての関係者が、（1）のこども施策の基本理念に加え、障害児支援の基本理念を理解した上で取組を進めていくことが重要である。

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供（こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 合理的配慮の提供（社会的なバリアを取り除くための対話・検討）
- 家族支援の提供（家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援）
- 地域社会への参加・包摂（インクルージョン）の推進（一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組）
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供（関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築）

また、障害のあるこどもへの支援に関し、こども大綱では「ライフステージを通じた重要事項」として、「障害児支援・医療的ケア児等への支援」の項目において、以下の施策に取り組むことが明記されている。

- こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。
- 特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進める。
- 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実を図るなど、地域における障害児の支援体制の強化や保育所等におけるインクルージョンを推進する。
- 医療的ケア児、聴覚障害児など、専門的支援が必要なこどもや若者とその家族への対応のための地域における連携体制を強化する。
- こどもや若者本人のみならず、保護者やきょうだいの支援を進める。障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。
- 特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図る。

### （３）地域における障害のあるこどもと家族への支援体制の整備に係る基本的な考え方

前述のとおり、こども施策の基本理念は、障害の有無に関わらず重要なものである。同時に、障害のあるこどもは発達段階や特性などの個別性が一人ひとりで大きく異なることもあり、その個別性を十分に理解し、適切なアセスメントに基づいた支援を提供することが求められる。また、その際には、こどもの発達に関する支援のみならず、きょうだいを含めた家族への支援を行うとともに、地域へのインクルージョン（社会的包摂）を図っていくことが重要である。

支援ニーズに応じた専門的支援をこどもと家族に適切に届けるとともに、インクルージョンを推進していくためには、身近な地域で育ち・暮らすことができる体制を整備することが必要であり、こどもと家族をまんなか（中心）に据えて、児童発達支援センターをはじめ、地域の関係者・関係機関が緊密に連携を図り、「点」ではなく「面」の支援として、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めることが求められる。その際には、多様な専門職が協働し、多機関・多職種により取り組んでいくことが重要となる。

こうした支援体制の整備に、市町村が中心となって取り組むとともに、都道府県は専門的・広域的な観点から支援していくことが求められる。

## 第1章 総論

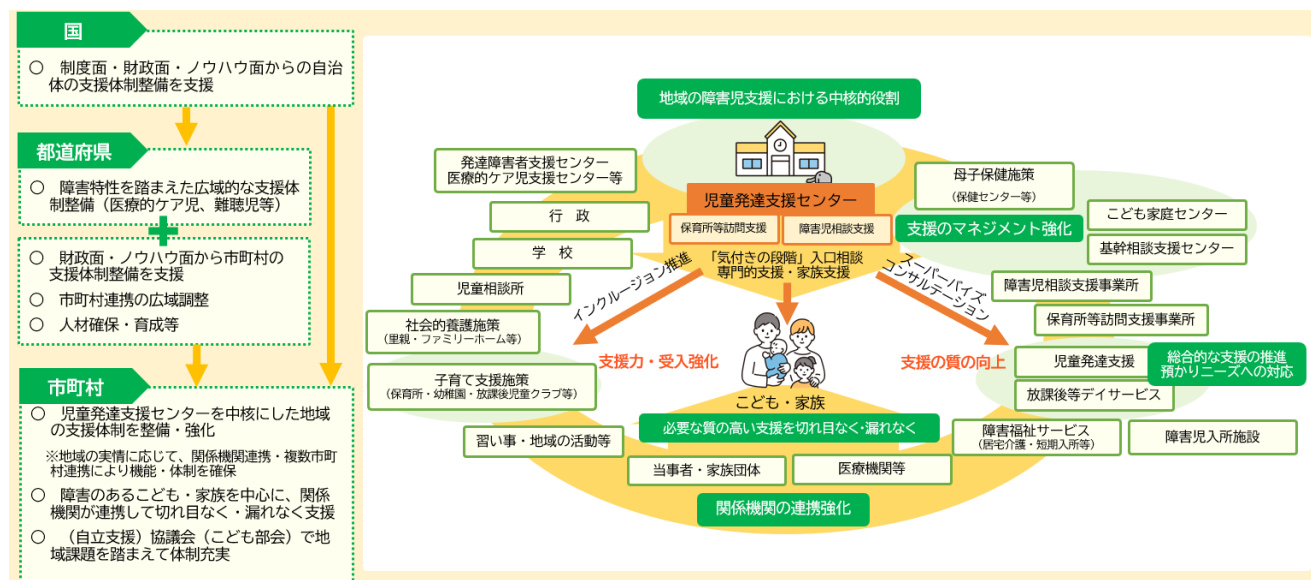
以下、支援体制の整備に係る基本的な考え方と、関係機関等の機能や関係性などについてのイメージ図を示す。

### 【支援体制の整備に係る基本的な考え方】

- 障害の有無に関わらず身近な地域で、育ち・暮らすことができる体制を整備すること
- こどもと家族をまんなか(中心)に据えて、地域の関係者・関係機関が連携して、「切れ目なく」、「漏れなく」、必要な支援が行われる地域づくりを進めること
- 個々のニーズに応じた質の高い支援を提供する体制を整備すること。加えて、こども施策全体の中での支援を進め、インクルージョン(社会的包摂)を推進すること

### 【イメージ図】

児童発達支援センター、障害児通所支援事業所、市町村、都道府県、等の機能や関係性



## 2. 児童発達支援センター等の機能に関するこれまでの検討経緯及び中核機能について

### （1）これまでの検討経緯

障害児通所支援は、児童デイサービス（障害者自立支援法）、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設及び重症心身障害児（者）通園事業（児童福祉法）により行われていた。平成24年4月の改正児童福祉法の施行により、障害種別に関わらず、こどもや家族にとって身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごとに分かれていた給付体系が再編・一元化され、その中で児童発達支援センターが創設された。

児童発達支援センターは、平成24年創設当時の議論において、「児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる家族への援助・助言を合わせて行う地域の中核的な療育支援施設」とされた。その後、「障害児支援の在り方に関する検討会」（平成26年）、「障害児通所支援の在り方に関する検討会」（令和3年）、「障害児通所支援に関する検討会」（令和5年）等で、児童発達支援センターの役割・在り方について様々な議論がなされているが、児童発達支援センターを地域における中核的な支援施設とする位置付け・

方針は大きく変わらず、それを前提に果たすべき役割等の明確化が進められてきた。これまでの検討経過については、下表も参照されたい。

<これまでの検討経緯 概要>

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正児童福祉法(平成 24 年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (児童発達支援センターの創設)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 今後の障害児支援の在り方について(報告書)(平成 26 年 7 月 16 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 区域毎の実情に応じて児童発達支援センター等の機関が役割分担を明確にし、十分な連携が確保された重層的な支援体制を構築することが必要。</li> <li>○ 児童発達支援センターには、例えば、地域で生活している障害児や家族からの相談対応、児童発達支援等の事業所や保育所等への専門的な支援など、地域における障害児支援の中核施設としての役割が求められる。</li> </ul>                                                                                                                                      |
| 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(令和 2 年)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援センターを地域の中核的な支援施設として位置付け、通所支援事業所等と緊密な連携を図り、重層的な通所支援の体制整備を図ることが必要。</li> <li>○ 極端な過疎地域や極端に広域であるために児童発達支援センターの効率的な運用が望めない市町村では、市町村担当部局等が中心となり、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を整備することが考えられる。</li> </ul>                                                                                                                   |
| 障害児通所支援の在り方に関する検討会報告書(令和 3 年 10 月 20 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援センターは地域における中核的な支援機関として、以下のような役割・機能を担うべきことを明確化することが必要。 <ul style="list-style-type: none"> <li>①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能</li> <li>②地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能</li> <li>③地域のインクルージョン推進の中核としての機能</li> <li>④地域の障害児の発達支援の入口としての相談機能</li> </ul> </li> <li>○ 「福祉型」と「医療型」に区分せず一元化する方向とし、必要な法制度等の手当を行うことが必要。</li> </ul> |
| 障害児通所支援に関する検討会報告書(令和 5 年 3 月 28 日)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童発達支援センターが地域の中核機能を担う上では、4つの機能発揮とともに、こどもの権利保障、家族の不安を支えること、大切なこどもとしてその子らしく育つことを保障していくという視点を基本におくべき。</li> <li>○ 4つの中核機能全てを十分に備えるセンターを中核拠点型とし、その整備を推進する方向で検討すべき。直ちに中核機能を十分に備えることができない児童発達支援センターにおいては、段階的に取組を進めることが必要。</li> </ul>                                                                                                 |

## (2) 児童発達支援センターの位置づけ

このように、児童発達支援センターは従来「地域における中核的な支援施設」と位置付けられてきた施設であるが、児童発達支援センターが中核的な支援施設として果たすべき具体的な役割は必ずしも明確な定義付けがされておらず、児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所との違い、果たすべき具体的な役割の明確化が課題とされていた。

こうした中で、児童発達支援センターの機能の明確化とその発揮に向けた議論が重ねられ、令和4年の児童福祉法改正で、児童発達支援センターの類型の一元化とともに、4つの中核機能の明確化が図られ、法的にも地域における障害児支援の中核としての役割が求められるものとされた。令和6年度障害福祉サービス等報酬改定で基準・報酬面での具体化が図られ、令和6年4月から施行されている。

【令和6年度障害福祉サービス等報酬改定での対応】

◆児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制の充実

①障害特性に関わらず身近な地域で支援を受けられる体制の整備

- 児童発達支援センターの基準・基本報酬について、福祉型・医療型の類型を一元化するとともに、福祉型における3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分も一元化
  - ・ 一元化後の新たな基準・基本報酬は、現行の福祉型（障害児）を基本に設定
  - ・ 児童発達支援センターが治療を併せて行う場合には、旧医療型で求めている医療法に規定する診療所に必要とされる基準を求める
  - ・ 3年（令和9年3月31日までの間）の経過措置期間を設け、この間、一元化前の旧基準に基づく人員・設備等による支援を可能とする。この場合に算定する基本報酬・加算について、現行の基本報酬と今回の報酬改定の内容を踏まえて設定

②児童発達支援センターの機能・運営の強化

- 専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能（※）を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターについて、中核拠点型と位置付けて、体制や取組に応じて段階的に評価（中核機能強化加算）
- （※）①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能
  - ②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能
  - ③地域のインクルージョンの中核機能
  - ④地域の発達支援に関する入口としての相談機能
- 児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価（中核機能強化事業所加算）

児童発達支援センターの類型の一元化については、従来、児童発達支援センターは福祉型と医療型に分類され、その有する機能を発揮してきたところであるが、医療型は福祉型と比して全国的な数が限られていること、医療型がある地域とない地域でこどもが利用できる（同一の事業所で一体的に利用できる）サービスに地域差が生じること、肢体不自由等のないこどもは医療型を利用できず別の児童発達支援センターや事業所を利用しなければならないこと、医療型は定員数別の報酬設定がされておらず人員確保上の課題につながること等、様々な課題が指摘されてきた。

また、福祉型は3つの類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）に分けられ、人員基準や設備基準、報酬単位等もそれに応じたものとなっていたが、「基本となる人員基準や設備基準、報酬等は一元化し、そのうえで、難聴児や重症心身障害児の障害特性に応じた支援を行った場合に、必要な評価を行う方向で検討すべき」との指摘がなされていた（「障害児通所支援に関する検討会」報告書）。

こうしたことを受け、令和4年の児童福祉法改正及び令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、福祉型・医療型及び福祉型の3類型は全て一元化され、報酬上も統一された。

児童発達支援センターについては、令和6年度以降、これらの内容に基づき体制を整備するとともに、その運営において、4つの中核機能の発揮に向けた取組を進めていくことが求められる。同時に、市町村及び都道府県では、各児童発達支援センターがこれらの機能を発揮できるよう、児童発達支援センターへの適切な支援を行うことが必要となる。

また、4つの中核機能については、児童発達支援センターが未設置の地域等においても、その整備・発揮が求められる。児童発達支援センターが管内に設置されていない市町村においては、中核機能が地域で適切に発揮されるよう、中核機能を有する新たな児童発達支援センターの設置を検討するほか、人材・事業所の不足、財政面の理由等により新たな設置が困難である場合には、児童発達支援センター以外の施設・事業所や専門機関等の力を活用していくことが必要である。また、近隣の市町村と連携して、機能を確保していくことも考えられる。

### （３）児童発達支援センターの法律上の定義

児童発達支援センターは、児童福祉法により以下の位置付け（児童福祉施設）を有する施設である。

#### ◆児童福祉法 7 条

この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター及び里親支援センターとする。

#### ◆児童福祉法 43 条

児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

### （４）4つの中核機能の内容について

児童発達支援センターに求められる中核機能と期待される役割の具体的な内容については、「障害児通所支援に関する検討会」報告書において以下のとおりされている。

なお、①～④の全ての中核機能の速やかな整備が、マンパワーや社会資源等の観点から困難な場合は、地域で機能提供が十分ではなく優先的な整備が求められるものや、機能を発揮しうる社会資源（事業所等）が既にあり、取組を進めやすいと思われるものから整備に取り組む等、地域の実情に合わせた対応を行うことが望ましい。

#### 中核機能① 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

… こどもの発達全般や障害特性・行動特性等をアセスメントし適切なアプローチを行うとともに、成人期を見据え乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援の観点を持ちながら、幅広くどのようなこどもも受け入れることはもとより、地域の中で受け入れ先を確保するのが難しい等、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害のある子ども※<sup>1</sup>や家族※<sup>2</sup>にも、必要に応じ多職種で連携しながら適切な支援を提供する機能。

※1 例えば、重度の障害や重複する障害、強度行動障害を有する児、重症心身障害児や医療的ケア児等（入院・入所中のこどもは除く）

※2 例えば、虐待や精神疾患のある保護者、経済的困難のある家庭等

### 中核機能② 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

… 地域の障害児通所支援事業所に対して、地域の状況、地域で望まれている支援内容の把握、事業所との相互理解・信頼関係の構築を進め、対応が困難なこども・家族をはじめとする個別ケースへの支援を含めた事業所全体への支援を行っていく機能（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）や、事業所向けの研修・事例検討会等の開催、地域における事業所の協議会の開催や組織化等を通し、地域の事業所の支援の質を高めていく機能。

### 中核機能③ 地域のインクルージョン推進の中核機能

… 保育所等訪問支援やスーパーバイズ・コンサルテーション（地域障害児支援体制強化事業又は障害児等療育支援事業の活用を含む。）により、地域の保育所等における障害のあるこどもの育ちの支援に協力するとともに、障害のあるこどもに対する保育所等の支援力の向上を図る等、保育所等への併行利用や移行を推進することや、広報や会議、研修等の機会を活用したインクルージョンの重要性・取組の発信・周知を進めていく機能。

### 中核機能④ 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

… 発達支援の入口としての相談に適切に対応し、必要に応じ適切な支援につなげる観点から、障害児相談支援の指定又はそれに準ずる相談機能を有することを基本としつつ、乳幼児健診や親子教室等の各種施策及びその実施機関等とも適切に連携しながら、家族がこどもの発達に不安を感じる等の「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応していく機能（親同士のつながりをつくる等の家族支援の取組や、障害特性・発達段階に応じた適時の丁寧なモニタリングの実施等を含む。）。

児童発達支援センターが上記の4つの機能を果たしていく観点からは、児童発達支援センターは障害児相談支援と保育所等訪問支援の指定を有することを基本として、その運営・取組を進めていくことが必要である。

## **（5）中核機能の発揮における「中核拠点型」「面的整備型」の考え方**

中核機能の発揮に関しては、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、「専門人材を配置して地域の関係機関と連携した支援の取組を進めるなど、4つの機能を発揮して地域の障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センター」を「中核拠点型」と位置付け、体制や取組に応じて段階的に評価を行う「中核機能強化加算」が新設された。児童発達支援センターがある地域では、主に児童発達支援センターが中心となって中核機能を発揮する形が基本となる。

他方、児童発達支援センターが未設置の地域や、地域の実情から児童発達支援センターと事業所が連携をして地域の支援体制を構築している場合等、児童発達支援センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合は、当該事業所を「中核機能強化事業所」として加算を算定できることとされた（中核機能強化事業所加算）。このケースは、「児童発達支援センターが未設置で、他の特定の1つまたは複数の事業所が中心となり4つの中核機能を発揮するケース」、「児童発達支援センターが設置されているが、児童発達支援センターだけでなく地域にある様々な機関が連携しながら4つの中核機能を発揮するケース」など、地域全体で中核機能を発揮していく、いわば「面的整備型」と言える整備方式である。

中核機能の整備は、大別すると上記の「中核拠点型」または「面的整備型」のいずれかとなるが、令和4年改正児童福祉法の趣旨、また基本指針において児童発達支援センターを各市町村（圏域含む）に少なくとも1か所以上設置することを基本としていることから、中核拠点型による整備を進めることが期待されるが、管内に児童発達支援センターがない場合や市町村に所在する社会資源人的資源等の実情を踏まえ、面的整備型により整備を進めることも選択肢と言える。いずれにしても、児童発達支援センターの設置や、児童発達支援センターが中核機能を担うこと自体が最終的な目的ではなく、こどもや家族に対して、身近な地域で中核機能①～④を提供できる地域の支援体制を整え、それを機能させることが最終的な目的となる。

中核機能の整備は市町村が主体となって検討・取組を進めていくこととなるが、（自立支援）協議会なども活用し、中核機能の主体となる児童発達支援センター等との連携や調整を図る場づくりが必要となる。これから機能整備を進める市町村・地域では、地域全体でどのように体制整備を図るかの方針を関係者が共有・統一して進めることが重要である。

現時点で、管内に児童発達支援センターがない場合には、速やかな地域の支援体制の整備に向けて、面的整備型が有力な選択肢となると考えられる。この場合、管内にある社会資源のうち中核機能を担うことが可能と考えられる施設・事業所等の洗い出し、当該機関への打診や調整等のほか、隣接自治体の児童発達支援センターとの連携による機能発揮の検討も考慮されたい。都道府県は、管内市町村の体制整備の状況を把握し、広域調整など必要な支援を進めていくことが求められる。

#### <中核拠点型と面的整備型の概要、利点、留意事項等>

|      | 中核拠点型                                                                                                                                                         | 面的整備型                                                                                                                                                    |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要   | 児童発達支援センターが4つの中核機能を包括的に有し、各機能を発揮していく形                                                                                                                         | 児童発達支援センターを含む地域の様々な機関が連携しながら、地域全体で4つの中核機能を発揮していく形                                                                                                        |
| 利点   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 改正児童福祉法の趣旨（児童発達支援センターが中核機能を発揮する）に合致</li> <li>・ 中核機能の発揮が1か所の事業所（児童発達支援センター）で行えるため、各機能間の連携が必要となった際の調整が容易 など</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターが管内にない、人員体制等が十分でない場合等も対応が可能</li> <li>・ 児童発達支援センター以外に地域の中核的な位置付けである事業所等がある場合、その力を有効活用できる など</li> </ul> |
| 留意事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童発達支援センターの人員体制や他機関との連携、職員のスキル等が十分でない場合、うまく中核機能を発揮できない懸念がある など</li> </ul>                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 機能が分散されることに伴い調整等が増える可能性がある</li> <li>・ 利用者や他事業所からみて複雑な体制になる可能性がある など</li> </ul>                                  |

### <中核拠点型と面的整備型のイメージ>

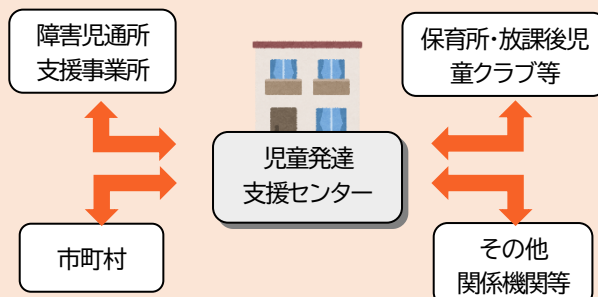
※面的整備型は複数のパターンが考えられ、下記はあくまでその一例を提示したものである。下記パターンにとらわれず、地域の実情に合わせ適切な形で中核機能の発揮に向けた体制整備を行う必要がある。また、下記に挙げた機関等は例示でありこれに限定されるものではない。

#### 中核拠点型

… 1か所又は複数の児童発達支援センターが、地域において4つの中核機能を十分発揮できる場合には、児童発達支援センターを中心に中核機能を提供する

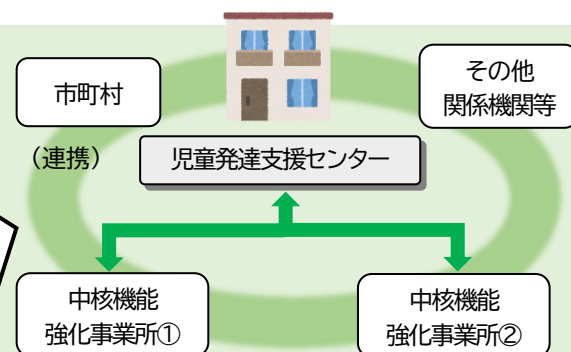
その他

児童発達支援センターの支援体制を踏まえた上で、難聴児、重症心身障害児、肢体不自由児等、それぞれの障害種別に対する専門性や、学齢期に強みを有する放課後等デイサービス等、児童発達支援センターの有する機能と、それぞれの事業所が有する機能を生かした連携体制を構築することにより、地域全体で支援体制を整備する場合 等



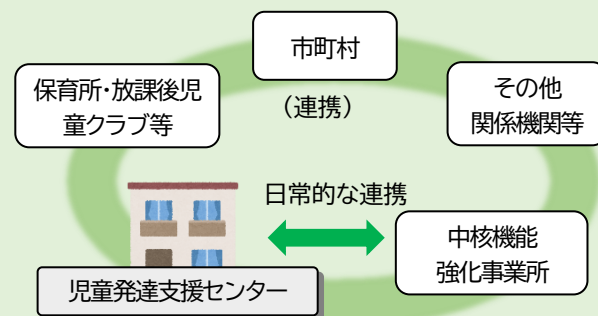
#### 面的整備型(パターン1)

… 人口規模が大きい場合や広域である場合等により、設置されている児童発達支援センターだけでは支援体制の確保が不十分であると市町村が判断し、児童発達支援センターを中核拠点としながら、あわせて中核機能強化事業所をランチとして位置付ける等、児童発達支援センターと中核機能強化事業所が、日常的な連携体制を構築することにより、地域の支援体制を整備する場合。



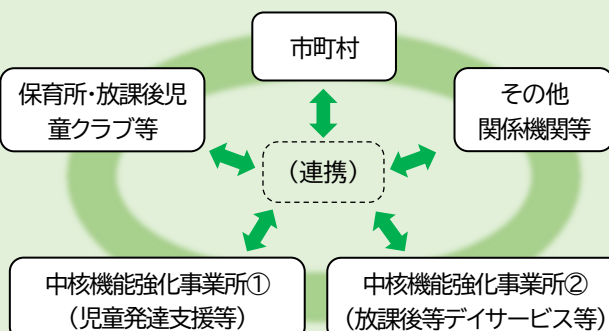
#### 面的整備型(パターン2)

… 既に、地域において市町村や児童発達支援センターと連携を図りながら中心的な役割を担っている事業所があり、引き続き連携を図る必要があると市町村が判断する場合(これまでの取組から、中核機能強化事業所としての役割を果たすことが可能であると期待される場合)。



#### 面的整備型(パターン3)

… 地域の中で1又は複数事業所で協同して、専門性や地域支援機能を発揮するとともに、障害児支援、母子保健施策や子育て支援施策等の関係機関と連携体制を構築して、地域の支援体制を整備する場合。



## 第2章 中核機能の発揮に向けた地域の支援体制整備におけるポイント （主に自治体向け）

---

### 1. 市町村の役割・取組等におけるポイント

#### （1）市町村の役割・取組

地域の支援体制整備については、基本指針において「児童発達支援センターについては、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を果たす機関として位置づけ、障害児通所支援等を実施する事業所と緊密な連携を図り、障害児通所支援の体制整備を図ることが重要であり、次に掲げる児童発達支援センターの中核的な支援機能（引用注：4つの中核機能を指す。）を踏まえ、市町村においては、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要である」とされている。児童発達支援センター等の中核機能を発揮させ、地域の支援体制の整備・充実を図っていくことは、市町村が主体となって行うべきものである。

中核機能を考えるに当たり、まず地域全体で支援の必要な子どもとその家族をどう支えていくのか、地域の関係者から実情や考えを聞きながら、自らの地域に応じた支援体制の整備を考えていくことが重要である。その上で、市町村がリーダーシップを取り、地域で中核機能をどのように整備・発揮していくか、支援が必要な子どもをどう支えるかという方針を定め、児童発達支援センター等とともにその実現を目指していくことが求められる。

児童発達支援センターが中核機能を果たすために自治体が行うべき取組は、児童発達支援センターの有無、現在地域で児童発達支援センターがどのような機能を発揮しているか、他の社会資源はどの程度整備されているか等、地域の実情により様々であるが、いずれの場合であっても、地域の支援体制の整備を主導し、地域の実情を把握の上、全体の方針を定めて計画的に取組を進めていくことが求められる。以下に示す役割・取組例に限らず、地域の実情に応じて必要な取組を進められたい。

#### <役割・取組例>

##### ◆市町村管内の中核機能の整備方針に関するビジョンの検討・実践

… 市町村管内の各地域で偏りなく中核機能が発揮され、子ども・家族に適切な支援が行き届くための体制整備を行うための具体的なビジョン（どのような形で中核機能を整備・発揮していくか、そのためにどのような方策・取組を行うか等）を定め、中核機能の整備方針等に関する関係者・関係機関の認識の共有を図るとともに、体制整備の具体的な取組を進めること。

地域で中核的な機能を担う機関をどことするか（児童発達支援センターや、それ以外の児童発達支援事業所等）について、地域の支援ニーズや地域資源の状況に加え、児童発達支援センター等の支援体制を確認・把握するとともに、関係者と事前に協議・調整を行うこと。

ビジョンの内容の検討等を効率的・効果的に行い、また中核機能整備における関係者の理解を十分に深める上では、（自立支援）協議会等、地域の関係者・関係機関が一堂に会する機会を活用することなどにより、市町村と児童発達支援センター等の関係者が協働して方針を策定していくことが考えられる。

◆市町村管内の児童発達支援センターが果たしている役割の整理・把握

- … 児童発達支援センターが地域でどのような役割を有しているかを整理・把握すること。整理に当たっては、特に4つの中核機能それぞれを児童発達支援センターがどの程度発揮しているかを明らかにすること。（十分機能を果たしていると考えられる／機能を果たしているがさらなる強化が望まれる（地域のニーズを十分満たせていない）／機能を発揮できていない 等）。

児童発達支援センターが設置されていない自治体では、次の通り、地域全体として4つの中核機能が整備・発揮されているかの実態把握と、中核機能が整備・発揮されていない場合にはその整備・発揮に向けた具体的な方法の検討を行うこと。

◆地域全体として4つの中核機能が整備・発揮されているかの実態把握

- … 児童発達支援センターの有している役割と合わせ、他の障害児通所支援事業所等も含め、4つの中核機能が地域全体として発揮されているかを把握すること。

児童発達支援センター単独では十分中核機能が発揮されていないが、他の事業所等を含め地域として提供されている場合は、「面的整備型」として中核機能を整備していくことも検討すること。

◆地域のニーズ（中核機能別）や社会資源の把握・分析（需要・供給の整理）

- … 4つの中核機能について、地域の障害児通所支援事業所やこども・家族の意向等を含む地域のニーズを把握すること。また、サービスごとの事業所数や提供されている障害児サービスの種類・量といった社会資源の状況を把握することで、中核機能に関する需要供給を客観的に整理し、中核機能整備における検討材料とすること。

当該検討は地域の実情に明るい機関・専門職が集まる場で行うことが有効であり、（自立支援）協議会等を活用することが考えられる。また、こうした協議会等は、中核機能の整備における必要な情報の把握・分析のほか、実際に中核機能の提供がなされた後に、それらの機能の提供が適切に行えているか、各関係機関が自らの役割を果たしているか、また地域全体の支援の質をどのように底上げしていくか等を確認・検討する場としても活用することが考えられる。

◆中核機能の発揮に当たり活用可能な事業の整理や周知啓発

- … 自治体で、中核機能の発揮に当たり、既存で実施している事業で、活用が可能な事業として何があるかを整理し、必要に応じて、その活用を児童発達支援センター等事業所と協議・調整をすることで、中核機能の発揮を促していくこと。また、地域障害児支援体制強化事業等、児童発達支援センター等が中核機能の発揮に当たり、活用が望まれる事業が未実施である場合には、新規に実施することや、市単独事業の立ち上げ等も検討していくことも考えられる。（これに当たり、前述の地域のニーズ把握・分析結果も活用）

◆関係者・関係機関の連携体制の構築

- … 地域の支援体制の整備の主体となる市町村は、中核機能を発揮する児童発達支援センター等と緊密に連携し、取組を進めていくとともに、地域の関係者・関係機関の連携体制を構築していくことが求められる。

これまで何の接点もなかった事業所・法人間の連携をいきなり事業所等のみで行うのはハードルが高い可能性もあることから、市町村が主体となり、関係者・関係機関同士の情報共有の場を設けるなど、行政が間に入り、関係機関同士の顔つなぎ等を行うことで円滑な連携を促すことが期待される。

なお、市町村内では児童福祉部門、保健部門、障害福祉部門や教育委員会など様々な関係部署があることが想定されるが、4つの機能の現状の把握・共有や整備・発揮するための検討の場を開くなど、庁内各部署に協力を要請し、連携体制を整備すること。また、役割分担や連携体制等が明確になっていない場合には、まずどの部署が主となり地域内の連携を進めていくかといった整理すること。こうした調整のもと、各部署がどのように協力していくかを明確にしておくこと。

#### ◆中核機能の整備・発揮に関する評価と改善

… 管内の児童発達支援センター等が、4つの中核機能を安定的・継続的に発揮できているかを、市町村の視点から確認すること。（自立支援）協議会（こどもの専門部会等）の場を活用するとともに、中核機関として位置づけられている児童発達支援センター等を実際に利用する利用者や、児童発達支援センター等から実際に支援や助言等を受けている地域の保育所や障害児通所支援事業所などから、こどもの発達支援や家族へのサポート、保育所等へのインクルージョン推進への取組等の実施状況等についての意見を聴く機会を設ける等、地域の中で4つの中核機能が安定的・継続的に発揮できているか、より中核機能を推進していくために改善を必要とする課題はないかといった評価等を行うこと。当該評価も踏まえながら、必要に応じて、整備方針に関するビジョンや、機能の整備や発揮に係る児童発達支援センターや関係機関の役割や連携方策等について見直し・改善を図り、PDCAサイクルによる支援体制の充実に不断に取り組むこと。

## （2）取組にあたってのポイント・留意点

### ア. 市町村管内の中核機能の整備方針に関するビジョンの検討・実践

中核機能の整備・発揮にあたって、市町村が整備方針等において具体的に検討・決定すべき事項として、以下のようなものが考えられる。これらはあくまでも一例であり、各市町村で必要な事項について検討を進めていくことが必要である。

#### <検討事項例>

#### ◆地域のニーズや資源の状況等を踏まえた地域における支援体制整備の方向性

… 児童発達支援センターや地域全体で現状発揮されている中核機能、地域のニーズ（需給）の状況等を踏まえ、4つの中核機能の整備を、児童発達支援センターが中心となって担う「中核拠点型」や、児童発達支援センターを含む地域の事業所等全体で発揮していく「面的整備型」など、どのような形で進めるかを検討すること。

体制整備の検討に当たっては、児童発達支援センターの設置状況や有する機能（実施事業や人員体制等）、また、地域のニーズや地域資源の状況等、地域の実情によって体制整備の方向性も変わってくる。必ずしも最初から明確にどちらかを選択しなければならないということではなく、地域の実情を踏まえながら、柔軟な検討を行うこと。

## 第2章 中核的機能の発揮に向けた、地域の支援体制整備におけるポイント（主に自治体向け）

第3期障害児福祉計画に向けた基本指針において、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上設置することが基本とされている。市町村内に児童発達支援センターが設置されていない場合は、児童発達支援センターがこどもの発達において中核的な役割を担う機関と位置付けられたことを踏まえ、改めて児童発達支援センターの設置の可能性を検討すること。児童発達支援センターの設置が困難な場合や、児童発達支援センターの設置はあるが当該センターのみで中核機能の発揮が困難である場合は、事業所等や関係機関の連携による体制整備を検討するとともに、1市町村単独での整備が困難な場合には、隣接市町村の事業所等を含む調整を行うこと。隣接市町村の協力が得られにくい場合には、都道府県に相談して広域調整の支援も得ながら、必要な調整を進めることが重要である。

なお、障害福祉サービス等報酬上、市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センター又は事業所は、中核機能強化（事業所）加算を算定することができることとなるため、当該加算の活用等を通じて、児童発達支援センター等の中核機能の発揮を促進する観点から、地域の実情に応じ、中核機能を担う児童発達支援センター等と事前に協議・調整等も行い、地域の中核となる機関の位置付けを定めること。（児童発達支援センターにおける中核機能強化加算の申請手続の流れ等について（令和6年3月21日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）及び中核機能強化事業所加算の申請手続の流れ等について（令和6年3月29日こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）を参照）

### ◆面的整備型とする場合の地域における中核機能を担える（支援できる）事業所や機関等とそれぞれが果たすべき役割・機能、連携方策

… 「面的整備型」とする場合は、①～④の各機能を、児童発達支援センター以外のどの事業所等が担えるかを検討し、その事業所等へ中核機能を提供してもらうよう協議・調整等すること。事業所が複数になる場合には各事業者を含む全体的な機能の提供体制について整理を行い、役割分担と連携方策について明確化すること。

（例：中核機能②「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」について、日頃から地域の事業所等の相談役を担っている法人（事業所）への依頼が適切と考えたため、当該事業所へ他事業所に対して助言・援助の実施を依頼する 等）

### ◆中核機能の整備・発揮のための事業の実施・運営

… 中核機能の提供に当たり人員・予算的な課題がある場合は、市町村における既存事業の活用、あるいは新規事業の立ち上げの検討（地域障害児支援体制強化事業等の活用等を含む。）を行うこと。事業については、中核機能の整備・発揮や地域の支援体制整備における課題やニーズを踏まえて、改善を図っていくことが期待される。

## イ. 地域のニーズや状況の把握・分析

### （ア）把握すべき情報

地域の中核機能を整備・発揮していくためには、そもそも地域でどのようなニーズ・サービス提供体制があるか（需給）、どのような課題があるか等の状況を、できる限り包括的・客観的に把握しなければ、どの機能をどのような方法で整備・強化していくか等の戦略を練ることが困難である。以下、自治体での把握が望ましいニーズ・情報について記載する。

なお、いずれの情報も必ず画一的に把握が必要となるものではないが、中核機能の整備・強化に当たり多くの場合必要となり得る情報として例示するものである。現時点で把握できていない場合も、地域での中核機能の整備・発揮を進め、分析・改善していくために必要な情報であることに留意して、今後の把握に努められたい。

＜把握すべきニーズ・状況等の例＞

◆ 市町村内あるいは一定の地域・圏域内にある児童発達支援センター、障害児通所支援事業所の数や配置状況等

… 当該情報は多くの自治体で把握済と思われるが、基礎的な情報として重要となる。

あわせて、地域の利用ニーズに対して事業所数や定員の不足はないか、事業所の設置状況が市街地中心部に偏っていないかなど、地域によるアクセスの大きな格差がないか等を把握することも有用である。これにより、例えば事業所等が少ない（事業所への利用者のアクセスが大変な）地域について、その地域への中核機能の適切な提供を検討していくこと等につながる。

◆ 児童発達支援センター、障害児通所支援事業所の提供している支援内容の特徴

… 利用しているこどもの特性や傾向、こどもに多く提供されている支援（例：運動、遊び、生活面の支援等）、家族への支援内容、中核機能①～④のうち提供していると考えられるものの有無等。

これらの把握により、地域で提供されている支援・中核機能をより具体的に理解し、地域の強みや弱みを把握していくことにつなげていく。

なお、中核機能の整備方針として「中核拠点型」をとる場合には、特に児童発達支援センターの状況について詳細に把握することが望ましく、「面的整備型」をとる場合には児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所等の状況も含め、中核的役割を担う全ての事業所等が発揮している機能の状況をしっかりと把握していくことが求められる。

◆ 事業所あるいは地域全体でのマンパワーの状況

… 人員不足（特にベテラン層の不足）等はないか、中核機能をはじめとする新規の事業、機能提供の依頼等が可能かを把握。

◆ 地域において中核になり得る事業所、専門職の配置の有無

… 地域において何かあったら頼ることができる、色々なことを相談できる等、地域で中心となって動いている事業所やキーパーソンがいるか。それらの事業所やキーパーソンは中核機能を担う事業所や人材になり得るか等を把握。

◆ 保育所、放課後児童クラブ等、いわゆる一般施策側の事業所や学校等の支援や連携等の状況

… 地域のインクルージョン推進を考えていく際に必要な一般施策における支援の状況や連携体制等の情報等を把握。

◆ 障害のあるこども・家族に適切な支援が行き届いているか

… 利用が望ましいが社会資源の不足等により利用できていないサービスがないか、こども・家族の主観としてサービス提供体制に満足できているか等を把握。

（イ）地域のニーズや状況の把握のための方法

地域のニーズや状況等を把握するためには様々な方法がある。利用者の顔と名前が概ね一致するような小さな地域であれば、利用者や事業者から逐次状況を聴き取るといった方法も考えられる。一方、大規模自治体では、アンケート調査等も活用しながら、効率的・効果的に地域の状況を把握していくことが考えられる。そうした対応が現実的でない場合には実態に合わせた手法を採る必要がある。いずれの場合も、把握する側・される側の過度な負担を生じないようにしつつ、様々な手法を活用し、実態を適切に把握していくことが重要である。

例として、考えられる方法等を以下に挙げる。

<方法例>

◆ 障害児福祉計画・障害福祉計画・障害者計画等に掲載の基礎情報の活用、再分析

… 集計前の生データを用いた小地域別のクロス集計等を行う。

◆ （自立支援）協議会（こどもの専門部会）やその他の会議等において、必要な情報を確認・把握する

… （自立支援）協議会等の既存の会議等がある場合は、これを活用し関係者から状況や課題等の情報を把握することが考えられる。また、事業者や現場の支援者で構成される会議等に参加又は依頼し、必要な情報を確認・把握することも考えられる。

◆ アンケート調査、聴き取り調査

… 障害児福祉計画策定時に利用者・事業者向けのアンケートを行っている場合には、その活用等を行うことが考えられる。また、利用者や事業者に必要な情報についてアンケート調査を行うことや、直接聴き取り調査を行うことも考えられる。

◆ 関係部署間の情報共有

… こども施策担当部署、母子保健担当部署等が独自に把握している情報や感じている課題認識を共有する。

ウ．関係者・関係機関の連携体制の構築

中核機能の整備・発揮には、児童発達支援センターをはじめ、地域の関係者・関係機関が良好な関係性を築き、日頃から必要に応じ気軽に、円滑に連携できることが重要である。

こうした関係性の構築と、多職種・多機関連携のための体制構築は、支援体制の中核となる児童発達支援センター等が単独で行うべきものではなく、地域の障害児支援体制の整備の主体となる市町村が、児童発達支援センターとの緊密な連携を図るとともに、しっかりと役割を果たしていくことが必要である。

以下、市町村が児童発達支援センターとの連携、関係者・関係機関の連携体制構築に当たり果たすべき役割や取組等について記載する。

#### （ア）市町村と児童発達支援センター等との連携

地域で中核機能①～④を整備・発揮していくためには、中核機能に関する自治体の認識や今後の整備方針などについて、児童発達支援センター（児童発達支援センターがない場合、及び面的整備型の場合は、地域で中核機能の発揮に関わる事業所等）と認識・理解を共有し、協働して取組を進めることが必要である。

児童発達支援センター等との連携については、以下の取組を進めることが考えられるが、これに限らず、地域の実情に応じて対応するとともに、児童発達支援センター等から疑義や懸念、依頼・要望が出された場合には、これに真摯に対応することが求められる。

また、児童発達支援センター等が中核機能①～④を発揮する前提として、児童発達支援センター自身が相応の知識・経験等を有していることが求められる。児童発達支援センター自身が研鑽を重ねるとともに、市町村においても、児童発達支援センター等と連携を図りながら、人材育成等を支援することも重要である。

#### ＜具体例＞

##### ◆ 児童発達支援センター等の中核機能①～④の発揮に関する現状及び今後の考え方の把握・分析

… 児童発達支援センター等が現在中核機能①～④を発揮できていると考えているか、また今後①～④を発揮できているかの意向を確認するとともに、実際の機能の整備・発揮の実態を把握・分析する。

##### ◆ ①～④の機能を発揮するための具体的な方策の検討

… すでに実施済、あるいは今後①～④を全て発揮することが可能と考えており、実際にその機能が発揮されている・発揮される体制が整う見込みがつけられている場合には、「中核拠点型」での整備が現実的な選択肢となる（児童発達支援センターは中核機能の発揮を可能と考えているが、実態把握・分析の結果、自治体はそう考えていない場合には、児童発達支援センターとの意向・意識のすり合わせが必要）。

… ①～④の発揮が困難と考えている場合にはその理由を確認し、本当にその機能発揮が困難であるか、その理由や対応策を検討していく。その結果機能発揮が困難であると考えられる場合には、「面的整備型」での整備が現実的な選択肢となる。

##### ◆ ①～④の機能の発揮に向けた連携・支援

… 地域の支援体制の整備方針に基づき、児童発達支援センターが中核機能を発揮するための連携・支援を進める。児童発達支援センターが取組を進めていく上で必要な財政面・ノウハウ面での支援を行っていく。地域の事業所・関係機関等と連携した取組を進める上での土台となる仕組みづくり、関係性の構築や、地域住民へのアプローチなど、児童発達支援センターと連携しながら進めていくことが期待される。

◆ 児童発達支援センター等の支援の質の向上等に向けた取組、人材育成

- … 児童発達支援センターを中心に、地域で中核的な機能を発揮する事業者向けに、中核機能①～④に関する研修を実施することや、児童発達支援センター等が中核機能の提供に当たり困ったことを相談できる体制を市町村が提供する等の取組が考えられる。

地域でスーパーバイズ等を行う立場にある児童発達支援センター向けの支援となるため、市町村等でそうした支援の提供が難しい場合には、都道府県による実施を求めることや、地域の大学等教育機関の助力を得る等、広域的・専門的な対応を図っていくことが考えられる。

（イ）自治体と地域の事業所や関係機関等との連携

「面的整備型」においては、児童発達支援センター以外の事業所や機関の連携により中核機能を発揮していくことが求められ、また、「中核拠点型」「面的整備型」いずれの場合であっても、中核的役割を担う事業所や機関以外の、地域の事業所や関係機関と連携して地域の支援体制を構築し、多職種連携・多機関連携でこどもと家族に支援を届けていくことが重要となる。市町村には、障害児支援部署やこども子育て支援部署等の関係部署が連携し、連携の土台づくりを進めていくことが求められる

<具体例>

◆ 児童発達支援センター以外の障害児通所支援事業所との連携

- … 児童発達支援のみならず、中核機能②「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」や、③「地域のインクルージョン推進の中核機能」の発揮に向けては、学齢期のこどもの支援や移行支援等も見据えた放課後等デイサービス事業所との連携構築が重要となる。

児童発達支援センターが就学前のこどもを多く対象とする中、放課後等デイサービス事業所との連携体制が必ずしも十分でない場合には、市町村が主体となり、事業所間で情報共有を行う場を設けるなど、児童発達支援センター、児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所などの顔つなぎをすることなども必要である。

◆ （自立支援）協議会やこども関係の会議等の活用

- … （自立支援）協議会（こども部会）やこども関係の会議等において、障害児支援、子育て支援、母子保健、社会的養護、学校、当事者を含めた関係機関等が広く参画するようにしていくことが望ましい。こうした会議において、例えば、議題として、中核機能の発揮をはじめ、地域の障害児支援体制の状況や、地域の通所支援事業所の概要・活動を紹介するなどの取組により、地域内の関係者・関係機関の相互理解を深めていくことも期待される。

また、こうした協議会・会議等の既存の会議体によらず、別途関係機関・事業所等での会議、研修会や打合せの場を設定することにより、必要事項の協議を適時適切に行なうことや、関係機関・事業者間の関係構築を促進する機会を提供することも期待される。

◆ こども一般施策の事業者や学校等、幅広い関係機関との連携

- … 地域のインクルージョン推進等の観点からも、市町村の障害児支援担当部署自身も、こども子育て担当部署や教育委員会等、庁内の関係部署と日頃から情報交換や連携した検討・取組を

行い、つながりを強めておくことが重要である。日常的な情報共有やいざという際の円滑な連携を進めるとともに、それぞれの部署の関係者・関係機関が参加可能な研修会や情報交換会を企画し、分野を超えた連携の強化を図っていくことも期待される。

◆ その他の関係機関・関係者との連携

… その他、専門学校、大学、医療機関、社会的養護関係施設など、障害児支援に関連する施設、機関との連携体制の構築を進めることも重要である。

また、地域によっては何か困りごとが生じた際に相談できる方、地域で様々な事業・取組に精力的に取り組んでいる方といった、いわば地域のキーパーソンがいる場合もある。こうした方との連携体制を構築し、中核機能の発揮をサポートしてもらうことも考えられる。

### （３）取組の推進に当たって

中核機能の発揮による地域の支援体制の整備に当たっては、地域の実情により、様々な課題に直面することが想定される。その際、すでに中核機能の整備・発揮を進めている先進事例から学ぶことや、同じような人口規模・地理的要件等があり、同様の課題に直面していた（している）他の市町村の取組を参考にすることや、情報交換を行い共に取り組んでいくことが考えられる。都道府県からの広域的な支援も受けながら、視察や研究を進め、整備・改善の取組を進められたい。

なお、本手引きにおいて、中核機能発揮における具体的な取組事例について第4章に記載しているところ、適宜参照いただきたい。

## 2. 都道府県の役割・取組等におけるポイント

### （１）都道府県の役割・取組

基本指針において「都道府県は、広域的な調整の観点から、管内の市町村が取り組む支援体制の整備に積極的に関与していくことが必要である」とされている。都道府県は、地域の支援体制の整備について、専門的・広域的な見地から市町村の支援を行うべき主体であり、管内の各市町村が、地域で中核機能をどのように整備・発揮しているか、支援が必要なことをどう支えているかについて、適時適切に把握し、全ての市町村でしっかりと取組が進められるよう、市町村に対して積極的にサポートしていくことが必要となる。

具体的には、中核機能の発揮による地域の支援体制整備について、管内市町村の状況を俯瞰した上で、制度や全国的な好事例等も踏まえて専門的な視点から財政面・ノウハウ面で支援することや、単独市町村のみでは機能の確保が困難な状況等において、市町村間で機能を融通・共有できるような体制構築に向けた働きかけといった支援・調整を行うことが期待される。

都道府県が行うべき取組は、各市町村における中核機能の整備・発揮の状況、社会資源の整備状況等により様々であるが、いずれの場合であっても市町村における地域の支援体制整備を積極的にサポートし、都道府県のどこに住んでいても子どもと家族が必要な質の高い支援を受けられる体制の確保・充実を図っていくことが求められる。以下に示す役割・取組例に限らず、地域の実情に応じて必要な取組を進められたい。

<役割・取組例>

◆ 管内市町村の地域支援体制の整備に対する支援の方針の検討・実践

… 管内の全ての市町村で中核機能が発揮された地域の支援体制の整備が進むよう、市町村等に対する財政面・ノウハウ面からの支援や広域調整等を含めた支援の方針を検討し、これらの取組を実施すること。地域の支援体制の整備に苦慮している市町村はないか、単独市町村を超えた広域での検討が必要ないかといった県内全域を見渡した視点から検討を行うこと。

◆ 管内市町村における4つの中核機能の整備・発揮に係る実態把握と個別支援

… 各市町村における中核機能の整備方針や、整備・発揮の状況の把握を行うとともに、中核機能が整備・発揮されていない場合には、当該市町村における今後の対応について確認し、必要に応じて個別に支援を行うこと。

これらの確認を通し、例えば中核機能が未整備で、かつ今後の整備方針の検討も未着手である市町村については、都道府県から検討を促すとともに、制度や全国的な好事例等も踏まえて専門的な視点から財政面・ノウハウ面で支援するなど、市町村の実情に応じた個別支援を行うこと。

◆ 単独市町村での中核機能の整備が困難な場合の広域調整

… 人口規模の小さな市町村等で、地域のニーズや社会資源が少ない場合等、単独市町村での中核機能の整備・発揮が困難な場合には、複数市町村が連携し、あるいは近隣の中核機能の整備・発揮が進んでいる市町村の協力を得ることで中核機能を確保し、地域の支援体制の整備を進めていくことが考えられる。都道府県は、単独市町村のみでは機能の確保が困難な場合に、必要に応じて、近隣の市町村が連携して広域で支援体制の整備を進められるよう、必要な働きかけや調整を積極的に行っていく。こうした広域調整の取組については、予め手順等を含め仕組み化し、管内市町村に周知しておく等の工夫を行うことが重要である。

◆ 中核機能の整備・発揮のための事業の実施や活用可能な事業の周知啓発

… 市町村の中核機能の整備・発揮や地域の支援体制整備を支援する事業（地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業等の活用等を含む）の実施を進めるとともに、市町村が実施主体となる事業について、実施の手続や活用方法等を含め、周知啓発を図るとともに、必要に応じて個別に活用のサポートを行うことが考えられる。

**（2）取組にあたってのポイント・留意点**

ア. 管内市町村の地域支援体制の整備に対する支援の方針の検討・実践

都道府県が、管内市町村の地域支援体制の整備に対する支援の方針等において具体的に検討・決定すべき事項として、以下のようなものが考えられる。これらはあくまでも一例であり、各都道府県で必要な事項について検討を進めていくことが必要である。

<検討事項例>

◆ 管内全ての市町村で中核機能が整備・発揮されるために必要な支援方策の検討

- … 管内市町村の全ての地域で中核機能が整備・発揮されるよう、市町村に対する財政面・ノウハウ面からの支援や広域調整等を含めた支援について、具体的な支援方策を検討・決定する。  
例えば、児童発達支援センターの設置を含めた中核機能の整備・発揮に係る市町村への相談対応、中核機能の整備・発揮に当たり必要な社会資源の開発や連携体制構築に関する支援の提供を行っていくこと等が考えられる。
- … 単独市町村での中核機能の整備が困難な場合には、複数市町村の連携や先行市町村の協力などにより中核機能が確保されるよう、広域調整を行うことが必要であり、予め手順等を含め仕組み化しておくことが考えられる。
- … 市町村の中核機能の整備・発揮や地域の支援体制整備を支援する事業（地域障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業等の活用等を含む）の実施・運用を検討する。また、市町村が実施主体となる事業について、実施の手続きや活用方法等を含め、周知啓発や個々の市町村への活用のサポートを行うことも考えられる。
- … 地域の支援体制整備について、制度の理解や意識の醸成を図り、取組を促進するため、障害児支援に係る制度の動向や、関係機関の役割、中核機能の整備・発揮の意義や必要性・重要性等について、管内市町村や児童発達支援センター等に周知啓発を図っていくことも考えられる。
- … 中核機能の整備・発揮に必要な知識等について、市町村や児童発達支援センター等の職員に研修等の形で周知・啓発することも考えられる。顔の見える関係の構築・強化にもつながる対面での集合研修のほか、受講しやすいオンラインでの研修など、利便性や効果も踏まえ、地域の実情に応じて有用な方法で実施されたい。

※研修メニュー例

- ・ 全国的、あるいは各都道府県におけるこども政策・障害児支援政策の動向
- ・ 中核機能の整備・発揮の意義や効果、先行自治体の好事例も踏まえた手法等
- ・ 活用できる各種制度の概要や具体的な活用方法等
- … 中核機能の整備・発揮に必要な関係機関の連携について、関係者・関係機関が集まる会議や意見交換会、研修等の場の提供により、市町村や児童発達支援センター等が、医療や教育等、広域での整備・実施が行われている分野をはじめ、連携体制を構築・強化する機会を提供することが考えられる。また、市町村や児童発達支援センター等が集まる機会を提供し、学び合いや連携強化（ネットワークの構築）により、市町村の地域支援体制の整備を促進していくことも考えられる。

イ. 管内市町村における4つの中核機能の整備・発揮に係る実態把握と個別支援

各市町村での中核機能の整備方針や整備・発揮の状況の把握、今後の対応の確認については、管内市町村の障害福祉担当部署（担当者）が集まる会議等での情報収集や、アンケートやヒアリング調査の実施、中核機能強化（事業所）加算の算定状況等の把握等、様々な方法が考えられる。

収集した情報に基づき、必要があれば個別に支援を行っていくこととなるため、アンケートやヒアリング時に個別支援を行う場合がある旨をあらかじめ市町村に伝える等、都道府県が支援を行う姿勢を市町村に周知していくことが重要である。これにより、市町村が取組を進める上で都

## 第2章 中核的機能の発揮に向けた、地域の支援体制整備におけるポイント（主に自治体向け）

都道府県を頼ってよいことが明確になり、市町村での課題の抱え込みや取組の停滞等を避けることにもつながる。

中核機能の検討に当たり課題がある市町村に対しては、同種の課題に対する他の自治体の対応事例や解決策等に関する好事例の情報提供をはじめ、専門的見地からの助言・援助を行う。こうした対応は、中核機能の整備・発揮の手法や地域の実情等、様々な知見が必要であり、経験年数の長い職員等、なるべく高い専門性を有する職員が担当することが望ましい。

すでに中核機能が整備・発揮されている市町村や地域についても、その中核機能の提供が安定的・継続的に行われているか等を確認し、市町村と連携し、地域の支援体制の継続と拡充に向けて、引き続きサポートを行っていくことが求められる。

さらに、管内の市町村の中核機能の整備・発揮の状況を積極的に把握し、整備・発揮されている市町村の取組（好事例）について、横展開を図っていくことも重要である。

### ウ. 単独市町村での中核機能の整備が困難な場合の広域調整

都道府県は、単独市町村のみでは機能の確保が困難な場合に、近隣の市町村が連携して広域で支援体制の整備を進められるよう、関係市町村に対して必要な働きかけや調整を積極的に行っていくことが求められる。

児童発達支援センターの広域設置を行う場合には、既存の児童発達支援センターを広域設置の児童発達支援センターとして位置付ける、児童発達支援センターがない地域に新たに広域設置の児童発達支援センターを設置する等の方法が考えられる。いずれの場合も、市町村間の費用負担、人員、作業負担等といった要検討事項が生じるため、協議が円滑に進むよう都道府県が支援する必要がある。

広域設置に限らず、市町村間で検討・協議や相談を行う場合には、必要に応じ都道府県が支援に入るとともに、定例化や手順を取り決めるなど仕組み化を図ることが望ましい。また、複数の市町村が参画する（自立支援）協議会など、既存の会議体や連携体制がある場合は、当該連携を基礎とし、各市町村の障害児支援施策との一体性を保ちながら進められるよう配慮することが重要である。

なお、近隣の市町村を支援するに当たって、都道府県が主体となって協議を進めるか、市町村間での協議を促す立場に留まるか等は各地域で判断のうえ、実施する。

### エ. 中核機能の整備・発揮のための事業の実施や活用可能な事業の周知啓発

障害児等療育支援事業については、都道府県や市町村等の地域の実態等によって具体的・詳細な実施内容を決めることが可能であり、中核機能の強化を図る上でも活用が期待される。都道府県は、各市町村・地域の支援ニーズを把握したうえで、改めて各市町村等の実情に応じた活用について検討されたい。

## 第3章 児童発達支援センター等が中核機能を発揮するための取組等 （主に児童発達支援センター、中核的役割を担う事業所向け）

---

本章は、①～④の中核機能の発揮に当たり、主に児童発達支援センターが検討・実施すべきと考えられる内容を中心にまとめた。

なお、地域に児童発達支援センターがない等の理由で、児童発達支援センター以外の機関・事業所等が中核機能を発揮する場合（「面的整備型」として整備する場合）においても、本章の「児童発達支援センター」の記載を適宜それらの機関・事業所等に読み替えた上で参照されたい。

### 1. 幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

#### （１）「幅広い高度な専門性」の必要性・役割

「障害児通所支援に関する検討会報告書」にも記載の通り、児童発達支援センターにおいては、幅広くどのような障害児についても受け入れることは前提としつつ、高度な専門性に基づく発達支援・家族支援が必要な障害児（例えば重度の障害や重複する障害、強度行動障害を有する児、医療的ケア児等）にも対応できるようにすることが必要である。

他方、ここで示される「幅広い高度な専門性」は、特定の知識や技術（例えば、医療的ケア児の支援に必要な医療・看護知識等）のみを指すものではなく、支援ニーズの多寡にかかわらずこども・家族の総合的なアセスメントを行い、その置かれた状況や思いに寄り添いながら適切な発達支援を行うための知見・技術を含む。このため、幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援の機能を発揮するためには、こどもの発達全般や障害特性・行動特性等のアセスメントにより障害の特性や発達段階を捉えアプローチするという、発達支援における基本的な取組をあらゆるこども・家族に行い、これに基づく適切な支援を確実に行うとともに、こどものいまの育ちを充実させていくこととあわせて、成人期を見据えた上で乳幼児期から段階的に必要なアプローチを行う視点、障害の有無に関わらずこどもの育ちに大切な遊びを通じて支援する視点、子育て支援という観点をもって支援を行うことが重要であり、どのようなこども・家族であったとしても、個別性を重視し、都度適切なアセスメントと支援提供が行えるようにしていくことが求められる。

また、様々な専門職がそれぞれの有する専門性を発揮しつつ、職種間で連携・協力をしながら、こどもや家族のニーズを多方面から総合的に捉え、チームによる支援を行っていく必要もある。

この「幅広い高度な専門性」は必ずしも児童発達支援センターのみに求められる機能ではないが、児童発達支援センターに求められるこのほかの中核機能（スーパーバイズ・コンサルテーション機能、インクルージョン推進機能、発達相談の入口機能）の基礎ともなるため、4つの機能全てを備えることが基本となる児童発達支援センターにおいては特に重要な機能と考えられる。また、児童発達支援センター以外の事業所・機関が中核機能を担う場合（面的整備型）においても、1の事業所等が全てを担う場合のみならず、地域の中核機能に関わる全ての事業所等が「幅広い高度な専門性」を有することが望ましい。

#### （２）一元化後、身近な地域で支援を受けられる体制の整備

令和6年度からの福祉型・医療型の一元化、及び福祉型の3類型の一元化に合わせ、各児童発達支援センターではこれまで受け入れが少なかった障害種別・特性のこどもについて、これまで以上に多く対応することになることも想定される。

### 第3章 児童発達支援センターが中核機能を発揮するための取組等（主に児童発達支援センター向け）

#### 【(旧) 医療型児童発達支援センターについて】

これまで(旧) 医療型児童発達支援センターを利用している肢体不自由・重症心身障害のこどもには、旧医療型が有する強みを活かしながら、理学療法・作業療法・言語療法等による支援の提供を、医療の枠組みの中で引き続き行うことも考えられる。

令和6年度以降は、肢体不自由・重症心身障害のこども以外にも様々なこどもが利用者となりうることを踏まえ、これまで培われた(旧) 医療型児童発達支援センターの重要な機能・強みは活かしつつ、遊び等を通じた様々な領域の発達支援を行いやすい環境整備を進める観点から、保育士・児童指導員の確保・育成を進めていくことが期待される。同時に、発達障害や知的障害、視覚障害・聴覚障害等、様々な障害種別にかかる知識・支援技術を職員が広く学んでいくことが期待される。

活発・自由に動き、遊ぶこどもが増えると思われる場合には、適切な物理的環境を整えることも重要である。

#### 【(旧) 福祉型児童発達支援センターについて】

身近に(旧) 医療型児童発達支援センター（事業所）がなかった地域では、これまで以上に肢体不自由・重症心身障害のこどもへの適切な支援提供が求められる可能性があり、当該分野の知識・支援技術の習得を進めることが期待される。

医療的ケア等が必要なこどもには、より専門的・医療的な知識・技術や、支援において一定の資格が必要となることも考えられ、診療所等の医療機関と適切な情報共有・相談を行うための関係構築や、看護職員等専門職の新規確保、職員の研修受講の促進等が必要である。

また、福祉型の3類型についても一元化がなされたことから、難聴児、重症心身障害児を含むいずれの障害を有するこどもについても適切な支援を提供できるよう、専門知識・経験を有する職員の確保や、職員の研修受講の促進等が必要である。

#### 【共通事項】

地域における社会資源（児童発達支援センター及び事業所）の整備状況、専門職の人数といった地域特性によっては、期待される人員確保や専門知識・技術の獲得等が、全ての児童発達支援センターで速やかに行える状況ばかりではないとも考えられる。その場合は地域の児童発達支援センター・事業所が連携しつつ、各々の得意分野を発揮することや、不得手とする（専門人材が不足している等）分野については他事業所への紹介・相談が行える体制を確保しておく等、地域全体として支援が可能となる体制を構築する。

これらの調整は地域の様々な事業者を含めて行う必要があり、児童発達支援センター単独では調整が難しいことも考えられる。調整役として市町村（単一市町村を超えた広域での調整を要する場合は必要に応じて都道府県にも加わってもらう）の協力を得る（市町村ないし都道府県が主となり調整する）よう相談・要請することが考えられる。

### (3) アセスメントに基づく総合的な支援の提供と個々のニーズに応じた特定の領域に重点を置いた支援

前述の通り、幅広い高度な専門性とは、支援ニーズの多寡にかかわらずこども・家族の総合的なアセスメントを行い、その置かれた状況や思いに寄り添いながら適切な発達支援を行うための

知見・技術である。発達支援等専門的な支援・ケアは大変重要であるとともに、遊びを通じて支援する視点、子育て支援という観点も、こどもの健やかな発達支援にはまた欠かせない要素である。支援者側もこうした意識を日頃から持ちこどもの支援にあたることが重要である。

そのためには、日頃からこどもに関わっている支援者同士が緊密にコミュニケーションをとるとともに、必要時に相談・カンファレンスを行える体制を整える等により、多職種を含む多くの支援者の視点を含めたアセスメントを行うこと、児童発達支援センター内または外部研修等により職員が学びを得ることや、保育所・幼稚園や放課後児童クラブ等の一般施策における施設・事業所と職員レベルで交流し、双方のこどもへの関わりを知り、学び合うこと等も重要である。

他方、地域の中核的な機関の位置付けを有する児童発達支援センターには、強度行動障害や医療的ケアのあるこども等、専門的なケア・支援を必要とするこどもが多く来る場合も想定される。その場合、専門性を有する関係機関や特定の分野に強みを持つ事業所や専門機関（発達障害者支援センター、医療的ケア児支援センター、医療機関等のほか、大学・専門学校等教育機関など様々なものを想定）と連携することが重要であり、日頃からの関係性といざという時の連携体制の構築を進めておくことが求められる。

#### （４）家族支援、きょうだいへの支援の取組

家族支援は保護者・家族自身にとっても、こどもの健やかな発達、暮らしにとっても欠かせない要素である。

こどものアセスメントに当たっては、こどもを取り巻く環境として家族の心理面・社会面の状況、家庭と地域コミュニティ・社会資源とのつながり、家族関係などを含めて行うことが不可欠である。その過程で家族への何らかの支援が必要と判断される場合には、児童発達支援センター内の相談支援専門員、心理担当職員が連携し、心理カウンセリングやペアレントトレーニングを行う、あるいはこれらを専門的に行っている機関等につなげることが必要であり、児童発達支援センター職員はこうした家族支援の必要性の有無を、日々の関わり等の中で検討・判断していくこととなる。

親の会など、ピアサポートの会の紹介や親同士のつながりの構築支援等も重要である。

きょうだいには、自分のきょうだいの障害特性を理解できているか、肯定的に受け止められているか、何かしらの葛藤を感じていないかといった心理的なサポートが必要な場合がある。また、家族の介護その他日常生活上の世話を過度に行っているような場合（ヤングケアラー）には、それがきょうだいの生活上負担になっていないかといった視点を持つ必要もあり、いずれの場合もきょうだいへの支援が必要と思われる場合は、家族へ適切な形で働きかけを行うことが求められる。

## 2. 地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

### （１）スーパーバイズ・コンサルテーションの必要性・役割

障害のあるこどもやその家族が、どの地域・どの事業所でも一定水準以上の支援が受けられるよう、地域全体の支援の質の向上を図っていくことが重要である。こうした観点から、地域における中核的な支援機関として位置付けられる児童発達支援センターには、自センターにおいて幅

### 第3章 児童発達支援センターが中核機能を発揮するための取組等（主に児童発達支援センター向け）

広い高度な専門性に基づいた支援を提供することに加え、他の障害児通所支援事業所の支援も行い、地域全体での支援の質を高めていくことが求められる。

なお、スーパーバイズ等を行うためには、児童発達支援センター自身がこども・家族の支援等における相応の知識・経験を有していることが求められる。児童発達支援センター自身が日頃からの支援の提供や OJT、研修等を通じた支援技術・知見の蓄積・向上に取り組むことが必要である。また、地域の支援体制整備の主体である市町村や都道府県へ相談するなどし、自治体主導で研修を実施してもらう等、児童発達支援センター自身の質の向上に向けたサポート・協力体制を確保することも重要である。

#### （2）地域の事業所との相互理解、信頼関係の構築

他の障害児通所支援事業所にスーパーバイズ等を適切に行うためには、他の事業所との相互理解、信頼関係が構築されていることが重要である。児童発達支援センターと事業所間の信頼関係があることで、事業所の担当者がこども・家族のアセスメント内容等を率直に、自信を持ち説明しやすくなることや、スーパーバイズ等における協議、質問等も行いやすくなり、スーパーバイズ等の効果が高まる。

このように信頼関係の構築や、事業所が一定の心理的安全性を保てるようにするためには、日頃から児童発達支援センターが他事業所との連絡、連携を意識的に行ったり、事業所が参加する会議体や研修等に積極的に参加したり、関係性の構築を目的の一つとした勉強会・事例検討会を児童発達支援センターが主催する等の手法を通し、顔見知りになる・良好な関係を構築することが考えられる。

自治体内・地域内にこのような通所支援事業所が集まる会議体、機会等がない場合や、面的整備型での中核機能の整備を進めており、中心となる機関等単独での関係構築が難しい場合などは、自治体に働きかけて、そのような機会等の設定を進めてもらうことも重要である。

#### （3）地域の状況把握、地域の事業所のニーズ把握

地域には様々な障害児通所支援事業所があるが、職員のこれまでの経験・専門分野や、事業所を利用しているこどもの障害種別等（発達障害のこどもが多い・旧医療型の児童発達支援センターで肢体不自由のこどもが多い等）、一元化される前の事業所類型等により、各事業所が十分な知見を備えている分野と、そうでない分野に差が生じる場合もあると考えられる。また、地域内でそのような事業者が多い場合には、地域全体として特定の障害種別・特性のこどもへの支援が十分行われない可能性もある。

このため、地域の事業所がこどもにどのような支援を行っているのか、また事業所がどのような支援を求めているのか（支援の質を向上させたいと考えている領域・障害種別等や、習得・向上を希望している支援技法等）などの支援実態、希望を把握したうえで、それらのニーズに合致するスーパーバイズ等を提供することが求められる。

こうした実態、希望の把握には、上述したような事業者との積極的な連絡、連携が有用であり、その際に「事業所がどのようなことに困っているのか」「どういった学びがあると良いと考えるか」等をあわせて把握すること等が重要である。

なお、地域の中には様々な事業所があり、中には、アセスメントを行わず、こどもの特性や状態に関わらず、一つの技能・技術の上達のみを目的とするような、公費負担を受けて実施する通

所支援としては相応しくないとと思われる支援を提供する事業所もあることが想定される。児童発達支援センターは、積極的に地域の事業所と連携を図り、必要に応じて市町村とも連携しながら、このような事業所も含め、地域の各事業所がより適切な支援提供が行えるような研修等を企画運営し、地域のすべての事業所の下で適切な支援提供が図られるよう、取組を進めることが求められる。

#### （４）学齢期のこどもへの対応

児童発達支援は就学前のこどもを主な対象とするサービス・事業所であるが、地域の中核的な機関と位置付けられる児童発達支援センターは、放課後等デイサービス等、学齢期のこどもが利用する事業所へのスーパーバイズ等も行うことが期待される。

そのためには、児童発達支援センターの職員が学齢期のこどもも含む支援等について、日常業務や研修等の機会をとらえ学んでいくことが重要である。また、地域で中心的な放課後等デイサービスや学齢期のこどもの支援に大きな役割を果たす機関等がある場合には、面的整備型として当該事業所・機関等とも連携し、学齢期のこどもの支援におけるスーパーバイズ等の体制を地域全体で構築していくことも考えられる。

#### （５）地域の事業所に対する研修や事例検討会の実施

児童発達支援センターの行うスーパーバイズ等は、直接個別の事業所等に訪問して行うものや、逆に事業所から相談を受ける・来訪してもらう等の方法により行うものなど、様々な方法が考えられる。こうした個別のスーパーバイズ等を有効に進めるためには、各事業所とある程度関係性が構築されていることや、児童発達支援センターが地域でスーパーバイズ等を担っているという明確な位置付けが設定・周知されていることが必要となる。そのような状況に至っていない場合には、市町村とも連携しながら、まずは児童発達支援センターが地域の事業所を対象に、研修会や勉強会、事例検討会を開催していくことなどから始めることが考えられる。

研修会等の開催にあたっては、児童発達支援センターの職員のみで企画運営、事務手続、講義等を完結する必要は必ずしもなく、運営に自治体や他事業所の支援を得ることや、講師を他の専門機関、教育機関から招聘する等の方法により、なるべく少ない負担で実施することも、継続的に研修会等を開催するためには重要である。また、オンラインで研修や事例検討会を開催することは、地域内の状況に限らず、全国規模でそれぞれの講師が有する専門性を学ぶ機会の提供にもつながる。動画や実施記録を活用することで、繰り返しの学びやオンデマンドの対応を進めることも考えられる。

こうした研修等の開催を通し、事業所との関係性を意識的に形成することで、顔の見える関係性の構築、ひいては個別のスーパーバイズ等の実践につなげることが可能となる。

スーパーバイズ・コンサルテーション機能の発揮にあたっては、研修会等の開催と、個別のスーパーバイズ等を両輪として進めていくことが有用である。

### 3. 地域のインクルージョン推進の中核機能

#### （１）地域のインクルージョン推進の必要性・役割

児童発達支援センターは、保育所等のこども・子育て支援や地域の暮らしの中で障害の有無に関わらずこどもが共に育ち暮らしていく環境づくりを進め、障害のあるこどもの地域社会への参加・包摂（インクルージョン）を推進する専門的役割を有する機関である。自センターを利用するこども・家族への個別の支援提供のみならず、保育所や放課後児童クラブ等、いわゆる一般施策の施設・事業所等とも連携し、専門的知見・技能による後方支援を進めていくことが求められる。自センターを利用するこどもについては、移行（保育所等への移行や併行利用等）の可能性について検討し、またそのような視点も含めたアセスメントを行う。

地域の保育所や放課後児童クラブ等では、障害児支援に関する経験や知識が少なく、日々の支援に苦慮することや、そうしたこどもの受入れに消極的になっているケースがあることも想定される。個別ケースの移行支援・併行利用等の実践に加え、これら保育所等全体における支援力の向上を図ることも、児童発達支援センターの大きな役割である。

さらに、保育所等の支援にあたる関係機関のみならず、地域住民に広く障害の特性や環境づくりについて周知・啓発を行い、こどもが育ち暮らす様々な場面でのインクルージョンの環境づくりを進めていくことも求められる。

#### （２）地域の保育所等関係機関とのネットワークの構築・連携、支援

児童発達支援センターは他の障害児通所支援事業所のみならず、地域の保育所や放課後児童クラブ等、いわゆる一般こども施策の事業所等とも積極的に連携し、必要に応じて保育所等訪問支援等を活用し、保育所等に通う障害児や保育士等への支援を行う等、連携を図っていく必要がある。

地域の保育所等関係機関と、様々な機会を捉えて交流し、関係性の構築を進めていくことが重要である。地域からの相談を受けやすい体制を用意する（ホームページ等で気軽に相談できることを記載する等）ことや、地域の保育所等が集まる会議体に参加すること等、様々な方法が考えられる。

面的整備型の体制整備により、地域のインクルージョン推進を児童発達支援センター以外の事業所等が担う場合などにおいて、地域の多数の保育所等との連携体制の構築が難しい場合には、自治体を中心となり連携のための会議体を新たに設定することや、既存の保育所等の連絡会に当該事業者が参加できるよう調整する等、自治体と連携・協力を図りながら、取組を進めていくことが期待される。

また、保育所等と併行利用しているこどもについては、個別支援計画、障害児支援利用計画の内容を併行利用先と共有する等、支援内容や目標等を明確に共有し、育ちや暮らしの連続性の中で支援を進めていくことが期待される。

なお、地域の保育所や放課後児童クラブ等と積極的に連携し、専門性を発揮して適時適切に支援を行っていく観点からも、児童発達支援センターは保育所等訪問支援の指定を受けることを基本とする。

一方で、保育所等訪問支援は利用する個々のこどもを基軸とした支援であり、個々のこどもに依らずに保育所等のこどもや職員全体に対して助言・援助を行っていくことも重要であり、地域

障害児支援体制強化事業や障害児等療育支援事業（後述）も活用しながらこうした取組も進められたい。

|        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 対象者    | 保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校、認定こども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障害児(乳児院・児童養護施設に入所している障害児も含む)であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障害児。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| サービス内容 | 保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行う。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 人員配置   | ◆ 訪問支援員      ◆ 児童発達支援管理責任者      ◆ 管理者                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 報酬単価   | <p>基本報酬： 1,071 単位（訪問支援時間：30 分以上）</p> <p>主な加算：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 訪問支援員特別加算 <ul style="list-style-type: none"> <li>I 業務従事 10 年以上または保育所等訪問 5 年以上 ： 850 単位/日</li> <li>II 業務従事 5 年以上または保育所等訪問 3 年以上 ： 700 単位/日</li> </ul> </li> <li>◆ 関係機関連携加算 ： 150 単位/回（月 1 回まで）</li> <li>◆ 多職種連携支援加算 ： 200 単位/回（月 1 回まで）</li> <li>◆ 強度行動障害児支援加算 ： 200 単位/日</li> <li>◆ ケアニーズ対応加算 ： 120 単位/日</li> <li>◆ 家族支援加算（I は月 2 回、II は月 4 回まで） <ul style="list-style-type: none"> <li>I 個別の相談援助等 … 居宅訪問：300 単位(1時間未満 200 単位)/回<br/>事業所等で対面：100 単位/回 オンライン：80 単位/回</li> <li>II グループでの相談援助等 … 事業所等で対面：80 単位/回 オンライン 60 単位/回</li> </ul> </li> </ul> |

地域の保育所等は、障害のあるこどもへの支援について熟知していない場合もあると考えられる。

保育所等への児童発達支援センター職員の派遣（保育所等訪問支援など、個別のこどもの支援だけでなく、事業所や職員自体への支援を目的とした事業も含む。）や、逆に保育所等から半日・1 日単位等の短い期間でもセンターに訪問してもらい、障害のあるこどもへの関わりを実習形式で学んでもらう、オンラインや動画・資料を活用する等、保育所等の負担にも配慮しながら、様々な方法を検討の上、効果的・効率的に実施していくことが重要である。

地域のインクルージョン推進にあたっては、こどもの特性や発達段階、将来を見据えたアセスメント内容、こども・家族の希望等に応じ、移行支援や併行利用等が円滑に提供される仕組みが構築されていることが望ましい。児童発達支援センターの立場からは、地域の通所支援事業所や

### 第3章 児童発達支援センターが中核機能を発揮するための取組等（主に児童発達支援センター向け）

保育所等に、移行支援・併行利用等の意義や重要性を啓発することや、必要に応じ児童発達支援センター等が相談対応を行えることを周知すること等が必要となる。なお、インクルージョン推進の取組を進めていくためには、児童発達支援センター等だけでなく、市町村が中心となり、障害児支援担当部署とこども子育て支援担当部署が連携し、移行支援・併行利用等が地域全体で進んでいけるような仕組み・取組作りを進めていくことが、重要である。

児童発達支援センターと保育所等との連携に関しては、巡回支援専門員整備事業（地域障害児支援体制強化事業）や障害児等療育支援事業（都道府県等）など活用可能な事業も多く、自治体との連携・協働の下で、地域でこうした活用可能な事業がないかを考え、活用に向けた事業の実施を含め、具体的な取組を進めていくことが期待される。

自治体には、児童発達支援センターの機能発揮に当たり、積極的に活用可能な事業についての情報提供や活用促進に向けた働きかけを行うことが求められる。また、インクルージョン推進における障害児通所支援事業所と保育所等の連携に当たっては、両者が参加できる会議体の設置、合同研修会の企画運営等、自治体の関係部署が連携しそれぞれの関係者に働きかけることで円滑に進むことが想定される取組も多いと考えられ、積極的な関わりが期待される。

また、保育所等の支援にあたる関係機関に限らず、地域のイベントをはじめ、こどもが育ち暮らすさまざまな場面で障害の有無に関わらず共に過ごすことができる環境整備を進めていくことが重要であり、地域住民に広く障害の特性や必要な環境づくりなどを周知・啓発していくことも重要である。地域障害児支援体制強化事業等も活用し、自治体とも連携しながら、こうした取組も進められたい。

## 4. 地域の発達支援に関する入口としての相談機能

### （1）発達支援の入口としての相談機能の必要性

児童発達支援センターにおいては、こどもの発達や育児について不安を抱えているような「気付き」の段階にあるこどもや家族に対し、丁寧に発達支援の入口としての相談に対応することが役割として求められる。

特に「気づき」の段階にある家族は、こどもの育ちの状況、普段の行動・活動に不安や戸惑いを覚えていることや、どのようにこどもに接すれば良いか等の不安を抱えていることも少なくないと考えられる。児童発達支援センターは、このような不安定な心理状態にある家族に寄り添った丁寧で温かい支援を提供していく。

他方、こどもの有する個性や発達段階等を正確かつ客観的に見極めることも、その後の相談支援・発達支援等の提供には不可欠であり、こどもや家族の気持ちに寄り添いつつ、適切なアセスメントや必要に応じた検査の実施等を行い、ニーズに応じた適切な支援に早期につなげるよう取り組んでいく。

このように、発達支援の入口としての相談対応から適切な支援につなげていくことも求められるため、児童発達支援センターは、障害児相談支援事業の指定又はこれに準ずる相談機能をあわせて有することを基本として体制を整備する必要がある。

（参考）障害児相談支援の概要

|        |                                                      |
|--------|------------------------------------------------------|
| 対象者    | 障害児通所支援の申請・変更申請に係る障害児（の保護者）                          |
| サービス内容 | 【障害児支援利用援助】<br>◆ 障害児通所支援の申請に係る通所給付決定の前に障害児支援利用計画案を作成 |

### 第3章 児童発達支援センターが中核機能を発揮するための取組等（主に児童発達支援センター向け）

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      | <p>◆ 通所給付決定後、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画を作成</p> <p>【継続障害児支援利用援助】</p> <p>◆ 障害児通所支援の利用状況等の検証(モニタリング)</p> <p>◆ サービス事業所等との連絡調整、必要に応じて新たな通所給付決定等に係る申請の勧奨</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 人員配置 | ◆ 相談支援専門員 ※ 35 件に1人を標準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 報酬単価 | <p>基本報酬:</p> <p>◆ 機能強化型障害児支援利用援助費(支援費)</p> <p style="text-align: right;">(Ⅰ) 2,201 単位      (Ⅱ) 2,101 単位</p> <p style="text-align: right;">(Ⅲ) 2,016 単位      (Ⅳ) 1,866 単位</p> <p>◆ 障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,766 単位      (Ⅱ) 815 単位</p> <p>◆ 機能強化型継続障害児支援利用援助費(支援費)</p> <p style="text-align: right;">(Ⅰ) 1,896 単位      (Ⅱ) 1,796 単位</p> <p style="text-align: right;">(Ⅲ) 1,699 単位      (Ⅳ) 1,548 単位</p> <p>◆ 継続障害児支援利用援助費 (Ⅰ) 1,448 単位      (Ⅱ) 662 単位</p> <p>主な加算:</p> <p>◆ 初回加算(500 単位/月)</p> <p>… 新規に障害児支援利用計画を作成する障害児支援対象保護者に対して、指定障害児支援利用援助費を行った場合等に評価</p> <p>◆ 保育・教育等移行支援加算(① 100 単位 ②、③300 単位/月)</p> <p>… 障害福祉サービス等の利用者を保育所、小学校、特別支援学校、企業又は障害者就業・生活支援センター等へ引き継ぐに当たって、以下の支援を行った場合に評価</p> <p style="padding-left: 20px;">①利用者の心身の状況等に関する情報提供 ②訪問 ③会議参加</p> <p>◆ 集中支援加算(300 単位/月)</p> <p>… 計画策定月及びモニタリング対象月以外の以下の業務について評価</p> <p style="padding-left: 20px;">①月2回以上の居宅等への訪問による面接(訪問)</p> <p style="padding-left: 20px;">②サービス担当学会議の開催(会議開催)</p> <p style="padding-left: 20px;">③関係機関が開催する会議への参加(会議参加)</p> |

#### (2) こども家庭センター等の関係機関とのネットワークの構築・相互の情報連携や支援の連携・協働

「気付き」の段階にあるこどもや家族は、一般施策側の機関（保育所等）や事業（1歳6か月健診、3歳児健診など）等から児童発達支援センターに紹介される・つながることも多く、こうした機関と個別ケースのアセスメントの共有、適切な情報提供が相互にできる関係性の構築と、具体的な紹介・つなぎの仕組みづくりを自治体とも連携して進めておくことが重要である。

令和6年4月に創設された、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」との連携も重要となる。こども家庭センターは障害の有無に関わらず、支援が必要なこどもや家族等への支援の一体的・総合的なマネジメントを目的とする「サポートプラン」を作成することとされている。こどもや家族、一般施策側の機関等から相談があった際には、こども家庭センターによる支援の必要性についても検討を行い、新たに支援が必要な場合や既に支援が行われている場合には、こどもや家族への支援が切れ目なく包括的に行われるよう連携を図っていくことが必要である。その際、サポートプランの対象となっているかを確認し、対象と

### 第3章 児童発達支援センターが中核機能を発揮するための取組等（主に児童発達支援センター向け）

なっている場合は、サポートプランの内容と整合性を図りながら、入口の相談や障害児支援利用計画の作成を進めることが必要である。

逆に障害児支援利用計画がすでにある中でサポートプランを作る場合は、障害児支援利用計画の内容を踏まえプランを検討する必要もあり、両センターが円滑・気軽に相談や情報共有を行えるよう、日頃から連携を図っておくことが重要である。

また、こども家庭センター以外にも児童相談所や児童家庭支援センターといった様々な専門機関があり、こうした機関とも連携し、ソーシャルワーク機能を発揮しながら相談支援にあたることが期待される。令和6年度には、令和4年改正児童福祉法により、こども家庭ソーシャルワーカーが認定資格として創設されたところであり、将来的には、このようにソーシャルワークの専門性の高い人材が、窓口相談の対応にあたることも期待される。

#### （3）基幹相談支援センターや障害児相談支援事業所等との連携・協働

##### （基幹相談支援センター）

基幹相談支援センターでは、こどもに限らず成人期の方も含め、障害に関する窓口相談等を受けている。利用者や関係機関が適切に各種センターを利用できるよう、相談受付における役割分担を行いつつ（例えば、地域における相談受付について、こどもは児童発達支援センター、成人期は基幹相談支援センターが主な窓口であることを明確化する等）、こどもが成人期に移行する際の適切な支援継続等も念頭に、緊密な連携体制の構築等を図ることで、こども・家族へのより包括的な支援体制の構築、地域の障害児相談支援事業所等への支援の充実等が期待できる。

基幹相談支援センターと連携して行う具体的な取組例としては、以下のような取組が考えられる。（「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」以外の中核機能に関する内容も含む。）

- ◆ 相談を受けたこども・家族の有する支援ニーズが様々な分野にわたり複合化している場合に、基幹相談支援センター等と連携したチームアプローチを提供する。
- ◆ 基幹相談支援センターが人材育成、相談支援専門員等へのスーパーバイズ、コンサルテーションの機能を有することから、地域の事業所へのスーパーバイズ等を基幹相談支援センターと連携して実施する。
- ◆ 基幹相談支援センターが行うモニタリング結果の検証内容を踏まえ、個別の障害児支援利用計画や事業所の提供するサービスの質の向上を図るとともに、それらの機会に把握・分析された課題（例えば支援が困難な事例やセルフプラン率の課題等）について、市町村、基幹相談支援センターと連携を図りながら、必要な取組について地域全体で検討する。

##### （地域の障害児相談支援事業所等）

児童発達支援センターの存在を知らない「気付き」の段階にある家族は、保育所や地域子育て支援拠点等一般施策の事業などへの相談のほか、障害児支援の利用のため地域の障害児相談支援事業所に相談することも考えられる。

このようなこども・家族を適切に児童発達支援センターにつないでもらえるよう、多くの事業所等に児童発達支援センターの機能を周知していく。

面的整備型で体制を整備している場合等で、入口の相談機能を担う機関が児童発達支援センターでない場合も含め、家族や地域の専門職がどのルートでどこに相談すれば良いか、そしてどの機関に情報が集約され、最終的に責任をもった相談対応が行えることとなるのか、という地域の

仕組みを確立することが重要である。そしてこの仕組みを関係者が共有し、実際に運用できるよう、市町村の主導の下、関係機関及び地域のこども・家族に様々な場面を活用して周知を図ることで、タイミングを逃さない早期の発見と支援へのつながりが実現できる。

また、児童発達支援センターにおいては、入口の相談支援を行った後、障害児支援利用計画の作成をはじめその後の支援について地域の障害児相談支援事業所等につないだ場合に、基幹相談支援センター等とも連携しながら、必要に応じてその後の状況の確認や支援のフォローを行っていくことも期待される。

#### （４）保護者同士のつながりづくり・仲間づくりに向けた取組等

保護者同士が同じ立場で、気軽に話がしあえるよう、児童発達支援センターを利用する保護者同士の紹介・顔つなぎ等を行うことでのピアサポートの提供、ペアレントメンターが地域にいる場合はその活用、親の会などの既存組織の紹介等を進めていくことも期待される。

身近な地域で、かつ小規模でこのような活動を進める上では、地域での親の会の立ち上げ・運営をサポートする等、ピアサポートが可能な組織づくりを支援していくことも考えられる。

また、こうした活動とあわせて、ペアレントトレーニングをはじめ、「気づき」の段階にある家族に対して、広く障害やこどもへの関わり方を学んでいく機会を提供していくことも重要である。

### 5. 中核機能の発揮に資する事業

ここまで記載した内容の実践に当たり、活用可能な事業等について、以下に記載する。これらは所在する自治体により実施の有無や実施内容が異なるため、詳細は都道府県または市町村にご確認をいただきたい。

#### ア 地域障害児支援体制強化事業

##### <事業概要>

児童発達支援センター（未整備の場合、関係機関が連携した中核機能の体制整備を含む。）による地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域における障害児支援の質の向上や、保育所等への巡回支援を実施し、“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等への支援やインクルージョンの推進等、地域における障害児やその家族への支援体制の強化を図ることを目的とする事業。

以下、2つの事業により構成される。

##### ①児童発達支援センターの機能強化等

… 児童発達支援センター等の中核的役割や機能の強化を図るとともに、地域全体で、障害児に提供する支援の質を高め、障害児の支援体制の強化を図る。

（具体例）

- ・ 児童発達支援センターの職員の質の向上
- ・ 地域の事業所の支援技術の向上
- ・ 地域のインクルージョン推進のための事業
- ・ 障害が疑われる児童等、ハイリスクな児童と家族のサポートの事業
- ・ 地域の支援事例検討・質の向上のための研修等事業

②巡回支援専門員整備

…保育所等に巡回支援を実施し、障害が“気になる段階”から支援を行うための体制整備を図り、発達障害児等の支援の充実、家族への支援を行うとともに、インクルージョンを推進する。

（具体例）

- |              |              |         |
|--------------|--------------|---------|
| ・巡回等の活動計画の作成 | ・巡回等支援       | ・戸別訪問等  |
| ・関係機関との連携    | ・地域の体制整備への関与 | ・専門性の確保 |

<実施主体> 都道府県、市町村

イ 障害児等療育支援事業

<事業概要>

都道府県地域生活支援事業の1つであり、障害児の地域生活を支えるため、身近な地域における療育、相談支援が受けられる体制整備や機能充実等を図ることを目的とした事業。

（具体例）※実施主体により実施内容は異なる

- ・障害のあるこどもを受け入れる保育所や放課後児童クラブ等へ専門職員を派遣し、職員に対する療育等指導を実施
- ・医療機関の外来や家庭訪問等による個別の療育指導等を実施 等

<実施主体> 都道府県、政令指定都市、中核市（事業者へ委託しての実施も可）

ウ 医療的ケア児総合支援事業

<事業概要>

「医療的ケア児支援センター」や地域に医療的ケア児等コーディネーターを置き、医療的ケア児とその家族への相談援助、相互連携の促進のための関係機関等のネットワーク化、医療的ケア児に係る情報の集約・関係機関等への発信、医療的ケア児の支援者への研修の実施、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作り活動の支援を総合的に実施する事業。

<実施主体> 都道府県、市町村

※医療的ケア児支援センターへの医療的ケア児等コーディネーター配置については都道府県のみ

エ 聴覚障害児支援中核機能強化事業

<事業概要>

聴覚障害児とその家族に対し適切な情報と支援を提供することを目的に、聴覚障害児支援の地域の支援体制を整備・強化するため、体制づくりの中核となるコーディネーターを確保して、聴覚障害児に対応する協議会の設置、関係機関の連携強化、家族支援の実施、巡回支援の実施、聴覚障害児に関する研修・啓発を行う事業。

<実施主体> 都道府県、指定都市、中核市

## オ 発達障害者支援体制整備事業

### <事業概要>

乳幼児期から成人期における各ライフステージに対応する一貫した支援の提供を目的として、関係機関等によるネットワークの構築、ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備、発達障害特有のアセスメントツールの導入を促進するための研修会等の開催、発達障害者地域支援マネジャーの配置等を行う事業。

<実施主体> 都道府県、指定都市

上記に挙げた事業以外にも、都道府県・市町村が独自で行う単独事業や、地域のインクルージョンの観点から特別支援教育関連の事業（特別支援教育コーディネーター等）を活用する等、ニーズに応じ活用可能な様々な事業がある。個別に都道府県・市町村に確認されたい。

## 【その他：障害福祉サービス等報酬改定について】

令和6年4月には、障害福祉サービス等報酬改定が行われており、障害児支援においては、児童発達支援センター等の中核機能を推進するための評価等も含め、様々な見直しが行われたところ。児童発達支援センター等が算定可能な加算について、以下参考として記載する。

### 〈 児童発達支援センター等の中核機能を推進するための加算 〉

地域において、児童発達支援センター等（未整備の場合、関係機関が連携した中核機能の体制整備を含む。）が地域の中核的役割や機能強化を図ることにより、地域の支援体制整備が推進されることが期待される。児童発達支援センターが中核機能を強化するための人材の配置や取組を評価するため、中核機能強化加算等を創設。

#### ア 中核機能強化加算（児童発達支援センターのみ算定可能）

市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける児童発達支援センターにおいて、専門人材を配置して、自治体や地域の障害児支援事業所・保育所等を含む関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定できるもの。

#### イ 中核機能強化事業所加算（児童発達支援センター以外の事業所のみ算定可能）

市町村が地域の障害児支援の中核拠点として位置付ける事業所において、専門人材を配置して、自治体や地域の関係機関等との連携体制を確保しながら、こどもと家族に対する専門的な支援・包括的な支援の提供に取り組んだ場合に算定できるもの。

※これらの加算とは別に、地域の相談支援の中核的な役割を担う事業所では、その他必要な要件を満たす場合に主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）（300単位／月）が算定可能。

**〈 質の高い発達支援の提供の推進のための加算 〉**

児童発達支援センター等において、適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援等、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進することが重要である。支援体制の強化を進めるものとして、児童指導員等加配加算と専門的支援加算を見直し。

**ア 児童指導員等加配加算**

専門職による支援の評価は専門的支援加算により行うこととし、経験ある人材の活用・評価を推進する観点から、今回の改定では、配置形態（常勤・非常勤等）や経験年数に応じた評価に見直し。

**【児童発達支援センターの場合】**

児童指導員等を配置 ※児童福祉事業等に従事した経験で評価

常勤専従・経験5年以上 区分に応じて22～62単位/日

常勤専従・経験5年未満 同 18～51単位/日

常勤換算・経験5年以上 同 15～41単位/日

常勤換算・経験5年未満 同 13～36単位/日

その他の従業者を配置 11～30単位/日

**イ 専門的支援体制加算・専門的支援実施加算**

専門人材の活用とニーズを踏まえた計画的な専門的支援の実施を進める観点から、今回の改定では、専門的な支援を提供する体制と、専門人材による個別・集中的な支援の計画的な実施について、2段階で評価を行う加算に見直し。

**（1）専門的支援体制加算**

専門的な支援の強化を図るため、基準の人員に加えて理学療法士等を配置している場合

【児童発達支援センター】 区分に応じて15～41単位/日

【児童発達支援事業所（障害児）】 同 49～123単位/日

**（2）専門的支援実施加算 150単位/回（原則月4回を限度）**

理学療法士等により、個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合（専門的支援体制加算との併算定可能。利用日数等に応じて最大月6回を限度）

**〈 支援ニーズの高い児への支援の充実 〉**

児童発達支援センターには、幅広くどのような障害児についても受け入れることが期待される。ケアニーズの高い児への支援の充実を図るため、新規加算の創設や各加算を見直し。

**ア 個別サポート加算Ⅰ 120単位/日 ※要件と単位数の見直し**

重症心身障害児等、著しく重度の障害児に対して支援を行った場合に算定できる。

**イ 個別サポート加算Ⅱ 150単位/日 ※要件と単位数の見直し**

要保護・要支援児童に対して、児童相談所やこども家庭センター等と連携して支援を行った場合に算定できる。

#### ウ 人工内耳装用児支援加算

これまで、主として難聴児の児童発達支援センターのみで算定できるものであった当該加算について、要件を満たしている場合において、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所で算定できるものとなった。

- ・人工内耳装用児支援加算（Ⅰ） 445 単位/日

※児童発達支援センターのみ算定可能

聴力検査室を設置しており、医療機関との連携の下で、言語聴覚士を配置して計画的に支援を行っている場合。

- ・人工内耳装用児支援加算（Ⅱ） 150 単位/日

医療機関との連携の下で、言語聴覚士を配置して計画的に支援を行っている場合。

#### エ 送迎加算

医療的ケア児、重症心身障害児の送迎を行った場合には、その手厚い体制（送迎時の看護職員等の配置）を評価。

- ・医療的ケア児・重症心身障害児の場合 +40 単位/回

医療的ケア児については、送迎時に医療的ケアが可能な看護職員等の配置が必要

重症心身障害児については、送迎時に基準人員となる職員（直接支援職員）の配置が必要

- ・医療的ケアスコア 16 点以上の場合 +80 単位/回

送迎時に医療的ケアが可能な看護職員等の配置が必要

### 〈 関係機関との連携強化を推進するための加算 〉

#### ア 関係機関連携加算

地域において、関係機関が連携を図りながら、こどもや家族に対して包括的な支援が提供されることが重要であり、児童発達支援センター等においても、関係機関との連携強化が期待される。今回の改定では、関係機関との連携を強化するため、個別支援計画作成時のみならず、それ以外に情報連携を行った場合にも算定できるものとして関係機関連携加算を見直し。

- ・関係機関連携加算（Ⅰ） 250 単位/回（月 1 回）

こどもが日々通う保育所や学校等と連携し、個別支援計画を作成するための会議を開催した場合

- ・関係機関連携加算（Ⅱ） 200 単位/回（月 1 回）

保育所や学校等と関係機関連携加算（Ⅰ）以外で情報連携を行った場合

- ・関係機関連携加算（Ⅲ） 150 単位/回（月 1 回）

児童相談所、医療機関等と情報連携を行った場合

- ・関係機関連携加算（Ⅳ） 200 単位/回（1 回）

就学先や就職先との連絡調整を行った場合

### 〈 家族支援の充実を図るための加算 〉

家族全体のウェルビーイングの向上を図るため、保護者・きょうだいを含む家族支援を進めることが重要であり、児童発達支援センター等においても、専門的な知識・経験に基づく家族支援を行っていくことが期待される。今回の改定では、家族支援の充実を図るため、算定回数の充実やオンラインによる相談援助の活用等、新規加算の創設及び各加算を見直し。

#### ア 家族支援加算（Ⅰ） 個別での相談援助

|                   |          |
|-------------------|----------|
| 居宅を訪問した場合（1 時間以上） | 300 単位/回 |
| （1 時間未満）          | 200 単位/回 |
| 事業所等で対面の場合        | 100 単位/回 |
| オンラインの場合          | 80 単位/回  |

#### イ 家族支援加算（Ⅱ） グループでの相談援助

|            |         |
|------------|---------|
| 事業所等で対面の場合 | 80 単位/回 |
| オンラインの場合   | 60 単位/回 |

#### ウ 子育てサポート加算 80 単位/回（月 4 回までを限度）

保護者に支援場面の観察や参加等の機会を提供した上で、こどもの特性や、特性を踏まえたこどもへの関わり方等に関して相談援助等を行った場合

### 〈 インクルージョンに向けた取組を評価する加算 〉

保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、児童発達支援センターにはインクルージョン推進の中核としての役割も期待される。今回の改定では、インクルージョンに向けた取組を評価するため、保育・教育等移行支援加算を見直し。

|                                        |                 |
|----------------------------------------|-----------------|
| 退所前に、保育所等へ訪問して助言・援助を行う等、移行に向けた取組を行った場合 | 500 単位/回（2 回限度） |
| 退所後に居宅等を訪問して相談援助を行った場合                 | 500 単位/回（1 回限度） |
| 退所後に保育所等を訪問して助言・援助を行った場合               | 500 単位/回（1 回限度） |

### 〈 保育所等訪問支援における各種加算 〉（※一部再掲あり）

保育所等訪問支援において、支援の充実を図る観点から、今回の改定では、新規加算の創設や加算を見直し。

#### ア 訪問支援員特別加算

経験のある訪問支援員の配置のみではなく当該職員による支援の実施を求めるとともに、より経験のある訪問支援員に対する評価を見直し。

|              |            |
|--------------|------------|
| 訪問支援員特別加算（Ⅰ） | 850 単位/日…① |
| 訪問支援員特別加算（Ⅱ） | 700 単位/日…② |

※保育士・児童指導員、作業療法士等で障害児支援の業務従事 5 年以上の職員を配置し当該職員が支援を行う場合

①業務従事 10 年以上の職員の場合

②業務従事5年以上10年未満の職員の場合

イ 多職種連携支援加算 200 単位/回（月1回限度）

障害特性やこどもの状態に応じた適切な支援を行う観点から、今回の改定では、専門性（職種）の異なる訪問支援員複数人での多職種連携による支援について評価を新設。

※訪問支援員特別加算の対象となる訪問支援員を含む、職種の異なる複数人で連携して訪問支援を行った場合

ウ 強度行動障害児支援加算 200 単位/日

強度行動障害を有する児の受入促進と支援体制の充実を図る観点から、今回の改定では、強度行動障害の支援スキルのある訪問支援員が行う専門的な支援について評価を新設。

※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した職員を配置し、強度行動障害を有する児（児基準 20 点以上）に対して、強度行動障害支援者養成研修（基礎研修又は実践研修）を終了した職員が支援を行った場合（支援計画を作成し当該計画に基づき支援）

エ ケアニーズ対応加算 120 単位/日

ケアニーズの高い児のインクルージョンを推進していく観点から、今回の改定では、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児への支援について評価を新設。

※訪問支援員特別支援加算の対象となる職員を配置し、重症心身障害児等の著しく重度の障害児や医療的ケア児に対して支援を行った場合

## 第4章 児童発達支援センター等における中核機能の整備に関する取組事例

本章では、これまで述べてきた内容も踏まえ、全国の市町村及び児童発達支援センター等で行われている、中核機能の発揮に関する実践事例を紹介する。これらの実践事例はあくまで一例であり、こうした取組内容に基づき、各市町村・センターにおいて望ましい取組が展開されることを期待する。なお、本章の各自治体・児童発達支援センターへの調査の時点は令和5年度である。

【掲載事例：4自治体、3センター】

- 事例1 北海道札幌市：大規模自治体・複数の児童発達支援センターを中心とした整備  
事例2 鹿児島県伊佐市：市内1か所の児童発達支援センターを中心とした整備  
事例3 新潟県柏崎市：児童発達支援センターがなく、行政が機能発揮の主体となって整備  
事例4 岩手県陸前高田市：児童発達支援センターがなく、行政及びその他の機関等が主体となって整備  
事例5 むぎのこ児童発達支援センター（北海道札幌市）：大規模自治体での中核のセンター  
事例6 白鳥園（兵庫県姫路市）：肢体不自由児施設から児童発達支援センターに転換、併設事業所等とも連携  
事例7 のぞみ園（鹿児島県奄美市）：離島のセンター、行政等とも連携

### 事例1 北海道札幌市

#### <市町村の概要>

|               |            |               |          |
|---------------|------------|---------------|----------|
| 市町村の総人口       | 1,958,199人 | 18歳未満の人口      | 254,376人 |
| <事業所等の数>      |            |               |          |
| 福祉型児童発達支援センター | 7か所        | 医療型児童発達支援センター | 2か所      |
| 児童発達支援        | 558か所      | 放課後等デイサービス    | 113か所    |
| 保育所等訪問支援      | 50か所       | 障害児相談支援       | 126か所    |

本事例は、大規模自治体において、複数の児童発達支援センターを中心に中核機能を提供している事例である。

#### 1. 中核機能に関して管内のセンターが行っている取組・担っている役割

##### <札幌市の特徴>

- 札幌市では、障がい福祉課が中心となり、障害支援政策を進めている。その一環として、障がい児地域支援マネジメント事業を行っている。児童発達支援センターを担う民間事業所に委託しており、8名の障がい児地域支援マネージャー（以下、児マネと記載）を配置し、地域の障がい児通所支援事業所に対するフォローや指導を行う取り組みである。同事業は、高いスキルを持つ民間事業所が担うという点と、加えてそれら事業所が地域の事業所に対する指導を行うという点で、中核機能①と②の両方を兼ね備えた事業である。

- 市内には児童発達支援センターが合計9か所（公立3か所、指定管理1か所、民間5か所）ある。各センターには地区割り担当区が割り当てられており、月1回程度会議を開き、市から委託された初任者研修について各区の研修内容が同じものになるよう調整を行う他、状況に応じて相談や情報共有も行っている。
- 札幌市として、平成24年10月に「障害児通所支援等の円滑な提供に向けた児童発達支援センターのあり方（基本方針）」（以下、「あり方（基本方針）」と記載）を策定、平成31年1月に改正。障害児相談事業所、発達障害者支援センター、児童発達支援センター、札幌肢体不自由児者父母の会等の関係者も参画し、児童発達支援センターのあり方を方針として定め、障害児の地域における療育体制の確立を図ることを目指してきた。

【中核機能①：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能】

【中核機能②：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能】

＜児童発達支援センターについて＞

- 障害児支援に携わる事業所の中でも特に高いスキルを持つ事業所が、児童発達支援センターとしての役割を果たしている。高い力量があることから、重度であることや障害特性を理由に他の事業所で受け入れ困難なこどもについても受け入れが可能のため、札幌市としては受け入れ先があることを前提とし各種支援を進めることができる。
- （市としての関わり）児童発達支援センターが研修を行う際、受講者となる事業所に対するメールの中で、当事業が市の委託による事業であることをアピールする他、研修開催時の挨拶の中でも、大事な研修を依頼し行って頂いていることを受講者に伝えている。これら周知を通じて、初めて研修を受ける事業所等であっても、市の委託による重要な研修だということを理解し、積極的に学んでいただくことが狙いである。同時に、児童発達支援センターが指導を行うレベルであるとの認識を高めることで、他事業所等が同センターから学ぶという姿勢でスーパーバイズ等を受けられるよう工夫している。

＜障がい児地域支援マネジメント事業＞

- 障害児通所支援事業所が増加し、各事業所の質の向上が課題となる中で、市として解決を図るべく、平成28年に同事業をスタートした。開始に当たっては、市の独自事業であることもあり、1から体制づくりを行った。行政や当事業の委託先となる事業所のほか、地域の子育て事業関係者らの協力を仰ぎ、どのように導入すべきか、目的や進め方等を会議の場で随時話し合い、年に複数回の評価も行いながらこれまで進めてきた。当初は担当となる児マネ1名（厚別区・清田区）での先行実施であったが、徐々に人数を増やし、令和4年度には10区を8名で割る全市体制となった。
- 当事業は民間の児童発達支援センター5か所に委託する形で行っている。その中から療育支援に係る十分な技術を有する8名の方を児マネとして配置し、障がい児通所支援事業所に対し、活動の把握と療育に関する情報発信、療育に係る技術支援や助言、関係機関の支援調整を行っている。民間事業所に委託した理由としては、民間では長く経験を積み指導者的立場を担う人材が育ちやすいこと、他方の公立では、異動や要求してもなかなか人が配置されないなど、柔軟な人員確保が難しいことなどが挙げられる。

なお札幌市では、児マネ自身のスキルアップのため、内部研修を実施。「子ども発達支援総合センター（ちくたく）」「札幌市自閉症発達障害支援センターおがる」にスーパーバイズを依頼している。

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

### （今後の展開）

現在、公立の児童発達支援センターを指定管理とする話が検討されている段階であり、当事業を公立のセンターへ拡大していくかは未定である。事業自体は市独自のものであるが、今後、センターの中核機能として求められる役割の中に当該事業の役割が入ってきており、センター機能として全センターが担わなくてはならない事業になっていく可能性もある。今後の展開としては、それら動向を見ながらまた変わって行く部分もあると考えている。

- 市の状況としては、公立と民間が混ざっている状況である。公立については、人員配置も予算も自由ではなく、制度について国からの情報が提供され、状況が見えてきても、すぐに対応ができるわけではない。一方で民間なら年度途中であっても対応が可能である。公立と民間で対応に違いがあり、スピード感にも差がある中で、遅い方に合わせるのか、出来るところからやるのかも考えねばならない。札幌市のように公立・民間が混ざっており、さらに指定管理者制度が入っていると、これらの調整が必要になる。現在、市として、今後どのように展開するか判断できる状況になく、民間とも協議しながらベストな方法を探る必要がある。
- 今の札幌市の障害児支援の在り方が、今後国が示すものに合わなくなった場合は、体制を作り直す必要があると考える。

### （費用について）

障害児地域支援マネジメント事業の費用については、令和4年度までは地域生活支援事業の位置づけで行っていた。こども家庭庁に制度移行した際に事業の要件が変わり、国庫補助が受けられなくなったため、現在は、100%市の財源による独自事業として、人件費を各センターに委託費として出して実施している。

### （効果）

事業評価として、独自の評価指標に基づき訪問した事業所を評価し、年次ごとの変化を見ている。また個別支援ファイル（サポートファイルさっぽろ）の活用率も評価指標の一つとしている。統計的な面で見ると、急激に効果が出ているわけではないが取り組みのおかげで保健センターとの連携や、事業所等が困った際に連絡が入ってくることが増える等、担当部局として児マネについての効果を感じている。

- 個別支援ファイル（サポートファイルさっぽろ）は、各事業所訪問時に活用状況を把握するとともに、未使用もしくはファイルを知らないという事業所に配布し、利用を促している。
- 事業評価の独自指標としては、家族支援、療育状況、他機関との連携について基準を設定し、その達成度合いに応じて「安心」「やや安心」「やや心配」「心配」と評価を行い、どのように変化するか1年ごとの経過を見ていくようにしている。これら項目は事業開始当初からあったわけではなく、事業を運営する中で必要性を把握して整備していったものである。
- 地域の関係機関との連携は、ただ事業を行っているだけでは出来にくい。事業を行う中で始めたこととして、1年間で訪問した事業所についての特色を記した一覧の作成（年1回作成）がある。それを保健センターや相談支援事業所等へ持参し、必ず顔を見せて「このようなことをやっている」「今後もよろしくお願いします」と渡すようにしている。その結果、保健センターに地域の保護者からの相談があった際に当該保健センターから児童発達支援センターに問い合わせが来るなど、特色一覧を通じてやり取りする機会が増えてきた。
- 特色一覧に盛り込む内容としては、各事業所の主な利用児送迎を行う地域に加え、専門職の配置状況、例えば運動がメインであることや、特別なトレーニングの実施等特色を記載している。市が基本様式を作成しているが、各事業所で必要項目を追記し、使いやすいようにア

レンジして、最終的に市が取りまとめている。

- 札幌市としてまだできていない点ではあるが、今後は児マネが地域と繋がって行けたら良いと考えている。例えば、自立支援協議会の地域部会に参加したり、支援会議に参加するなど、地域の療育に関するコンサルテーション的な役割や、中心的な立場になっていけたらよいと考える。しかし、これは児マネ単独というより、児童発達支援センター機能と絡む役割でもあると考える。
- 児童発達支援センターに関すること、障がい児地域支援マネジメント事業に関することも障がい福祉課の事業であるが、それぞれ担当する係が異なっている。センター機能強化ということで考えると、今後は係同士で協力した上で色々検討せねばならないと考えている。

#### 【中核機能③：地域のインクルージョン推進の中核機能】

- 「あり方（基本方針）」に明記してないことから中核機能③については、市として公式に担っていると言える状況にはなく、個々の児童発達支援センターに取り組んで頂いている状態である。市としては、③の機能を担っている児童発達支援センターがあるのかどうか、あるのであればどのような問題があるのか等の情報を収集しながら整理していかなければならない状況だと認識している。例えば市内のむぎのこ児童発達支援センターの療育事業による保育所等訪問事業等のように、「あり方（基本方針）」にも載っておらず、委託事業にも該当していない支援等、児童発達支援センターが自主的に行っているような事業もある。
- スーパーバイズにも関係するが、児童発達支援センターが開催する研修等においては、障害関連の事業所以外の保育所等の職員や学校教員も受講対象としている。研修は、障害の特性によるこどもの生きづらさに上手に対応することでそれを取り除くという観点で行うものなど基礎的なものであり、受講者に集まって頂き講義を行った後にグループワークを実施するという流れで行っている。過去には「障害特性に関する専門支援」や「障害のあるこどもの支援体制と児童発達支援の基礎知識」、「発達支援の基礎講座」等の研修を行った。令和2年度～4年度はコロナの影響もあり、市のHPに動画を載せる形で「家族支援」や「障害児との関わり方で気を付ける事項」等の内容を配信した。なお、動画については、近隣の自治体の方も見られるよう案内している。
  - 今年度については、配信動画を前提に、集合研修によるグループワークを行った。全9園が実施する研修に合計980名が参加した。内訳は、指導員が511名と一番多く、管理者が145名、保育所・学校教員等が90名であった。児童系の事業所からの参加がメインであるが、他に保育園や幼稚園、学校からの参加がある等、その状況は様々であった。なお、9園による研修は、（公立は委託事業とはならないため）指定管理を含めた残りの6園に対する委託事業という位置づけで行っている。
  - 研修は、市が作成するアクションプラン（中期計画）の中の、「人材確保定着事業」の一事業として行っている。予算もその中で組んでおり、毎年予算要求を行い確保している。

#### 【中核機能④：地域の発達支援に関する入口としての相談機能】

##### <保健所の機能について>

- 札幌市では、各区保健センターで実施している乳幼児健診（1歳半健診、3歳児健診、5歳児健診）において医師や心理職、保健師職が専門的な相談に応じている他、乳幼児精神発達相談、3歳児発達相談等において心理職によるこどもの精神発達相談に応じている。乳幼児健診や各種相談事業で専門的な療育支援等が必要と判断された場合は、医療機関や療育等の専門機関への紹介や、精密検査票を発行している。

<子ども発達支援総合センター「ちくたく」について>

- 札幌市には医療機関、相談室、児童発達支援センター機能等を併せ持つ「札幌市子ども発達支援総合センターちくたく」がある。市の組織としては、障がい保健福祉部の中の組織として、「ちくたく」がある。「ちくたく」には、児童発達支援センターが3か所あり、さらに1か所を指定管理制度により運営している。
- 「ちくたく」が担う支援としては、他の事業所で受け入れが難しいこどもを引き受ける等、現場での支援と、専門性を活かした後方的な支援がある。後者については、例えば、民間に委託している障がい児地域支援マネジメント事業におけるスーパーバイズがある。

## 2. その他

---

<札幌市の例について>

- 札幌市では、中核機能の役割は、主に民間の児童発達支援センターが担っている。これらの児童発達支援センターは、以前から地域における支援に意欲的に取り組んできた事業所であり、市がその活動を支援する形で児童発達支援センターの機能充実を図ってきた経緯がある。  
従って、中核機能を発揮できる事業所をこれから新たに設置する場合には、札幌市の例はあてはまりにくいことに留意が必要と考えられる。

## 事例2 鹿児島県伊佐市

### <市町村の概要>

|               |          |               |         |
|---------------|----------|---------------|---------|
| 市町村の総人口       | 23,543 人 | 18 歳未満の人口     | 3,016 人 |
| <事業所等の数>      |          |               |         |
| 福祉型児童発達支援センター | 1 か所     | 医療型児童発達支援センター | 0 か所    |
| 児童発達支援        | 2 か所     | 放課後等デイサービス    | 4 か所    |
| 保育所等訪問支援      | 1 か所     | 障害児相談支援       | 2 か所    |

本事例は、市内1か所の児童発達支援センターを中心として、地域に中核機能を提供している事例である。

### 1. 中核機能に関して管内のセンターが行っている取組・担っている役割

#### (1) 取組の概要

##### 【中核機能①：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能】

##### <児童発達支援センターの取組>

- 伊佐市にある児童発達支援センター「子ども発達支援センターたんぽぽ」では、遊びと生活を大切に、遊びを通して成長の土台づくりを総合的にサポートすることを目標に、こどもに対する支援を行っている。支援を通じて自己肯定感を育みながら、大人になった時に必要となる生きる力をつくって欲しいと取り組んでいる。
- また、医療的ケアが必要なこどもも含め、地域で支援していくことを大事にしている。重い障害を持つこどもにも対応できるよう、人員配置を厚くし、常勤職員として看護師2人を配置している。また、職員に対する内部研修に加え、外部研修へ積極的に参加するよう促し、支援の質向上にも努めている。
- 「たんぽぽ」の役割は、乳幼児期だけの支援ではなく、乳幼児期から青年、成人期までこどもと保護者が安心して生きていける地域づくりを支えることである。そのため、親の会のサポートも行う等、こどもだけでなく保護者支援も合わせて実施している。
- 「たんぽぽ」では保育士・児童指導員はなんとか確保して運営しているが、小規模自治体では専門職の数自体が少なく、理学療法士・作業療法士・心理士等の専門職をセンターで雇用することは難しい。安定した支援を継続していくためにも、伊佐市内の医療機関のご協力を得て、年間を通して定期的に理学療法士や作業療法士、心理士等の職員を派遣してもらい、こどもたちの遊び・活動等に入りながら助言をもらっている。

##### <子育て支援センターの取組>

- 中核機能を担う機関として、児童発達支援センターである「たんぽぽ」に加え、中核機能④に該当する「親子教室（※後述）」を運営する子育て支援センターがある。子育て支援センターでは保育士6人体制の下、たんぽぽや保健師と密に連携し、本来の子育て支援センター業務以外の追加的な機能も担ってもらっている。いずれも、同じ社会福祉法人に委託し運営しており、お互い

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

の人事異動はないものの、子育て支援センターの事業や相談に対して「たんぽぽ」が助言を行ったり、同じ研修に参加する等、専門性向上に努めている。

- コロナ以前は、「たんぽぽ」職員がスーパーバイザーから療育指導を受けていた。その際、親子教室で保育士として活動する子育て支援センター職員も参加するなど、ともにスキルアップを図ってきた。現在も、全国発達支援通園事業連絡協議会等が実施する研修会をはじめ、こども支援関係の研修会には両センターの職員が一緒に参加することで、全国の事例を見て、伊佐市ではどのように進めるか一緒に話をする機会にもなっている。市では、保健師や「たんぽぽ」、子育て支援センターに加え、事務担当職員等がいつでも密に連携し、相談できる関係性が構築されている。

### <たんぽぽに対するスーパーバイズ>

- 療育事業立ち上げ前から、たんぽぽに対するスーパーバイズを外部の社会福祉法人の先生にお願いしていた。現在は、困ったときなど相談に乗っていただきながら助言をもらっている。
- こどもの発達の捉え方等については、こども分野の経験を豊富に持つ市外の臨床心理士にも相談をし、学習会の形で事例をもとに助言をもらっている。

### <親の会>

- スーパーバイザーからの「こどもが地域で生きていくためには親の声が一番大事である」というアドバイスを受け、立ち上がった会である。「たんぽぽ」では運営委員会を月1回行っており、そこに親の会代表が参加する形で繋がりを持っている。委員会では、「たんぽぽ」職員、親の会の他に保健師、療育担当のこども課職員が入り、こどもの状況や「たんぽぽ」の課題を話し合ったり、親の会の活動報告を行っている。
- 親の会では年間行事を設けており、その運営について「たんぽぽ」の職員がアドバイスを行っている。親の会が主催する、年中児の保護者や保育園等職員を対象とした「就学を考える会」や発達の学習会、市長・教育長にこどもたちの療育の成果を報告する「行政と語る会」等をたんぽぽの職員が支援する形で実施している。「たんぽぽ」での給食提供が市立学校給食センターから行えるようになったのも、親の会の活動の成果である。現在、それらの活動が発展した形で、市に新しい特別支援学校をつくる会が立ち上がっており、市に特別支援学校を誘致する活動が展開されている。伊佐市と隣町の湧水町の親の会メンバーやOB、伊佐市手をつなぐ育成会などの有志が積極的に地域づくり活動を行い、「たんぽぽ」や湧水町こども発達支援センターみよりの職員がサポートしている。

### <繋がるのが困難な家族への支援>

- 保健師は健診の場で全てのこどもに会うことになる。そこでの保護者とのやり取りの中で、どこにも繋がらない場合は、保健師が同行して子育て支援センター等の利用に繋いだりする。利用が難しい場合の対応として、2024年の1月から子育て支援センターに家庭訪問事業も委託しており、次に繋がるまでの支援を同センターと保健師が一緒に行う取組を始めた。こどもに支援が必要なケースは早くからつながりを持つことが大事になってくるが、こうした機能は、「たんぽぽ」だけで担うことは難しく、役割分担することが大切だと考えている。ケースによって子育て支援センターの方が家庭に対する働きかけを行いやすい場合もあるのではないかと考え、子育て支援センターと保健師が随時話し合い、必要に応じて「たんぽぽ」に相談しながら、訪問支援を行っている。
- 困り感が大きい家庭に対しては、「たんぽぽ」園内での相談だけでなく家庭訪問を行いながら、

安定して支援に繋がれるよう、家族ごとに様々なパターンを考えアプローチしている。

【中核機能②：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能】

②については今後充実が必要だと考えているが、現在は以下のような取組を行っている。

＜研修支援について＞

- 事業所に対する支援として、講演会や研修会は児童発達支援事業所や放課後等デイサービスにも声かけし一緒に研修を行っている。

＜障害児通所支援事業所に対する支援について＞

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所からの相談に対しては、たんぽぽの職員が応じている。例えば、中学生の相談に園長が入り、中学校と警察と相談をしながら支援を行ったり、保護者面談に同席して話をしたりするなど、個別のケースについて相談を受けて対応を行っている。現状は障害児通所支援事業所を巡回するまでには至っていない。

【中核機能③：地域のインクルージョン推進の中核機能】

＜保育所等への訪問について＞

- たんぽぽは保育所等訪問支援の指定を受けており、支援が実施できる体制を確保している。ただ、実際の利用者は年に2～3人で、積極的には活用されていない。利用ケースとしては、療育を利用しないケースの支援や、療育の開始までの繋ぎとして利用する場合等が多い。
- 書類作成等が煩雑な保育所等訪問支援の利用は少ないが、それとは別に保育所等を訪問して支援する機会はある。市内の保育所や認定こども園等から相談を受けることは多く、必要に応じて「たんぽぽ」園長や相談支援専門員、市のこども課の園担当保健師、子育て支援センターの親子教室担当保育士等と一緒に園を訪問し、支援を行っている。保育所等からの連絡は、こども課の担当保健師に入る場合と、たんぽぽに直接来る場合がある。前者の場合は、保健師が間に入りたんぽぽとの調整を行う。また、園によってはたんぽぽからの支援だけでなく、障害児等療育支援事業を併せて活用するケースもあり、たんぽぽは同事業の受託機関ではないため、受託機関である市内外の専門職に来てもらうかたちで支援を進めることになる。
- 保育所等（市内の認可保育所・認定こども園数 14 か所）への訪問支援は、園長が担当することが多い。

＜併行通園について＞

- 伊佐市においては、「必要な支援を受けながら地域で生きていける環境づくり」を大事にしているため、「たんぽぽ」の通園児童 51 人中 49 人が保育園等にも通うなど、併行通園を行うことも多くいる。こどもの様子や家族状況に変化が生じた際は、たんぽぽと保育園等との職員間ですぐに電話で話をしたり、訪問ができる関係性を保ちながら併行通園をサポートしている。
- 併行通園のこどもに限らず、市全体のこどもに対し、通園等の配慮が必要なこどもについて検討する場を設けている。対象者の様子を実際に見た上で保育士等加配への補助が必要かどうかを検討するが、会議には必ず「たんぽぽ」や子育て支援センター職員、こども課保健師等が参加することで、地域でこどもが必要な支援を受けられる体制を担保している。（支援検討会議）
- 併行通園に至る背景は様々である。保育園等にすでに通う中で園職員がもう少し手厚い支援が

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

必要と感じたことから療育に繋がるケースもあれば、親子教室からたんぽぽに繋がる方など療育から始まるケースもある。併行通園を行うに当たっては、どの保育所等に通うか、「たんぽぽ」が保護者の意見を聞きながら調整に入っている。

- 支援の必要な子どもたちの保育含め、市内保育園等向け研修会は、訪問で地域の園の実情を把握しているたんぽぽや子育て支援センターと相談しながら行っている。保育園等と「たんぽぽ」や子育て支援センター、保健師が同じ研修を受け、学びを共有することで、子どもたちが保育園等でも安心して過ごせる環境づくりや保育園等からの相談対応に活かしている。

### 【中核機能④：地域の発達支援に関する入口としての相談機能】

#### ＜親子教室＞

- 入り口としての相談機能については、その機能全てを児童発達支援センターだけが担わなくても良いと考えている。相談の入り口を療育機関に置くと、抵抗を感じる保護者もいる。そのため、伊佐市では関係者間で話し合い、保護者の想いを尊重し保護者が相談先を選択できるよう、複数の形で入り口機能を提供している。障害が明らかな子どもに対しては、保健師が、医療機関と連携しながら訪問する。そこで療育を勧めながら、たんぽぽはいつからでも受け入れ可能な場所であることを伝えている。
- それ以外のケースでは、出生後できるだけ早くに親子と繋がり、子育ての不安感、負担感を軽減することを目的に、親子教室等の取組を行っている。その中でも、生後1か月から11か月健診までの期間をフォローする「あかちゃんひろば」は、比較的新しく設けたものであるが、利用率は高い。あかちゃんひろばは、子どもが気になる等の悩みがなくとも自由に参加ができる場であり、遊びの時間の後には、保護者の茶話会を設定し、保護者間の関係作りも促している。
  - 以前は、親子教室の利用は1歳6か月児健診後に開始となっていたが、療育に繋がるタイミングが3歳～5歳の子どもが多く、保護者から「療育につながるまでの期間が苦しかった」という声が上がってきた。これを受け、スーパーバイザーから「早くに親子と繋がる場が必要だ」と助言もあり、その後複数回の見直しを重ね、11か月児育児相談後、4か月児健診後、そして現在の「あかちゃんひろば」を設けて生後1か月から親子教室を利用できる形に変更した。また、その支援を担う機関についても見直しを行いながら、保護者が行きやすい場である子育て支援センターがプラスαの機能を担うことになっていった。
- 「あかちゃんひろば」と、11か月児育児相談以降の親子教室については、子育て支援センターと保健師が運営を担当している。1歳6か月児健診以降には特性がはっきりしてくることも多いため、子育て支援センターや保健師だけでなく、「たんぽぽ」職員も加わる形で運営を行っている。初期から障害が明らかな子どもの場合でも、保護者の思いを尊重し、支援の入り口として保護者が相談先を選択できるようにしている。
  - 始まりのころは、保健師と療育スタッフが親子教室を運営していた。しかし、市の全体の仕組みを検討する「システム検討会（※後述）」での検討により、より保護者が通いやすく、子育ての孤立感を和らげるための場として機能するように、子育て支援センターの保育士と保健師が運営する体制へと変更した。そのため、発達支援の入り口機能については、保健師に加え、子育て支援センターの保育士が担うケースが多くなっている。
- 親子教室は、保育園・認定こども園の研修の場とも位置付け、各園から月に1回ずつ参加してもらっている。どの園も子どもへの支援や配慮、また保護者にどう伝えるかなどについて難しさを感じているので、親子教室での経験を各園での支援に活かしてもらうことを目的としている。参加された先生方が親子教室を保護者に勧めるケースもある。

- たんぽぽに繋がる前の段階で、支援が必要と思われるこどもがいた場合、以前は健診で保健師が気付いたり、各保育所等から保健師に連絡が来ることが多かった。現在は、生後1か月からの「あかちゃんひろば」があり、そこへ多くの親子が参加する状況であるため、保護者の困り感に早期から対応できるようになった。こどもが1歳になる頃には保護者の育休が終わるケースが多いため、子育て支援センターから足が遠のくことが多い。その後は、保健師が園を訪問した際に園と情報交換を行ったり、健診のタイミングで園での様子を確認したりして、今後の支援について話し合うことになる。
- それぞれのこどもがどこに繋がっているか等、全体のケース管理は、こども課こども健康係に属する保健師が担当している。同じこども課内には、療育や子育て支援センター業務を担当する子育て支援係に加え、子育て世代包括支援センター（こども家庭センターへ移行予定）を担当するこども相談係や保育係もある。小規模な自治体ならではの特性もあり、ひとつのフロア内で、こどもについての情報共有がしやすい環境が整っている。

#### <支援に関する検討会等について>

- 支援が必要となるこどもと保護者を地域でどう支えていくか、市全体の仕組みを検討する「システム検討会」という会議を設けている。その中心メンバーとして、「たんぽぽ」の職員が参加している。当初は「療育検討会」という名称で、「たんぽぽ」で療育を開始した平成9年から開始されていたものが引き継がれている。当初は、「たんぽぽ」を円滑に運営していくために行政を巻き込んでいくことを狙いとして立ち上がったもので、現場の職員と行政関係者の両方が参加する形で、人員体制の交渉や療育への理解促進を中心とした話し合いがなされていた。その後、運営が安定し、「たんぽぽ」が児童発達支援センターとなった平成24年ごろには、市内のこども全体に対する支援を考える「システム検討会」へと姿を変え、現在に至っている。
- 伊佐市は人口規模も小さく専門職数も少ないため、各団体の主を担うメンバーは自ずと限られてくる。システム検討会へは、放課後等デイサービス事業所や、他の療育支援事業所等も参加する。また、自立支援協議会のこども部会でも協議を行っており、こちらには、保育関係やこどもリハビリ外来や発達外来等をもつ医療機関、教育委員会など、より幅広い分野からの参加がある。多くの検討事項は、「システム検討会」や「自立支援協議会」のこども部会等で話し合われるため、そこで関係機関等との情報共有も行われる。
- 支援を検討する場としては、他にも療育等の利用について話し合う「支援検討会議」や最終的な支援の方向性を検討する「発達支援委員会」がある。児童発達支援や放課後等デイサービスなどの利用開始や、支援を必要とするこどもが安心して保育園等に通園できるよう保育士等の加配の補助、こどもの発達支援の観点から保育所入所が必要なこどもについての検討等を行っている。この2つの会には、「たんぽぽ」や子育て支援センターの職員が大きく関わっており、年3回の委員会開催前には、園担当保健師と一緒にこどもの様子を見るために園を訪問するなどして、園や保護者の意向、こどもの様子等を確認しながら、支援の方向性を検討している。

#### <各機関等との連携について>

- 伊佐市では、早くから児童発達支援センターと認定こども園、保育所等との密な連携がなされているが、その背景には、保健師が立ち上げた親子教室の存在がある。平成2年にはすでに取り組みが始まっており、やがて発展する形で、障害のはっきりしたこどもたちが通っていた当時の親子教室の役割が療育へと変化していった。そこから、障害のあるこどもを地域で支援していくために「たんぽぽ」が中心的役割を担わなければと考えたスーパーバイザー・「たんぽぽ」園長・保健師の貢献があり、保育園関係者と「たんぽぽ」職員主催による勉強会「よりみち会」が始まっ

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

た。勉強会には保育園等の主任から担当クラスを持つ若手の職員たちまで様々な保育関係者が参加し、共に学ぶ中で関係が構築されていった。その関係は今も続いており、連携を円滑に行うことができる関係性のベースになっている。現在は、保育園や認定こども園、療育機関等の全園が参加するこどものための「こどもまつり」（年1回、日曜開催）の開催、親子教室への保育士等派遣などが行われている。

- 「たんぽぽ」や子育て支援センターの職員、保健師等が、保育所等を訪問した際や、関わる中で見たこどもの様子を通じて保育園等の課題を把握している。その内容はこども課にも共有され、そこから検討会での話し合いに繋がったり、保育士等向けの研修内容の組み立てに反映することもある。
- 支援については、毎年試行錯誤の連続である。行政が聞くことができる保護者の声はほんの一部であり、「たんぽぽ」の職員、子育て支援センターの職員、保育園・児童発達支援事業所等の先生方、医療機関等の専門職、保健師等が感じたことや聞こえてきた保護者の声などをもとに事業の見直しや仕組みの検討を行っていくことが多い。
- パARENTトレーニングやピアサポート事業などは、増加の一途をたどる「たんぽぽ」の業務負担を軽減しよりよい支援を行えるよう、また専門職が関わりながら安定して事業を継続していくために、こども課で事業化し、こどもの支援に関わる地域の社会福祉法人や医療法人に委託して行っている。
- 小規模自治体なので、民間の協力を得て、行政と民間がお互いの強みを活かして地域内の支援環境を整備している。支援を必要とするこどもたちとその家族が安心して地域で暮らしていく環境をつくるために、関係機関や関係者と話し合いを重ね、どこか1か所に役割と負担を集中させるのではなく、地域全体の関係機関で役割分担をしながら継続して支援が行える仕組みづくり、そしてその見直しを続けていくことを大事にしている。そのために、いつでも声をかけあえる関係性を維持することを意識しながら取り組んでいる。

### 2. 4つの中核機能のうち、市町村管内で実現できていないものがあればその理由等

---

#### 【実現できていない機能】

- 保育園等への巡回や通所支援事業所へのスーパーバイズ等が行える職員は限られている状況のため、地域への支援まで担える人材の育成が課題である。
- 「たんぽぽ」は乳幼児期に対する支援機能が主となるため、地域のこどもに対するアドバイス等であれば「たんぽぽ」の職員ができることもあると思うが、放課後等デイサービスの具体的な内容や活動への支援までは担えないのが正直なところである。そのため、学齢期の支援に詳しい外部の専門家の力を借りながら対応する仕組みを作れないかと検討を行っている。

#### 【必要な支援】

- 様々な事業が増える中で、いくつも業務を兼務する小規模自治体の担当者が補助事業等の情報を細かにフォローしていくことはなかなか難しい。人材不足の中で支援に携わるスタッフを確保し働きやすい環境を整え、支援の充実につなげるために、「たんぽぽ」と子育て支援センターだけでかなりの一般財源を持ち出している状態だが、今年は子育て支援センターの親子教室事業が地域障害児支援体制強化事業に該当するのではと助言をいただき、持ち出し分の一部を補助金でカバーすることができた。安定した支援環境確保のために、補助事業や加算等提示されているものをどううまく使えるかが自分たちの課題だと考えている。

### 事例3 新潟県柏崎市

#### <市町村の概要>

|               |          |               |         |
|---------------|----------|---------------|---------|
| 市町村の総人口       | 77,706 人 | 18 歳未満の人口     | 9,570 人 |
| <事業所等の数>      |          |               |         |
| 福祉型児童発達支援センター | 0 か所     | 医療型児童発達支援センター | 0 か所    |
| 児童発達支援        | 3 か所     | 放課後等デイサービス    | 5 か所    |
| 保育所等訪問支援      | 1 か所     | 障害児相談支援       | 6 か所    |

本事例は、児童発達支援センターがない市町村において、行政が主体となって中核機能を提供している事例である。

#### 1. 中核機能に関して市町村等が行っている取組・担っている役割

##### <柏崎市の特徴>

- 柏崎市の特徴の一つに、平成 11 年に市の保健福祉合同センターとして整備した「元気館」という施設がある。乳幼児健診の会場に隣接し、現在は「市子ども未来部（子育て支援課、保育課、子どもの発達支援課）」「市福祉保健部（健康推進課・ひきこもり支援センター）」のほか、地域子育て支援拠点、民間の障害児者通所支援事業所も入っている。

##### （参考）柏崎市の関係各課・主な所管事業等

| 課の名称      | 主な所管事業等                                                    |
|-----------|------------------------------------------------------------|
| 保育課       | 公立保育園の管理・運営、障害児等に対する特別保育事業補助金（私立保育園、認定こども園、幼稚園）等           |
| 子育て支援課    | 子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、乳幼児健診（1 歳 6 か月、3 歳など）、放課後児童クラブ 等 |
| 子どもの発達支援課 | 市直営の児童発達支援・保育所等訪問支援・障害児相談支援（以下「早期療育事業」と呼ぶ）、キッズ・サポート事務局 等   |

- 公立・私立を問わず、市内全ての保育園で障害児保育が実施されている。
- 小児医療の面では、市内に国立病院機構新潟病院があり、小児科の診療体制が充実している。母子保健面で要支援・要フォローとされたこどもも新潟病院とつながることが多く、市と新潟病院との連携が構築されている。

##### 【中核機能①：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能】

##### <支援に至るプロセス～妊娠期から入園まで>

##### （出生時の取り組み）

妊娠届出から出生時にかけては、子育て世代包括支援センター（子育て支援課）が担当する。

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

この時点で要フォロー・サポートの点があれば助産師、保健師が支援に入る。さらに継続的に支援が必要な場合は、支援プランを立て密に関わっていく。

(乳幼児健診)

子育て支援課は保健師が多く、母子保健の基本部分を担っている。早期療育における1次スクリーニングの場が乳幼児健診となるが、その中でも特に1歳6か月と3歳児健診に重点を置いており、令和4年度からは1歳6か月と3歳児健診時に臨床心理士を配置し、発達面のより精緻な確認を行えるようにした。

(進捗管理会議)

健診でのスクリーニング後は進捗管理会議を健診後のフォローとして実施している。保健師、臨床心理士等の多職種・複数人で検討会を複数回実施し、必要な支援内容等を検討する。これらプロセスと並行して、子育て支援課の保健師が、気になるこどもについて1歳、3歳、入園後と経過を追いながら状況把握を行っている。

(入園まで)

保育園・認定こども園・幼稚園等(以下「園」と略す)の入園前の段階では、子育て世代包括支援センター専従の利用者支援専門員の助産師が、必要に応じて医療機関と連絡を取ることもある。その後、心身の発達に不安のあるこどもがある程度の月齢、年齢に到達し、医療的な対応が必要なこどもの入園希望に際しては、保健師が医療機関との連携を担い、入園可能かどうか関係者とケース会議を実施している。入園先が公立保育園であれば保育課が加わる。新年度入園の場合、公立保育園は2月の保育検討会に介助員申請を行い、園職員、キッズ・サポートに従事する園長、子育て支援課、子どもの発達支援課で必要な介助員の配置・配置時間について検討し決定する。年度途中に入園希望があった際は、臨時で検討会を開催する。

また、早期療育事業に通室するこどもについては入園前に園と引継ぎ会を実施している。

※キッズ・サポートについては中核機能②、「保育検討会」については中核機能③に後述。

### <スクリーニングについて>

- 1歳6か月健診と3歳児健診では1次スクリーニングを行うが、支援へのつながりは各健診で異なる。1歳6か月は発達発育の途上の段階であり、発達障害の有無等について明確な判断ができないこともある。この観点から、必ずしも診断につなげることや療育提供を最優先事項とはしておらず、保護者が育ちの部分での心配事や不安が生じた際にいつでも相談できるよう「らっこクラブ」という相談会を案内する等、将来的に相談・支援が行える関係性の構築・継続を図ることが多い。らっこクラブの参加意向がない場合は、こどもが発達途上であることを踏まえより柔らかに関わることを意識し、家庭訪問や(就園している場合は)園巡回で確認する等、その状況にあった方法を選んで確認している。
- 3歳児はコミュニケーション、言語等発達についてもう少しはっきりしてくるため、支援・療育提供が必要と判断される場合は保護者へのアプローチ方法を検討する等、具体的な対応を進める。保健所の療育相談、医療機関での診断、経過を見ながらの早期療育事業の利用など、保健師が複数の専門員と確認しながら検討する。
- 1歳6か月と3歳児健診においては、臨床心理士が従事しM-CHAT等を導入しながら評価を行うが、そのスクリーニングでは拾いきれない3歳以降に発達の特徴が顕著になるこどももいる。そのため、2次スクリーニングを行える場として「らっこクラブ」や「キッズ・サポート」による相談・検討の場を設けている。こうした場所で得られたこども・保護者の情報は、保育検討会にも確実に引き継ぎ、十分な情報に基づいた多角的な検討が保育検討会で行える仕組みとなっている。

- 入園後にはいわば3次スクリーニングとして、園に入ってから障害特性が出てきた際に、医療受診を勧奨することもある。これら1次から3次のスクリーニングは全て保健師がコーディネーターとして動き、一方で、園からも園児の中で気になることもあれば、すでに入園後でも保育検討会での検討対象として情報を上げるなど、保健師・園双方向からスクリーニングが行える体制となっている。

#### <学齢期前の取組>

- 妊娠期から母子を支える取組として、従来事務職員が行っていた母子手帳の交付を、平成30年から、保育士・保健師が全件面談を行い交付することとした。面談では保護者からの悩み・心配事が直接把握できるほか、専用のアセスメントシートでこども・保護者の課題を客観的に確認するようにした。面談結果については月1回、利用者支援専門員・要対協事務局も含む検討会を行い、虐待・健康等にかかるリスクを総合的に検討している。アセスメントシートを用い把握した客観的な情報に基づく支援の必要性の検討や、支援が必要な際は妊娠中からスタートできるといったメリットが挙げられる。
- また、当市では、リスクがある場合の保健師と助産師による家庭訪問を妊娠8か月のタイミングで全件行っている。手帳交付時点の面談過程でアセスメントができているため、「8か月頃に訪問します」と事前に伝えられる。これにより、保護者も「課題があるから声をかけられた」と警戒をせず、抵抗感なく支援を受け入れやすい。この際は、妊娠中は助産師がメインで支援を行い、出産後落ち着いてからは保健師に引き継ぐ等、関係職種が切れ目のない支援を行える体制としている。
- 子育て世代包括支援センターの全件面談は、フィンランドの「ネウボラ」の具現化を目指した取り組みである。利用者支援事業の専従助産師が、リスクが心配な家庭には妊娠中からの声掛けや妊娠中・出産時にすぐ訪問に行きフォローしたり、健診デビューとなる4か月時に助産師も出て、「やっところまで来たね」と声を掛けたりときめ細かなサポートを行う。そこから顔が繋がり、「同じ人が自分に寄り添ってくれる」と感じられるようになる。このように保護者への支援対象者に対するアプローチが拒否感なく自然に受け入れられるよう、意識・注力して取り組んでいる。
- 保護者の拒否感の低減に関しては、元気館に組織の機能が集約されており、かつ、1階の中央部分が遊べるスペースになっていることも役立っている。利用者は相談機関に構えていくというよりも、こどもを遊ばせていたら支援者が声を掛けてきた、職員の姿が見えたので気軽に相談したという認識になる。このようなフラットな環境も敷居の低さに繋がっている。
- これら取組は病院とも連携しながら行われている。市内に産院がある基幹病院はひとつだけで約8割の出産がなされている。距離も近く状況も把握しやすいため、産科・妊婦健診で心配なこどもについては、助産師、保健師が病院に出向いて病院スタッフも含め2か月に1回、定期的に検討会を行っている。

#### <学齢期以降の取組>

- 学齢期以降に関する支援は、子ども家庭総合支援拠点の保健師、家庭児童相談員（いずれも子育て支援課所属）が連携しながら取り組んでいる。また、要保護児童対策地域協議会でケース管理を行う進捗管理台帳と、それ以外の養護相談や発達相談を管理する児童台帳があり、その2つで管理しながらケース情報を共有している。
- また、子どもの発達支援課には、乳幼児期の早期療育を担う療育係に加え、学齢期以降の発達相談や教育相談、不登校、いじめ相談を担う相談支援係がある。元気館から少し離れた市役所分館でそれら相談対応を行っているが、相談支援係の相談員（子どもの発達支援課）と、家庭児童

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

相談員（子育て支援課）は、課は違えど日々連携している。

- より詳細な担当業務の住み分けとして、家庭児童相談員は家庭訪問等を通じて保護者の心のケアやこどもの安否確認等の家庭支援を行い、相談支援係は教育相談という位置づけで、発達障害や不登校に関する学校からの紹介ケースへの対応、保護者の本格的な療育相談や療育カウンセリングを行う形である。保育課は、学齢期以降は支援から離れることとなるが、「学校教育課」「子どもの発達支援課」「子育て支援課」の3課が綿密に連携して支援を提供している。

### 【中核機能②：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能】

#### <キッズ・サポートについて>

（概要・実施体制）

- キッズ・サポートは、公立私立を問わず園の職員を対象として、こどもの個別支援の方針等を相談できるアウトリーチ型事業である（希望に応じ保護者面談も実施）。巡回支援専門員整備事業等は活用せず、市単独事業として行っている。
- 開始した背景として、柏崎市は上越教育大学に特別支援教育の先生が多くいたことで、市の療育体制の構築に昭和50年代から脈々と取り組んできた歴史がある。そのような中、国のモデル事業の一環で、平成19年頃に行った市の園巡回事業が大変効果的であったことから、モデル事業終了後も市単独で継続することとなった。
- キッズ・サポートは、子どもの発達支援課だけでなく、保育課、子育て支援課、学校教育課、健康推進課の5課で組織し、加えて民間の児童発達支援事業所も協力している。個別支援やクラスの運営について、依頼を受けて園へ訪問する。
- 子どもの発達支援課が事務局を務め、相談に当たっては園から提出されたこどもの個票を見ながら障害特性やニーズ、相談内容等を定例会で協議し、こどもの特性に応じた2人1組の専門職種と子育て支援課保健師を基本ユニットとして訪問する。職種としては、臨床心理士、保育士、保健師、指導主事、特別支援教育相談員、理学療法士、民間の児童発達支援管理責任者が含まれ、そのうちSVやコンサルテーションができる人物が訪問時の主担当者となる。
- 上記の「民間の児童発達支援管理責任者」のみが民間法人所属であるが、これは市内で児童発達支援事業所を立ち上げるにあたり、ノウハウを勉強したいとの希望があり、人材育成も兼ねて訪問員となってもらっている。協力頂くに当たっては他職員（行政職員）と同様、個人情報の守秘義務を負うこととなるため、覚書を交わした。

（具体的な実施内容）

- 訪問時は主に園職員へのコンサルテーションを行う。こどもの行動観察後に1時間弱の時間を設けて頂き、保育士、幼稚園教諭に助言を行う。本年度は22園77件について58回訪問した。
- 園と保護者を一度に両方対応することが難しいため、園の職員相談に応じる日と、保護者面談日を別で設定している。園・職員の支援が主目的であるが、保護者の希望があればその結果を後日面談し伝えることもある。3次スクリーニングの場合も兼ねているため、発達に長けた臨床心理士や児童発達支援管理責任者等がこどもの所見を親に伝え、必要に応じてそこから医療機関（新潟病院）や療育相談、早期療育事業を含む児童発達支援等に繋げることもある。

（保育所等訪問支援との位置付け）

- 保育所等訪問支援はこどもを主な対象とするのに対し、キッズ・サポートは園や職員を主な対象としている。なお、柏崎市ではマンパワー等の課題もあり、保育所等訪問支援は必要性を十分

に検討した上で提供を判断する運用としている（例えば、重度の自閉症で就園前に早期療育事業に通っていたこどもなど）。一方キッズ・サポートは診断名や障害手帳、通所給付決定の有無を問わず対応している。

- 現在は市単独事業であるが、機能の発揮が個人の専門力・マンパワーで成り立っているところも大きく、状況によってはいずれ国・県への支援派遣要請等も要検討と考えられている。

#### <市町村障害者自立支援協議会の取組>

- 市町村障害者自立支援協議会を隣接する刈羽村と平成19年に共同で設置し、当初から障害児に関する部会を設けている。市町村からは、福祉課、学校教育課、子どもの発達支援課が、民間からは障害児通所支援事業所、相談支援事業所、新潟病院等が参加している。この部会の中で、医療的ケア児や特別支援学校への登校前支援等、幅広く様々な協議を行っている。

### 【中核機能③：地域のインクルージョン推進の中核機能】

#### <保育検討会（公立保育園）>

- 保育検討会は保育課が事務局となり、入園予定または入園しているこどもの保育や集団生活に際し、必要な支援を検討する場である。園がこどもの状態を共通様式によって説明し、園の現状、職員配置、運営方法等も加味しながら、対象児への支援にどの程度の手や時間が必要になるかをメインに検討し、こどもに直接マンツーマンで支援する「専任介助」が必要か、こども2～3人をまとめ部分的な介助を行う「併任介助」で良いのか等を審議・決定している。
- 検討対象の中には、入園前に早期療育事業に通っていたこども、キッズ・サポートの依頼があったこども、転入前に児童発達支援等に通っていたこども等も含まれる。また、例えば「既に医療機関で診断名が付いており個別介助が常時必要と認められる状態」「終始目が離せず、頻繁な被害や飛び出しがある」「持病等の理由により医療的見守りが1日中必要な子」等の配置基準を基に検討が進められる。
- 中には医療的な配慮が必要なこども等、様々な事例がある。この場合は保健師が医療機関（新潟病院）や保護者と調整を図り、入園に際して必要な体調管理等、保育園及び保育検討会事務局と情報共有し、最適な検討が行えるよう配慮している。
- 加えて、医療機関への受診を受けていない等の理由から、まだ診断はつかないが、食事や昼寝など様々な場面で見守りや介助が必要、多動傾向、運動機能の遅れが気になる等、様々なこどもが園から介助員申請の対象児としてあげられる。
- 検討会の場では、子育て支援課（保健師）からは対象児の健診等の状況について情報提供を受け、保育課（保育士）、公立保育園長の代表、子どもの発達支援課（臨床心理士、保健師、保育士）等で協議する。対象となるこどもはキッズ・サポートと重複しやすく、職員はキッズ・サポートと保育検討会を両方兼任している。
- なお、保育検討会は公立保育園を対象としており、民間（私立）の保育園、認定こども園、幼稚園に通う介助が必要なこどもに対しては市単事業を含めた特別保育事業補助金が活用される。

#### <就学時の情報引継ぎ>

- 不得意なことがあるこどもにとって就学移行期の繋ぎは非常に大切である。毎年4月、翌年度の就学予定児全員に対し学校教育課から就学相談の案内が、園を介し配布される。就学相談は保護者からの申請によって行われるため、必要に応じて園や保健師が保護者を促し就学相談につながるよう支援を行う。

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

- 学校教育課は申請手続きの中で保護者の同意を得、所定の様式で園、子どもの発達支援課、子育て支援課から専門員（教職員）に情報提供がなされる。専門員（教職員）は保護者面談や園訪問等を行い、「特別支援教育会議」の部会と全体会において適正就学判断がなされる。
- 特別支援教育会議の事務局は教育委員会学校教育課にあり、学校教育課の担当指導主事は、特別支援教育全般を担当し、特別支援教育会議全体を統括する一方で、子どもの発達支援課とも兼任がかかっており、組織的にも両課の情報共有・引き継ぎが実現されやすい。なお、当該指導主事はキッズ・サポートの構成メンバーでもあり、指導主事が直接得た情報が就学にも反映される仕組みである。
- また、幼保小連携として園の職員が小学校に出向き、引継ぎ会等で情報交換の機会を設けている。

### <その他の取組>

- 地域で日々こどもや保護者を支援する園や放課後児童クラブ、学校の教職員を対象に、長年、発達支援の必要なこどもに適切に関われるよう、保育課、子どもの発達支援課、子育て支援課、教育センター（学校教育課）が研修会を開催している。なお、子どもの発達支援課主催の研修は民間の児童発達支援事業にも案内している。

### 【中核機能④：地域の発達支援に関する入口としての相談機能】

#### <年齢別の窓口対応>

- 就学前のこども・保護者については子育て世代包括支援センターが相談対応を受け、学齢期後の「気づき」の段階となる保護者は、子ども家庭総合支援拠点が対応する形である（子育て世代包括支援センターは妊娠期～就学前、子ども家庭支援総合拠点ではそれ以降から18歳未満が主担当）。就学後の場合は、各学校現場とも情報連携をしながら対応し、18歳以降になれば別の担当課（健康推進課）に引継ぎを行う。とはいえ、実際の成長という点では、高校生3年生の誕生日前日で終わりにはならず、学年で誕生日が属する年度の年度末まで継続的に支援を行う。
- 上記のように担当課・係は年齢等により異なるが、これら機関はすべて元気館に含まれているので、こども・保護者の立場からは「気づきの時期における相談窓口は元気館」という理解となる。

#### <保護者への周知方法>

- 相談窓口はホームページ等様々な媒体で周知している。また、母子手帳交付時にも「何かあればここ（元気館）に相談できる」ということを伝えている。
- 悩みを持つ保護者の子育て支援サービスや相談窓口については、園の送り迎えの際に紹介することも多い。園の職員が保護者から相談を受け、園での様子を伝え、その場で解決することもあるが、未解決の場合は必要に応じて「窓口相談に行ってみては」と背中を押してくれる。このような園の協力によって相談に結びつくことも多くある。

#### <子育て心の相談会>

- 平成6年と平成19年に、市が地震の被害を受けたこどもの心のケアとして「子育て心の相談会」という取組を始めたが、それが今も、揺らぎのある時期のケアということで続いている。3歳児健診の日に健診とは別枠で相談会を設け、例えば、家庭でこどもの対応に困っている、保護者自身に被虐待経験がありこどもとの関わりが分からない等、特定の領域に限定しない様々な相談を

受けているが、特に発達特性についての相談が多く、実質的に窓口相談としての機能を有するものとなっている。

- 当該相談会は、3歳児健診に従事する医師とは別の小児科医師が継続して担当しているが、気づきの段階にある保護者への不安への対応はもちろん、なかなか引き出せない保護者の抱える悩みや自身の成育歴まで吐露する場面もあり、健診での保健師とは異なる専門的なフォローが受けられていると感じている。相談会は年8回実施しており、キャリアが浅い保健師にとっては、先生の声がけや保護者の反応がリアルに体験できる、学びの場でもある。
- 相談会は広く周知して行っている取組ではないため、保護者から直接参加希望が来ることは少ない。悩んでいる母親や、面談でのスクリーニングで要支援と思われた方などに、保健師が「その気持ちを先生に話しませんか」と保護者支援の視点で動機付ける等によりつないでいる。

#### <保護者向けの周知・研修会>

- 保護者向けにNP（Nobody's Perfect）講座を設けている。発達特性に必ずしも特化したものではなく、「完璧な親なんていない」をテーマに、理想的な育児ではなく、少し楽になりながら子どもに向かうという内容の講座である。「こどもの癇癢で困っている」等の子育てのつばやきをその場で話すなど、親支援という位置づけで行っている。
- 外部の認定取得者が講師を務め、母親自身が、育児が楽しめるようになり、自己肯定感が高まった状態で子どもに向かうというところからスタートする。自分の力をワークショップで高める目的で進めている。

#### <子育て支援室等（地域子育て支援拠点事業）からの相談に関する庁内連携>

- 入園前の子ども・保護者や妊婦が自由に過ごし、子育てに関する不安や悩みの相談を受けられる地域子育て支援拠点事業は市内17園の子育て支援室と元気館で実施されている。ここで子どもの発達について不安が聞かれた場合には、子育て支援室の職員が事業を所管している保育課保育支援係へ連絡し、保育支援係が同じフロアの子育て支援課と情報共有し、必要に応じた支援を検討する等、庁内連携による切れ目のない支援が行いやすい体制となっている。

## 2. 4つの中核機能のうち、市町村管内で実現できていないものがあればその理由等

- 柏崎市では民間を含む多くの関係機関の協力を得ながら、自ら児童発達支援センターの中核機能の一部を代替えし発揮している。調理室設置等の施設基準上の課題によりセンター設置が行えていないが、今後も必要性に関する検討は行う。
- 市では現在放課後等デイサービスが5か所あるが、現状はニーズに対し不足している。支援ニーズがそれほど大きくない知的障害・発達障害等の子どもは、放課後等デイサービスではなく、社会福祉協議会が受託運営している放課後児童クラブで受け入れている。放課後児童クラブについては支援上困難が生じないよう、インクルージョン推進の一環という意味も含め、子育て支援課が援助員を対象とした研修会を実施している。子どもの発達支援課の臨床心理士が講師を務め、発達特性のある子どもへの対応等についての講義を毎年行っている。

## 3. その他

- キッズ・サポートについては、30年近く前に保育組織に保健師が配置されたことがきっかけで事業が開始された。これまで実施形態が変わることはあっても、廃止・縮小ということにはなら

#### 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

なかった。それは、保健師等職員が本事業に実施の意義を見出し、徐々に取り組を拡充・改良し積み重ねられてきた結果だと感じている。

- このように、市の取組は先人たちが強い想いをもち、療育や母子保健、インクルーシブの保育等に対し取り組んできたことを脈々と繋いできた成果と考える。

## 事例4 岩手県陸前高田市

### <市町村の概要>

|               |          |               |         |
|---------------|----------|---------------|---------|
| 市町村の総人口       | 17,705 人 | 18 歳未満の人口     | 1,864 人 |
| <事業所等の数>      |          |               |         |
| 福祉型児童発達支援センター | 0 か所     | 医療型児童発達支援センター | 0 か所    |
| 児童発達支援        | 1 か所     | 放課後等デイサービス    | 2 か所    |
| 保育所等訪問支援      | 0 か所     | 障害児相談支援       | 2 か所    |

本事例は、児童発達支援センターがない市町村において、行政及び児童発達支援センター以外の機関等が中核機能を提供している事例である。

### 1. 中核機能に関して市町村等が行っている取組・担っている役割

#### (1) 取組の概要

##### 【市の概要及び取組の現状】

- 岩手県の特徴として、面積が広く、平らな地域が少ないことが挙げられる。そのため、児童発達支援の提供に当たっては、利用する児童数の確保をするには非常に広大な範囲指定が必要となり、片道1～2時間かかる等の送迎の問題が発生する。このような地形的事情等もあり、当市も含めた多くの自治体は、面的整備しか選べないという状況である。
- こうした中で当市は、気仙地区として近隣自治体（大船渡市、住田町）と連携を行い、「身近な地域における通所支援事業」「保育所等への支援」「障害児等への相談支援」を提供している。例えば通所支援機能について、当市が療育等の支援が必要なこども向けに開催している「ふれあい教室」（※中核機能④に後述）がある。そこで住田町から通うこどもを受け入れる等、自治体間で相互にフォローし合いながら機能整備を進めている。また、当市においては整備されておらず、またニーズも少ない保育所等訪問支援等においては、必要があれば現状のサービス等を組み合わせ対応したり、支給決定を受けたこどもが他市の該当事業所を利用することもある。こうした大部分については、中核機能が整備されても大きく進め方が変わらないと考える。しかし一方で、高度な知見からアドバイス等を行う中核機能を整備する必要性を感じている。
- 当市としては、中核機能の中心を担う主体は自治体ではなく、社会福祉法人等の方が、おさまりが良いと考えており、気仙地区において各保育所等への訪問を行う児童家庭支援センター（大船渡市）に中核機能の中心を担って頂くことを検討している。その上で、入口の相談機能は各自治体の保健師等が担うなど、役割分担を行っていくイメージである。窓口から上がってきた相談に対し、その対象児童が通う施設への訪問・確認を児童家庭支援センターが実施する等、4つの機能を児童家庭支援センター等の1か所だけに集中させなくともよいと考える。

##### 【中核機能①：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能】

##### <発達支援・児童家庭支援センター>

- まず、中核機能①②については、専門的知見が求められることから、児童家庭支援センターが担う部分が大きいと考えている。児童家庭支援センターはこども家庭福祉の領域で県から委託を受け、

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

児童相談所を補完する役割を担っているので、地域全体をカバーしており、地域のこどもを支える自立支援協議会の児童部会への参加も行っている。市や町単体で同センターへの委託・契約は特段行っていないが、上記枠組みの下、同センターに配置されている児童心理司に対し、市や園から気になるこどもに対する訪問やアドバイスをお願いする等、ケースごとに相談を行っている。

- 「ふれあい教室」職員や保育所等に通うこどもの保護者に対するアドバイスも、児童家庭支援センターが担う役割は大きいと考える。保護者にとっては普段利用する教室や保育所等の保育士に、こどもの特性や障害等について言われても直ぐに受け入れることは難しく、また保護者との関係性上、保育士からも言いにくいこともある。児童家庭支援センターは、療育担当職員や保育士等へのスーパーバイズを行う立場にあり、そのような知見を持つ職員からの意見の方が保護者にとって受け入れやすく、それがこどもの現状を受け止めるきっかけにもなる。そのため、中核機能を担うには、このような保育所等や学校への訪問時に保育士や教員の加配について助言する等、専門性を有する職員配備が必要と考える。

### 【中核機能②：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能】

#### ＜児童家庭支援センターによるスーパーバイズ＞

- 療育を行う「ふれあい教室」の担当職員に対するスーパーバイズは、基本的には必要に応じて児童家庭支援センターが行っている。随時実施が基本であるが、こどもが就学前の段階で開催する就学支援委員会では、児童家庭支援センターと「ふれあい教室」職員が参加し、判定を下す前に共に保育所等に訪問する。そこで「ふれあい教室」から対象児童について相談を受けることもあるようだ。
- 児童家庭支援センターが特に中心となり進めて欲しい機能と考えている。中核機能を担うに当たっては、スーパーバイズを行う立場であることを位置づけ、面的整備として、面となる地域全体に対する助言や指導を行って欲しいと考えている。

#### ＜スーパーバイズにおける課題＞

- 児童家庭支援センターは、社会福祉法人が委託を受け運営している。そのため、民間の職員が、保育所（市営）や保育園（民間）に対してスーパーバイズ等を行うことになるが、その際、特に民間ということでのやりにくさ等は感じていないようである。一方で、教育委員会による巡回支援専門員整備事業の開始当初、巡回支援専門員から訪問しづらいという意見があり、4～5年経ってようやく訪問に慣れ、巡回先からの相談も増えてきた状況である。そのことを考えると、民営、公営に関わらず、スーパーバイズ等に赴く職員が、相手に受け入れられるまでには時間がかかると思う。
- 当市の経験から、相手に受け入れてもらうためには、人と人のつながりに重きを置くことが大切だと考える。巡回支援専門員整備事業では、訪問の際、保育士等に対し対象となるこどもについて「こうだと思う」といきなり話をするのではなく、「保育士にとっても大変なお子さんなのではないか」等、受け入れ側の大変さを理解する立場で相談に乗っていたようである。さらに、状況を教えてもらった後に、「（保育士が）ご家庭に言いつらいようだったら、私から話してみようか」と、園がやりにくいことを引き受けることで信頼関係が生まれてきたのではないかと推察している。

### 【中核機能③：地域のインクルージョン推進の中核機能】

#### ＜併行通園について＞

- 重度の障害のこども数名を除き、ほとんどのケースが「ふれあい教室」と保育所・保育園との併行通園を行っている。当市全域において、入所における障害児等の枠等は設けていないが、障害を持つこどもから入所希望があれば、その都度庁内で受け入れ可否や通学先についての会議を行う。民間では受け入れが難しい場合も、公立の保育所の人員を可能な限り整備し対応する等、公立保育所自体の機能維持の観点からも、出来る限りこどもを離さないよう努力している。

＜医療的ケア児の受け入れについて＞

- 医療的ケア児については、なかなか受け入れ体制の整備が進まず、保護者が保育所・保育園への通学を希望しても、調整が難しいという状況を何度か経験してきた。その後、徐々に受入れ体制の整備を進め、公立保育所に看護師を配置することができるようになったという段階である。来年度から看護師3名を採用し、公立保育所（全3園）に1名ずつの配置を見込んでいる。
- 看護師配置については、当初は病後児保育への対応が目的であった。しかし、病後児保育の開始後、医療的ケア児からのニーズが高まったことで、人員を増やしていったという経緯がある。
- 地方であればあるほど保育士の確保は大変であり、看護師となるとさらなる困難を要する。障害をはじめ医療的ケアを必要とすることにも対し、受け入れ可能な状況を作り出すまでに非常に時間がかかる状態である。そのため教育委員会に対し、保育園・保育所で受け入れた医療的ケア児が小学校に上がる際、対応するための準備が必要になることを伝えてはいるが、今からその準備がどのくらいできるのか、様子を見ている状況である。
- 学齢期については、教育委員会でも対応を検討している。教育委員会に対しては、こどもが就学しそうだから準備をするのではなく、同委員会内に看護師を配置してはどうかと提案したことがある。学校内でずっと付き添う必要がないこどももいると思うため、採用した看護師に学校を巡回して頂く方法等も検討できるのではないかと考えている。

【中核機能④：地域の発達支援に関する入口としての相談機能】

＜乳児家庭全戸訪問・乳幼児健診・ふれあい教室＞

- 乳幼児に対しては、保健師による乳児家庭全戸訪問や、1歳6か月健診、3歳児健診等の中で状況を把握している。
- 未就学児を対象とした療育の場としては、市が社会福祉法人に運営を委託し、13年以上前から開催している「ふれあい教室」がある。当初は保育所等の保育士が保護者に対し「ふれあい教室」への参加を促していたが、近年の早期発見、早期の療育開始のニーズにより、教育委員会が実施している保育所等への巡回（後述）の際に見かけた気になるこどもを「ふれあい教室」へつなぐ場面も増えている。
- 市民から見ると「ふれあい教室」は特性を持つこどもが通う教室との印象が強くあり、「そこに行く」＝「こどもがそのように見られる」ことを避ける保護者もいる。しかし、実際には「ふれあい教室」に通うこどもが、支給決定は受けていてもそこまで重い障害ではないこともある。そこで、教室への参加のハードルを下げようと、同じ場所で「たんぼぼ教室」（毎週水曜日開催）を開催している。療育の必要性の有無に関わらず通える場として運営しており、「ふれあい教室」に通うこどもが、就学の際、必ずしも特別支援教室に入るわけではないとの保護者の理解を促す場にもなっており、また一方で、こどもに気になる点がある保護者が、参加を通して「ふれあい教室」がどのようなところなのか事前に確認できる場としても機能している。
- 「たんぼぼ教室」を体験し、「ふれあい教室」に行き始めたこどもの保護者から「通ってよかった」という感想を聞くことがある。通う中で特性が発見され早期の療育につながることができ、加えて、

教室での活動を通じてこどもの成長が実感できたことで、プラスの印象を受ける方が多いと感じる。

### <巡回支援専門員整備事業>

- 保育所等に対する取り組みとしては、児童家庭支援センターによる訪問の他、教育委員会が行う巡回支援専門員整備事業による保育所・保育園巡回がある。特性を持つこどもの学齢期における増加から、保育所等から就学直前にこどもの情報を受けるのではなく、早くから状況を把握し準備を進めたいという学校側からの要望を受け、教育委員会としてもいち早く状況把握に努めるべきと、3～5年前から巡回支援専門員整備事業を開始した。指導主事に加え、元教員の訪問支援員が週半分以上の時間をかけ、各保育所・保育園、小学校等を訪問している。当初は訪問先に入って行きづらい等の声もあったが、最近ようやく馴染んできた印象で、保育所等がこどもを「ふれあい教室」へつなげる前に、訪問支援員等に相談を行うケースも出てきている。

### <こどもの情報共有>

- 庁内ではICTを活用し、虐待や気になるこどもの情報を一元管理し、こども未来課と教育委員会の間で情報共有を行っている。情報管理や入力権限を保健師にも付与し、必要があれば情報を書き込めるようにしている。一元管理できているから安心とは言えないが、対象児童が就学する際の情報把握のため、学校側にも閲覧できるようにしている。
- もともと同システムは虐待防止対応の目的で導入した。5年間の無償利用を行う中で、発達の面等で気になる児童が思った以上に虐待を受けていることが確認できたため、運営会社の許可を得て、児童の情報項目を追加するようになった。

### <窓口機能の設置場所について>

- 地域の発達支援に関する入口としての相談機能について、相談窓口は各事業所や保健師が担うのが良いと考える。中核機能を担う機関に自分から相談に行く保護者は少ないと感じており、窓口機能に関しては、ワンストップ形式で市内一か所に集約してしまうと、わざわざそこへ足を延ばさなくてはならないことにハードルを感じる保護者も出てくると思う。保護者は相談先として身近な窓口を選ぶことが多く、「ふれあい教室」を終え、就学したこどもの保護者が「ふれあい教室」に引き続き相談している例もある。面的整備型であれば、相談窓口は各自治体に合う方法で設置した方が受け入れられやすいのではないかと考える。各自治体、各事業所で、保護者が身近に感じられる場所に窓口を設け、話を聴く体制を広めに設けることが重要と考える。

## 2. その他

---

### <地域で求められる機能とその実現方法の検討>

- 特性を持つこどもがいる家庭においては、主に女性が面倒を見るケースが多く、中にはこどもと24時間ずっと生活していることもある。児童発達支援センター機能は、そうした保護者の負担軽減につながるべきものだと考えている。その際、例えば保護者がこどもと少しの間離れ、誰かに面倒を見てもらう体制が必要であれば、これを担うのは児童発達支援センターでなくとも良いかもしれない。地域で必要な機能をどう実現するかについて、自治体それぞれで考え、実現することが今後の課題になると考えられる。

## 事例5 むぎのこ児童発達支援センター

### <児童発達支援センターの概要>

|          |               |      |                 |
|----------|---------------|------|-----------------|
| センターの種別  | 福祉型児童発達支援センター |      |                 |
| センターの所在地 | 北海道札幌市        |      |                 |
| 開設年      | 1996 年        | 定員数  | 47 人（利用者数 95 人） |
| 設置主体     | 社会福祉法人        | 運営主体 | 社会福祉法人          |

本事例は、大規模自治体において、地域での中核的な役割を有している児童発達支援センターの事例である。

※同法人では、むぎのこ児童発達支援センターとは別の敷地で医療型児童発達支援センター（みかほ整肢園、定員 40 名）も運営している。

### 1. 中核機能に関してセンターが行っている取組・担っている役割

#### （1）取組の概要・プロセス・効果等

##### 【中核機能①：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能】

##### <発達支援について>

- アセスメントを、児童発達支援管理責任者、担当の現場保育士が中心となって進めており、診断も含め、こどもの生理的特性、発達段階、行動をしっかり見て、複数の職員が多角的・総合的に判断している。クラス環境の構造化への配慮や、こどもが暮らす家庭環境に加え、その子がどんな心情で通って来て家で過ごしているか等も把握した上で、児童発達支援管理責任者が保育士と一緒に会議を行い、その子にあった支援計画を作っている。
- 個別支援については、現在、職員が「Watch Me Play」というプログラムを学んでいる。こどもの遊びを肯定的に受け止めて過ごす時間として最大 20 分「こどもと 1 対 1 で遊ぶ方法」「こどもの行った行動をそのまま伝える」等を交えて行うプログラムで、特に必要なこどもに対しては丁寧に進めている。また、この学習にあたり、外部有識者からの SV を受けられる体制をとっている。

##### <家族支援について>

- 当センターは母子通園が可能なため、来園する保護者に対し、こどもとの関わり方を相談したり、このタイミングで一緒に褒めていこうと伝える等、育児と療育を一緒に行う場として機能している。
- 様々な特性のこどもがいるため、保護者に対する個別支援の時間を設け支援している。保護者向けグループカウンセリングの他、もう少し聴き取りやケアが必要な場合に向けた個人カウンセリング、トラウマケア、ペアレントトレーニング等も行っている。

##### <24 時間対応の SOS の電話>

- 家族支援の一環として、法人として 24 時間体制で保護者からの電話相談を受けられる体制を整備している。基本的にはこどもの状況を踏まえ保護者からの相談対応を電話で行う形となるが、こどもが落ち着かなかったり、保護者自身も混乱や感情の高ぶりが見られているなどのより直接

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

的な支援が必要な場合には、職員やヘルパーがその場に駆けつけることもある。その後、必要に応じてショートステイ等法人内の他の支援につなげることもある。

- 相談のための職員体制として、担当職員は専用の携帯電話を持ち、オンコールで対応に当たる。掛かってくる件数は1日1～2件、多い時は5～6件で、鳴らない日もあるなど、日によっても異なる。電話のピークは22時頃までと、こどもが寝るまでの時間帯での対応が多い。緊急対応開始当初は件数が少なかったが、取組が軌道に乗ってからは様々な連絡が来ている。なお、担当職員には超過勤務という形で手当を付けている。
- こどもが落ち着かない時、保護者が不安定な時の緊急連絡先を渡したことで、夜間という家族が孤立する時間帯に、保護者自身が頼る先ができ、保護者もこどもも徐々に安心感が増すという効果がみられ、当初は電話の回数が多い保護者でも徐々に掛かってくる回数が減少していく。大きい声で怒る前に電話ができたという声も聞こえている。
- この取組は約15年前に開始した。きっかけとしては、夜間にこどもが泣いてイライラし、緊迫した状況でこどもに手を挙げてしまいそうになったという話を次の日になって聞くことがあったため、何かあった際にいつでも相談できる体制を整えるためにスタートした経過である。
- これは法人の取組であり行政からの委託、支援等はない。なお、この法人としての事業とは別に、北海道と札幌市から、北海道全土を対象としたLINEによる相談対応の事業を受託・実施している。

### <グループカウンセリング>

- むぎのこでは保護者向けのグループカウンセリングを実施している。こどもの年代別に分かれ、週1回、曜日と日時を固定（11時～13時の中の1～2時間程度）して、こどもの療育の時間に合わせて実施している。日時は全保護者にあらかじめ周知しており、1回あたり約10～20名の参加がある。毎週参加する方や、仕事があり月1回の方など様々である。カウンセリングの場では、こどもの最近の様子や育児の悩み、夜寝ないという相談等、こどもの発達の話が主ではあるが、時には家族関係の悩みなど様々な話が挙がる。
- グループカウンセリングは、保護者が孤立しないよう当事者同士の繋がりを作ることを大事にしている。そこから、本カウンセリングを主催する心理士等が保護者へ肯定的な働きかけを行う等、このままで良い・社会と繋がっていて良いという安心感を得られるよう進めている。
- グループカウンセリングには心理士を中心に、必要に応じ他の職員も入る。また、就学でセンターを卒業した保護者にもペアレントメンターとして参加を依頼しており、聞き手が毎回2～3人いる体制としている。
- 開催の事務作業から運営面、当日の仕切りも心理士が行う。毎年、年間スケジュールを最初に出し、計画に沿って開催する。当日準備は部屋のセットや必要時の資料準備等があるが、事前作業における負担は大きくはない。カウンセリング中の話ややり取りを、ペアレントメンターとして参加する保護者が行ってくれる等、いろいろな方からの協力もある。

### <保護者向けの研修>

- 保護者向けにこどもの発達等に関する研修を月1回行っている。こちらも全員に周知し、来られる方が参加し、多い時で約20名が参加している。
- 研修会では心理士だけでなく、様々な専門職等からの話が出る。テーマも様々用意しており、発達の話から始まり、そして愛着について、そこから給食やアレルギーの話（栄養士）、感染予防（看護師）、感覚統合療法（作業療法士）など、多岐にわたっている。

- 研修会の作業についても同様で、事前に年間スケジュールを立て、保護者に周知する。周知する段階で、すでに研修毎のテーマや、登壇者、話す内容等は決定しており、各テーマに沿った資料を担当者が開催前に準備することとなる。

#### <取組にかかる人員配置>

- 中核機能②～④の取組も含めた背景として、人員としては配置基準の4対1よりも多い、概ね2対1程度の職員数を配置していることがある。保育士や児童指導員等の配置を厚くすることで、こどもの発達に合わせた関わり、保護者の話の傾聴等がより十分できるようになるという利点がある。業務に一定の余裕が生じることで、職員間の連携がスムーズになる側面もある。担当職員が療育中に、保護者から声を掛けられた際等に、こどもの支援と保護者対応をそれぞれ別の職員が役割分担のもと対応すること等も可能である。

### 【中核機能②：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能】

#### <地域支援マネージャーによる事業所の支援>

- 札幌市の事業として、市内の児童発達支援センターが市内のいくつかの行政区を担当し、「地域支援マネージャー」が年2回訪問し、実際の困り感の聞き取りや、必要に応じ関係機関とつなげる業務を行っている。むぎのこは東区、中央区の2区を担当し、区内にある約200の事業所（児童発達支援・放課後等デイサービス）が対象である。
- 課題・相談ごとの適切な把握と支援提供を目的に、訪問・支援にあたり事業所にアンケートを事前送付し回答を求めている。質問内容としては、こどもの支援ニーズ、家族から聞いて困っていること、事業所が行う活動や家族支援等についてで、事前に記入をお願いし、訪問時に回答をもとに実際の活動や運営面、支援面での困りごとを伺う。必要な支援内容・連携機関によっては、他法人の事業所や機関も含め適切な連携をとっていく。
- 当事業は札幌市が主体となって立ち上げた。市内には9つの児童発達支援センターがあるが、むぎのこには東区、中央区を担当してもらえないかと市から依頼を受けた。市内に多くの児童発達支援・放課後等デイサービス事業所ができていく中、支援の質の確保や事業者のSV等を行うべく立ち上げられたものと考えられる。児童発達支援センターを中心とした地域支援マネージャーの制度により、市内の事業者支援ができる体制が整備されている。
- 立ち上げて間もない事業所からは、個別支援計画に何を記載すべきか、児童発達支援管理責任者の不在時の運営といった相談を受ける。こうした細部を含む相談への対応を行うことで、地域全体の運営面の底上げが図れていると考えられる。

#### <地域支援マネージャーの位置付け・具体的な活動等>

- 地域支援マネージャーは東区、中央区それぞれに担当として1人が配置され、1人当たり約100か所を周ることとなる。1区に対し市から年間約300万の予算があり、様々な事業所に赴くため、経験豊富でコミュニケーション能力の高い職員が担当となっている。
- 業務内容としては、週3回程度を事業所訪問に充てる等、地域支援マネージャーの仕事をメインとしつつ、他の業務と案分している形である。他事業所からの相談については、電話での相談も受けており、相応の頻度で電話を受けている。
- なお、本事業は、児童発達支援が直接対象とすることの少ない放課後等デイサービスも対象となっているが、当法人内では放課後等デイサービスを18事業所所有しており、地域支援マネージャーはこれら放課後等デイサービスのこどもの育ちの過程や必要な支援内容も熟知しているため、

学齢期以降のこどもへの支援も十分行える体制となっている。

### 【中核機能③：地域のインクルージョン推進の中核機能】

#### ＜障害児等療育支援事業の活用等による、保育園等との日常的な連携＞

- むぎのこでは札幌市の障害児等療育支援事業を活用し、2人の職員（1人は専従、もう1人は兼務）で市内全域の保育所等への訪問や相談対応を、年間400件ほど行っている。
- むぎのこに加え、市内5つの事業所が障害児等療育支援事業を行っているが、地域の保育所等からはむぎのこへの依頼が多い状況となっている。むぎのこには高い専門性を有する、地域でも有名なベテランの職員がおり、その専門性の高さも頼る形で地域から多くの相談が来ていると推測される。
- この取組は、札幌市を含む様々な地域の事業所に関わり、こどもの対応についてケース会議を行う等のSVを提供している側面もあることから、【中核機能②】に該当する取組とも言える。
- また、むぎのこ児童発達支援センターの施設内には企業主導型保育園があり、施設の真ん中にある園庭でむぎのこ保育園のこどもと一緒に遊べるようになっている。運動会や発表会をはじめとする色々な行事へ一緒に参加するなど、一緒に交流や保育を行う機会がある。
- むぎのこの卒園児のうち半数あるいはそれ以上の人数が地域の学校（普通学級）に通うこともあり、そのサポートとして法人の放課後等デイサービス職員が学校に入り、学習支援やコミュニケーションの援助を行うという取組も行っている。

#### ＜医療型児童発達支援センターの取組＞

- 麦の子会（法人）が有する医療型児童発達支援センター「みかほ整肢園」は、元々札幌市が運営していたが、麦の子会が指定管理を受け4年前に新たに開設したセンターである。
- 当センターではPTやOT、看護師が、保育所等訪問支援として保育所等を支援している。例えば肢体不自由の子が通う保育園から、運動面等についてどのように対応したらよいかが分からないとの相談を受けた際に、専門職のPT、OT等が保育園へ行き、階段の上り下りの介助や座位の保持等のアドバイスを行った。他にも、幼児期からみかほ整肢園に通っており、特別支援学級への就学前に保護者や学校から相談があった呼吸管理が必要な子のケースもある。OT等の専門職が月1回訪問し、授業や、どのような姿勢で活動したらよいのか等について保育所にアドバイスを行った。ほか、入学前の段階で、例えばトイレを使う際の手すりについてのアドバイスのために学校を訪問することもある。
- 保育所等による専門職の訪問は、依頼を受けて行くこともあるが、相談内容から判断し訪問することもある。過去に障害児等療育支援事業で訪問した保育園から、運動面で発達に心配な子がいるとむぎのこに連絡があった。これまでどこかでリハビリ等を受けたことがないということで、運動面も不安があるなら、心理だけでなく専門職も一緒に行った方が良く、むぎのこ発達クリニックにいるOTが同伴して様子を見に行った。
- 現在は、保護者ニーズに合わせて受け入れ時間を調整している。ある親子の例では、保育園を利用したいが、保育園で長い時間の活動が難しいため、日中はみかほで過ごしたいというケースがあった。そこで日中はみかほで過ごし、一定時間を過ぎると保育園に戻る、1日の中で両方使うというスタイルになった。むぎのこにおいても、同じような通園スタイルのこどもがいる他、曜日で分けて通う子もいる。それぞれの状況に応じて、柔軟に対応している。

<むぎのこ児童発達支援センター、みかほ整肢園の連携について>

- むぎのこは保育士が多く、みかほは専門職が多いこともあり、相互に装具の使い方、活動の姿勢等について、同じ支援ができるよう共有している。相互に行き来しお互いの様子を見たり、個別に行う行事にも応援に駆けつけたりしている。保護者から聞いたことに関し共有したほうが良いと思われることがあれば児童発達支援管理責任者や担任と共有し、「こういう支援に繋がった方が良い」等の考え方も共有するなど、双方で相談し合うことは多い。
- むぎのこには、肢体不自由や重症心身障害のこどもがいる。みかほに通っていたこどもが、身体機能が向上・安定することで、むぎのこで併行通園できるようになることもある。装具、車椅子で、自分で移動できる子など、どちらにも通っている子が数名ほど増えてきた段階である。どちらにも所属しているので必要な情報共有を行い、担任や園長と連携して進めている。

<その他取組等>

- むぎのこには学校からの相談が来ることも多い。これは、平成25年に文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」を、むぎのこ地域の小学校で行ったことをきっかけに、事業所の支援の有用性が学校に認識され、今でも関係性が続いているものと考えられる。
- インクルージョン推進にあたり、海外事例の学びも開始した。職員がイタリア、北欧へ行き現地の学校教育現場を見学する等、様々な取組・視点を取り入れ活かしていこうと活動している。また、昨年11月には法人内に「麦の子インクルージョン研究所」を立ち上げた。来年度から様々な場所で行われている良い情報を吸収し、麦の子の周りの地域だけでなく、制度としてインクルージョンを広めていくために必要な事項等を研究していく予定である。

<取組による効果>

- 教育と福祉は近いようで遠い距離間がある。インクルージョンへの取り組みを始めることで、その関係性が変化したように感じる。1人のこどもをどう支援するかを地域や学校で共に話し合い、連携し合うことで、1人のこどもを真ん中に福祉教育が公的に連携できたということは良いことと考えられている。これは文部科学省のモデル事業がきっかけの一つであったが、そのために教育委員会が音頭をとって行われたことも良かった点の一つである。
- 社会的養護のこどもを多く受け入れている経緯や、児童相談所との繋がりで児童相談所からの紹介が来たり、保健センターでこどもの発達に心配があると言われた方からの相談がむぎのこに多く寄せられる傾向がある。

【中核機能④：地域の発達支援に関する入口としての相談機能】

<プレむぎ>

- 発達支援の入り口としての相談として、4月から麦の子に通園を考えている親子向けに、毎年、前年の10月ごろから週1回、「プレむぎ」という教室を1時間程度の枠で実施している。
- プレむぎは児童発達支援とは別の活動（無償）で、週1回、10月から3月の第1週目まで毎週木曜日に固定で行っている（12月の最終数～1月半ばまで3～4回程度の休み有）。まだ診断がついていない、契約をしていない、少しこどもの発達が気になって不安である等様々な段階にあるこども・保護者が主な対象となり、こどもの活動として集団の遊びを一部経験しつつ、保護者の感想を聴きながら、困り事を抱える保護者の想いも受け止めるなど、親子の活動を行っている。診療所医師も足を運んでくれることもある。
- 始めた当初は参加人数が少なかったが、今年は6～7人が参加し、2月ごろには毎回14～15人

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

がいる状況である。多い年には20人前後になる。

- 相談対応は、むぎのこの児童指導員や保育士が対応する。実際のプレむぎでは、1週間の様子などを教えてくださる保護者も多い。
- 活動においては、1人のこどもに対し、1人の職員が対応する。他にピアノをひく担当など、他の職員もいる。前述の通りセンターだけでなく、法人自体が人員を多く配置しており、職員の応援体制等も手厚いことが、こうしたこども・保護者のニーズに沿った活動が展開できる背景にあると考えられるが、現場に負担がかからないよう毎年打ち合わせを行い、職員を選定している。

### <診療所での親子教室>

- 法人内の診療所で、親子教室も開催している。発達に心配を抱える家族に対する初期段階の相談窓口として設定しており、こどもとの関わり方を伝えたり、むぎのこの活動の一部を体験できる取組をしている。保健センターとの連携があるため、健診の中でこどもの心配があった際に、保健師同席のもと見学をしたり、ひとまず見学だけでもという保護者から相談があったり等、様々な状況の保護者が来所する。
- 参加のきっかけとして、保護者自身が相談するケースは多くなく、外部からの紹介・情報提供が契機となり来ることが多い。具体的には保健センターの1歳6か月健診や3歳児健診、特定妊婦等の健診時のスクリーニングでサポートが必要との判断がなされ、むぎのこが連絡を受け、対応するケース等がある。
- 親子教室への参加者は診断済の場合も時折あるが、気づきの段階であることが多い。保育園で心配と言われた、健診で心配と言われたばかりという家族が多く、こどもも2～3歳が多い。

### <その他窓口としての相談を受けるまでの流れ>

- 乳幼児健診等のスクリーニングは受けていないが、保護者が自ら不安を感じている場合等には、保護者自身が相談先を調べ、むぎのこのホームページを見たところから相談が来ることが多い。
- また、札幌市の保健センター等で配布される「事業所ガイドブック」にも、むぎのこで相談を受けられることが記載されており、こうした情報を見て電話をくれる方もいる。

## (2) 取組実施における課題

- むぎのこに通っているこどもへの個別支援・発達支援の質を落とさないよう、地域にも出ていくことがセンターに求められる役割となる。職員の質も担保しつつ、地域への支援も適切に行うためのスキルの両立を実現しなければならず、大変重要な点であると同時に課題とも感じている。
- 個別支援・発達支援の質の確保に関しては、児童発達支援管理責任者が中心となりSVを行っている。また、職員向け研修も多く実施している。難しいことではあるが、こうした取組により、入職時～10年目程度の職員には支援の質に大きなばらつきが生じないよう、質の維持に留意している。

## 2. その他

---

- 札幌市には子ども発達支援総合センター「ちくたく」があるが、ここと当センターの関わりについて、むぎのこがその児童精神科医の先生と契約しており、月2回、思春期の難しいこどもや社会的養護の子を診察しに来てくださっている。

## 事例6 白鳥園

### <児童発達支援センターの概要>

|          |                  |      |      |
|----------|------------------|------|------|
| センターの種別  | (福祉型) 児童発達支援センター |      |      |
| センターの所在地 | 兵庫県姫路市           |      |      |
| 開設年      | 2012 年 (白鳥園)     | 定員数  | 30 人 |
| 設置主体     | 姫路市              | 運営主体 | 姫路市  |

本事例は、肢体不自由児施設から児童発達支援センターに転換し、併設事業所等とも連携しながら中核機能を発揮している児童発達支援センターの事例である。

### 1. 中核機能に関してセンターが行っている取組・担っている役割

#### (1) 取組の概要・プロセス・効果等

##### 【児童発達支援センターの概要等】

- 白鳥園は、姫路市総合福祉通園センター内にあり、同センターの児童発達支援を担当する事業所である。総合福祉通園センター内には、発達医療センター花北診療所、発達相談室も併設されている。元々肢体不自由児施設から福祉型児童発達支援センターに転換した経緯があり、肢体不自由のこどもが多い。  
総合福祉通園センターには、もう一つ児童発達支援センター（つくし児童園）があり、こちらは発達障害、知的障害のこどもが多い。
- 4つの中核機能については白鳥園をはじめ、総合福祉通園センターの各機関等とも連携し、展開されている。

##### 【中核機能①：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能】

##### <取り組みの概要>

- 中核機能①に関して、白鳥園を含む総合福祉通園センターの各専門職は日常的にやり取りできる環境にあり、診療所スタッフ（看護師、医師、リハスタッフ）や相談部門を担う心理職員等とチームになって一人のこどもに対する支援を行っている。

##### <グループ化について>

##### 1. 発達支援の側面

- 白鳥園・つくし児童園では、週5日の毎日通園の児童発達支援のクラスとは別に、肢体不自由、発達障害、低年齢など、年齢や障害等ごとに、週1回・月1回等の頻度で実施するグループがあり、それぞれに合ったプログラムを提供している。白鳥園職員だけでなく様々な職員が関与している。
  - 白鳥園で運営するグループには、例えば0～1歳の低年齢グループ、1～2歳児のグループなどがある。クール制（6か月もしくは12か月）で開始・終了時期は個々で異なるため、参加者は入れ替わる。0～1歳のグループであれば、最大5組までの親子が参加できるようになっている。（コロナ前は最大12組）

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

- こどもが参加するグループの選定は、総合福祉通園センターの職員が必要に応じ複数人関わりながら、アセスメントを行い判断している。いずれのグループもプログラムがこども・保護者に合わない、逆に心理的な不安を生じる等のアセスメントが行われればグループにつなぐ個別保育で対応をするという選択もある。また、既存のグループに該当しないこどもがある程度の人数になる等必要と思われる場合には、新規グループを立ち上げることもある。
- 一例として、幼稚園に通っており、一方で相談場所として白鳥園にも通いたいという方が複数いる場合には、併行通園グループを設けるなどがある。
- グループ運営はつくし児童園とも連携し、例えば発達障害・知的障害のこどもに必要と思われる支援をその時々を考えながら、場合によっては可能な範囲で新しいグループや支援プログラム作りを検討する等、双方の強みを活かしながら支援を進めている。
- つくし児童園でも、週1回の併行通園のグループや、2・3・4歳児を対象としたグループ等を設け、こどもの特性等に応じた適切な支援を行える体制をとっている。

### 2. 家族支援の側面

- 白鳥園が担当する低年齢のグループでは、保護者の不安への対応など、育児支援を中心に行われる。保護者の相談に乗りながら、工夫の提案や、他の保護者と子育て方法の意見交換を行う時間を設けている。グループで過ごす時間に、こどもが笑ったなど、親として喜びを感じる瞬間が持てるよう支援を行っている。
- 入園後は、保護者にこどもの身体の特徴、周りの世界の感じ方、コミュニケーションの方法等を確認する。その内容により、その子に必要なことや育て方等について子育てのサポート方法が変わっていく。毎日通うことを前提とし、通園する中で、生活や遊びの積み重ねを通じてこどもが力を発揮することを保護者にも感じてもらえるようにしている。
- 保護者支援に関し、タイプ別にこどもをグルーピングすることで、保護者同士がつながり、安心感を感じられやすくなっている。また、職員が障害種別や年齢層の近いこどもの支援を多く担うことになり、職員の知識・経験が蓄積され支援が行いやすくなることにもつながる。

### 3. その他

- グループ保育は週1回・月1回など通園頻度は少ないが、できるだけプログラムは変えないようにしている。これにより、月1回ずつでも1年間利用する中で、「この歌、知っている」「楽しいことが始まる」という期待感が見られるようになったり、同じ顔ぶれで過ごす中で「今回もこの子がいる」とこども同士が顔を見合わせ笑う姿も見られる。
- 当初は、保護者・こども共に、小さい頃から色々なこどもがいてと経験して欲しいとの考えの下、障害などのこどもの特徴を加味しないグループ分けをしていた。今のタイプ別の分け方はメリットがある一方で、そのグループに合わない「狭間」のこどもが出るという課題もある。こどもの特徴にこだわらず、色々なこどもがいるグループ構成とする体制も一つの在り方である。
- すべてのこどもが白鳥園のグループに所属することありきではない。こどもにとっての保育の必要性や、どういう場で過ごすのが良いのか等を会議で話し合い、支援方針を決定している。
- 白鳥園に来る肢体不自由児は病院からの紹介が多く、この場合はグループのプログラムではなく、リハビリのプログラムから開始する。生活面で発生する子育ての悩みには個別対応の職員（児童発達支援管理責任者等）が、必要に応じリハビリ職員にも相談しながら対応している。

<専門職との連携について>

- 白鳥園、つくし児童園共に、聴覚・視覚障害、医療的ケアが必要なこどもなど、様々なこどもの支援を考えるというスタンスで運営している。そこには、専門職と一緒に考えていることへの、安心感が大きな要素としてある。医療的ケアが必要なこどもには、診療所の看護師が派遣され毎日対応し、人工呼吸器が必要なこどもも安全に遊ぶための方法を、リスクも踏まえて準備段階から一緒に考えている。
- 「できない理由を探さない」という考えを大切にしている。こどもが安全に、楽しいと感じられるような方法を考えようとするスタッフが多い。
  - これは総合福祉通園センター開設当初の所長の影響がある。心配事を相談すると「私がいるから大丈夫」と言ってくれたり、人工呼吸器のこどもをプールに入れるか迷った際も、サポートを申し出てくれる等、所長自身が姿勢を示したことが大きい。
  - また、保育士から看護師への相談時、否定されるケースは非常に少なく、保育士の案にも耳を傾け、実施の際に検討すべき事項や、代替案、中止の判断等の建設的な助言を受けられる。
- 生活場面をより知ることが大事という開設当初からの考え方があり、白鳥園、つくし児童園の計7クラスそれぞれにPT、OT、ST等、担当のリハビリ職員がついており、毎月2回程度保育場面に参加している。遊んでいる様子を見ながらアセスメントして、後日、クラス担当者間で支援の方向性について、保護者の希望も加味しつつ保育の中でできることを一緒に整えていっている。
  - 例えば給食の時間に、器具があっているのか、介助方法はどうか、リスクがないか等の助言・支援がリハスタッフからなされる等、日常的に様々な職種の目が入り確認できる環境を確保できている。
  - 保育士にとっては、上記の月2回の専門職の保育参加や、クラス担当としてPT、OT、ST等と一緒に集まれる会議は、こどもを見る目を養う大事な機会となっている。日常的にもすれ違ったタイミングで情報交換を行うなど、様々な場面で、多職種間で相談、情報共有を行っている。
  - 会議については、クラス担当者で集まる月1回の会議のほか、年2回程度医師も参加するカンファレンスも設けている。こうした定期的な会議等のほか、必要に応じて随時担当者会議も行う。
  - 保育士だけから見たこどもの姿と各専門職から見える姿は少し異なる。各職種の専門性を大切に、「それは間違っている」ではなく、「私の目にはこう見えている」ということをお互いが伝えあい、その中で推測を立て、支援の方向性等を検討し、その後に判断が合っていたかの評価を行う。専門職に教えてもらう関係性ではなく、お互いの見解を共有し合えることが重要である。
- 虐待ケースや虐待疑いのあるケースでは、各職種間で保護者への支援・アプローチ方針を話し合ったり、総合福祉通園センター内の権利擁護・虐待防止委員会を開き、外部の関係機関とも情報共有しつつ、保護者との関係が細く長く切れないように努めている。
- どの職員も同じ対応ができるようにという意識が浸透している。例えば強度行動障害と思われるこどもの支援を行う際に、こどもに安心感を与える支援、落ち着かない時の関わり方、避けるべきワード、関わる際の配慮点など、つくし児童園と白鳥園の関係者全体で共有するようにしている。

<機能が発揮できる環境について>

- 何かを行う時に「サポートするよ」と言ってもらえることは、それだけで安心材料である。例えば、総合福祉通園センターでは、センター内の様々な部門とのつながりもあり、保育で困り事

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

があっても、いろいろな部門の先輩が声を掛けてくれたり、トラブルに近いことが起きても、「あなたの責任じゃない。皆で守る」と言ってもらえたりする。そのため、先輩にしてもらってきたように、自身も後輩の現場保育士を守り、安心して仕事をしてほしいとの思いが強い。職員にも園長・管理職に報告をしてもらうよう、常に声をかけている。

- 現場がやりたいと思うことをサポートするのが、管理者の役割と考えている。

### 【中核機能②：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能】

- 児童発達支援センターとして、地域へのスーパーバイズ・コンサルテーションは難しさを感じる。
- この一環として、児童発達支援事業所向けの連絡会開催に着手していたが、コロナの関係で中断となった。地域の事業所と白鳥園やつくし児童園をあわせて利用している方の場合、連絡を取り合ったり担当者会議を行うことはあるが、さらなる積極的な展開が必要とも考えている。
- なお、総合福祉通園センターとしては、理学療法士部門が市内の障害のある成人の方の事業所を訪問し、相談対応を行う事業を昨年から始めた。希望のある事業所に対し、個別リハビリではなく、生活環境改善や職員の介助のコツを伝える等の支援を行っている。今年から、市内の児童発達事業所に対してもPTが同様の支援も試行的に行うべく、案内を配布し希望する事業所を募っている。助言は主に身体のことになり、肢体不自由のこどもも受けている事業所から連絡を頂いている。
  - PT含め、リハビリテーション部門として、生活支援に力を入れていきたいという方針がある。自分たちが個別リハビリで関わっているこどもが利用する事業所で困り事があればサポートしたい、顔がつながることでやり取りを円滑にしたい等の思いがあり、開始に至った経過がある。

### 【中核機能③：地域のインクルージョン推進の中核機能】

#### ＜併行通園等に関する支援＞

- 地域移行を考えるこども・保護者には、「交流保育」という名称で、相手先の園と調整し、親子に職員が同行し、少ない頻度で地域の園での生活を一緒にする取組を行っている。交流保育の中で、相手先の園に、そのこどもとの関わり方や好きなこと等の理解を得てもらう。さらに、こどもにも「ここではこんな風に遊べる」と理解してもらう。交流保育から併行通園へ移行していく場合もある。交流保育後は翌年から一気に通園へ移行する子もいれば、週1、2回のペースで併行通園を開始し、半年～1年かけ徐々に頻度を増やして地域の園に移行する子もいる。近年は後者のこどもが増えている。
- 保護者、こども、相手先の園にとって良い機会として交流保育をしてもらうため、白鳥園は保育園等への最初のコンタクトを行うなど、多くの役割を担っている。
  - 相手先の園には、まず交流保育について説明し、初回訪問時には保護者・スタッフが一緒に訪問するなど、顔合わせの機会を作る。相手先の園には、交流保育の頻度や、どのような場面で参加したいか等の保護者の希望を伝え、園の対応可能な範囲とのすり合わせも行う。こどもにはスムーズに交流ができるよう、顔合わせの際に園の外観写真や入るクラスの写真を撮ってこどもに馴染んでもらうなど、準備も丁寧に行う。1回目の訪問の際は事前に園に連絡し、当日の活動内容や準備するものを聞く。初回は必ず白鳥園の職員（児童発達支援管理責任者もしくは担任）が同行する。
  - 交流保育は学期ごとに振り返りの機会を設けている。園側の困り事や保護者への希望等も伺

いながら今後の進め方を調整したり、入園希望があれば、間に入って園と調整する。徐々に、保護者自身が園に働きかけられるよう、園には事前に電話がある旨伝えたくて保護者から電話を掛けるよう促したり、事前調整も意識して行っている。

- 交流保育のきっかけとして、コロナ前からつくし児童園、白鳥園と近隣の公立保育園、幼稚園で園単位での交流保育を行っていた。(コロナ禍で園単位での交流保育が困難になった)この中で、居住地での交流を希望する保護者が出てきたことで、現在の個別交流保育につながった。平成16年頃にはすでに活動として定着しており、園同士の交流を行う中で、職員も調整について学び、経験者が新しい職員に伝えるなど脈々とつながっている。
- 受入先の園は特定の場所に限定されないため、一人一人に個別のサポートが必要である。また、きちんと説明した上でも園から交流保育を断られる場合もあり、必ずしも実施できるわけではない。そのため、保護者と職員で、こどもに向く園(園の特徴、規模等)を話し合い、3候補程度に絞り進めている。
- 特に私立で交流保育が初めての園では、まず目的を十分説明し、園の状況、意向にも沿うことを強調しつつ、無理のない範囲や時期でご協力頂けないかと相談する。また、受けて頂いた園からは、逆にその園内で発達等に心配があるこどもの相談を受けることもあり、双方のメリットにつながっている。

#### <地域の事業所に対する支援>

- 総合福祉通園センターのスタッフ(発達相談室、リハビリテーション部)が巡回支援を行っている。地域の保育所、幼稚園からの巡回支援への希望は、総合福祉通園センターの相談部門が窓口となっている。そこで、いつどの園に行くのかスケジュールを組み、順番に訪ね、こどもの様子を見た後に園職員の話聞く流れ。こどもに直接かかわることもあるが、主目的は園職員・園自体へのサポートであり、こどもとの日頃の関わりでうまくいかないこと等の助言等を行う。
  - 行政事業ではなく委託料、利用料等も生じず、人員補助等もない事業であるが、地域の支援力を高めていくために必要な取組と考える。訪問を担う職員は個別ケースもあり、巡回支援のために個別支援の枠を空けていくことになる。センター外部の業務・内部の業務をそれぞれ担う職員の役割分担は一部行えているが、完全にどちらか一方だけに特化することも難しい。個別ケースの支援頻度を調整せざるを得ない等の課題もあり、こうした外部機関への支援、センター内の支援のどちらを優先すべきかという悩みもある。
- また、市の取組として、市内の公立保育所には発達支援コーディネーターという役割の職員を設け、その方を中心に支援が必要なこどもをサポートする役割を担ってもらっている。この発達支援コーディネーター対象の子ども保育課主催の研修会では、支援の必要なこどもにおける各園の工夫を事例化し、冊子で共有しているが、必ず白鳥園かつくし児童園どちらかが事例を出している。
  - 事例共有により、カードを使ったスケジュール共有方法の活用や、写真カードはこどもを指示に従わせるためではなくこどもからの表出につなげていくためのもの等、園に支援の意識が定着してきている。
  - 発達支援コーディネーターは公立園での名称だが、私立についてもコーディネーターに該当する方を配置してもらえるよう、各園に依頼して対応頂いている。
  - 本研修会での事例提供は、コロナで集合研修をすることが難しく、事例も毎年色々出すのは負担が大きい等の背景から一旦中断し、代わりに事例集の中から各園で取り入れられそうな実践事例を選び、園の日頃の実践に取り入れ、その実践結果を報告する形とした。しかし、数年こうした形を継続し事例が集約されてきたとも思われることから、今年は新しい事例をまた収集することとした等、実施方法は柔軟に検討・変更されている。

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

- 事例内容はすぐに実践に移しやすいものが多い。保育所にとっても、すでに毎日やっていることに少し足せる、少し変えたら実践できるという、身近な実践として受け止められていると考える。

### 【中核機能④：地域の発達支援に関する入口としての相談機能】

- 行政・地域で明確な相談窓口のルートが確立しているわけではないが、白鳥園へのこども（肢体不自由）は病院からの紹介がほとんど。発達障害のこどもは保健所の健診等でフォローが必要と判断されれば、総合福祉通園センターへの相談を提案され、連絡が来ることが多い。他方、総合福祉通園センターは「障害のある方の施設」というイメージがあり、相談につながらないケースもある。そこで総合福祉通園センターの一部門として「ぱっそ kids」を設け、社会福祉事業団に委託して運営している。自由に予約なしで（個別相談を除く）親子で遊びに行った際にスタッフと子育て相談できる場所である。
- 保健センターでの発達相談業務にて、こどもの発達面の確認・スクリーニングにおいて総合福祉通園センターの職員（心理士、医師等）が対応した場合は、必要に応じ総合福祉通園センターを紹介する。
- また、総合福祉通園センターでは、検査・診断前に相談できる場所として「ゆずっこ相談室」を設け、保護者からの連絡後、親子で来て頂き、診断に至る前に多職種でこどもの評価や相談対応を行う。ここをきっかけに診断を希望される方には診断を受けてもらい、希望しない方は回数限定で相談対応をし、心配があれば再度ご連絡頂くよう、相談ルートも残している。
  - 「ゆずっこ相談室」利用者は相談だけで終わる人もいるが、最終的には相談後に診断ルートに乗る方が多い。診断に至る際は診療所での対応となる。一方の「ぱっそ kids」は居場所、遊び場というイメージで、相談の回数や期限制限もないため、職員が相談に乗りながら、やはり心配がぬぐえないときや、繋いだ方がいいと思われるケースは総合福祉通園センターへの相談を提案する等、適切な機関への橋渡しを行う。
- 市内では、育ちについて何かあれば総合福祉通園センターに連絡が入ることが多いと思われる。市内の児童発達支援事業所でも様々な個別支援、家族支援を展開されているが、事業所の規模や職員数も限定されている場合があり、その意味で当センターの果たす役割が大きいとも考えられる。

### （２）取組実施における課題

- 総合福祉通園センターは公的機関（行政の立場）でもあるため、利用者のニーズやその時代、社会状況から必要と思われる支援を提供することを考えてきている。開設当初から、先を見据えサービスを「流動的に」考えることを求められてきた。予算や人材などの課題はあるが、必要と思われる取組を展開していく立場にあると考えている。
- 児童発達支援センターとして求められていることは理解しており、担っていく必要性も感じている。様々な職種が専門性を発揮していくことは、総合福祉通園センター開設当初からの理念でもある。一方で、求められ、やっていくべきことがどんどん増えている状況にある。いずれも大切に削れない事業である。これを他の事業所等が連携し、うまく役割分担しながら進めていくことが重要である。
- 姫路市の各事業所、関係機関のネットワークづくりは今後達成すべき課題と考えられている。自立支援協議会でも、「顔の見える関係が出来たら良い」「ネットワークが組織化されると良い」等の意見があり、総合福祉通園センターにはこのネットワークを活性化させる役割を担ってほし

いと意見を受けており、難しい課題と感じられている。

- 市の本庁ではなく、総合福祉通園センターが音頭をとり、主体的に進めることが望ましいという意見に対し、どのようにこれを達成していくかが今後の課題となる。

## **2. 4つの中核機能のうち、実現できていないものがあればその理由、課題、必要な支援**

- 中核機能②（スーパーバイズ、コンサルテーション機能）は、今後達成すべき課題となっている。事業所間でつながるネットワーク等の仕組みが必要である。
- 自立支援協議会で「これからの児童発達支援センターの果たすべき役割」について意向を聞く機会があり、総合福祉通園センターに対し、「敷居が高い」「センターの方から足を運んでももらえると相談しやすくなる」という声や電話も誰にしたら良いか分からない、忙しいと思うと声をかけにくい等、正直な意見が得られた。
- センター側としては「いつでも相談して欲しい」という気持ちでいたが、ほかの事業所からは異なるイメージで見られていたことが分かり、顔の見える関係づくりから丁寧に再構築し、気軽に相談ができるようになれば、スーパーバイズ、コンサルテーションも活性化していくと考える。

## 事例7 のぞみ園

### <児童発達支援センターの概要>

|          |                                        |      |                                |
|----------|----------------------------------------|------|--------------------------------|
| センターの種別  | (福祉型) 児童発達支援センター                       |      |                                |
| センターの所在地 | 鹿児島県奄美市                                |      |                                |
| 開設年      | 1996 年<br>(児童発達支援センター<br>となったのは 2014~) | 定員数  | 児童発達支援 25 人<br>放課後等デイサービス 20 人 |
| 設置主体     | 社会福祉法人 聖隷<br>福祉事業団                     | 運営主体 | 社会福祉法人 聖隷福祉事業<br>団             |

本事例は、離島という環境で行政等とも連携しながら、地域における中核機能を発揮している児童発達支援センターの事例である。

### 1. 中核機能に関してセンターが行っている取組・担っている役割

#### (1) 取組の概要

- 当事者の保護者からの働きかけにより、療育施設の先駆けとして奄美市内にできた施設である。2014 年に児童発達支援センターとなり、母子健康事業や療育等支援事業等で、県や市とも密に連携しながら活動している。

#### 【中核機能①：幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能】

##### <発達支援における他機関連携>

- 自立支援協議会・こども部会に参加している。運営委員会の構成メンバーを務めており、開催前に部会で話し合う内容や課題について検討している。また、協議会が中心となり、基幹相談支援センターが提供する支援者向けの研修会や事例検討会（2 か月に 1 回）をオンライン等により定期開催している。
  - 従来、各法人から職員が派遣され自立支援協議会・こども部会を運営していた。現在は 5 市町村の委託を受け NPO 法人が運営する形に体制が変化したことをきっかけに、こども部会の活動が盛んになり、当園も運営メンバーとして参加するようになった。
- 当園は、県の発達支援通所事業所連絡協議会における奄美支部に位置付けられている。そこで、離島のとりまとめ役として研修会の開催を行ったり、同時に一メンバーとして受講したりしている。離島においては児童発達支援センター設立状況も様々である。そのため、各センターに連絡を入れ、現状を確認し、その中で把握した課題等について発達支援通所事業所連絡協議会と共有している。
  - 県の発達支援通所事業所連絡協議会へは、もともとのぞみ園職員が役員として参加していた。当時はのぞみ園のみが中心となって離島のとりまとめを行っている状況であったが、児童発達支援センターになったことを機に、園だけでなく皆でやっという、他の奄美地域の事業所や離島にも参画してもらい、本格的に横のつながり作りに取り組んだ。

### <家庭支援について>

#### ① 概要

- こどもと保護者を常に真ん中に据えて進めることを意識している。生活能力等に課題がある家庭も多く、場合によっては、生活の面で手伝いを行ったり、送迎のために早めに家に向かったり、事前に起床の確認の連絡も行ったりしている。中には行政からの支援を受けている家庭もあるため、行政側と保護者の間に立って互いに状況を伝えることもある。最近は、このような対応が必要な保護者が増えてきたように感じる。
- 臨床心理士を外部委託し、発達相談や発達検査を行っている。就学前の実施が中心ではあるが、発達面で困り感が大きいこどもがいれば随時行うようにしている。

#### ②-1 保護者に対する支援・保護者会

- のぞみ園は、もともと当事者の親の会が奄美にこうした施設が必要だという経緯で開設にいたった背景があるので、保護者会は開設当初からある。園内清掃活動や行事、職員との交流会等を開催し、親同士がつながりあう機会となっている。当初、保護者会会員の中には仕事をしていない方も多く、また、5～6年前までは鹿児島県の親の会にも参加していたため、会費で旅費を賄い県の親の会の学習会にも行っていた。しかし、最近は仕事をしている会員も多く、それぞれが鹿児島市まで行く時間の確保が難しくなってきた。また会費が高額だったこともあり、県の会からは抜けている状態である。
- 園の保護者会も現在は組織化され、若い世代の保護者の参加も増えている。仕事があるため会費の管理が難しいとの声もあり、会費は徴収しておらず、活動費は園が負担している状態である。とはいえ、行事に対するお茶代や道具準備等に対する費用のみであり、保護者支援の一環として保護者の横のネットワークづくりのためのものでもあるため、大きな負担感を感じていない。

#### ② -2 保護者に対する支援・研修会開催

- また、保護者支援の一環として、ペアレントプログラムを提供してきた。保護者参加型の全6回の構成で、全国的に展開されている講座である。講師は、愛知県のNPO法人が開催する認定講習会を修了した園の資格保持者である。現在3人おり、講師一人に対し保護者6～8人が参加してペアを組み、プログラムに沿ってお互いの良いところを探したり、こどもの良い点を見つけたり等、前向きな子育てができるよう促している。
- 今年度については職員不足によりペアレントプログラム開催ができておらず、代わりに昨年度から保護者会と共同で年2回の研修会を行っている。開催にあたり、自立支援協議会こども部会の事例検討会の講師を務める鹿児島大学大学院の学識者2人に依頼し、講師役を引き受けていただいた経緯がある。研修では、未就学児と、学童期に分け、こどもの発達面を中心に話をするほか、保護者からの個別相談を行うこともある。
  - 研修内容として、保護者の関心事をアンケートで募ったうえで、園が保護者の要望として講師に伝えたことをテーマにした。具体的な相談内容としては、例えば、学童期のテレビゲームや携帯電話への対応や、乳幼児期のおむつトレーニング等の内容が多い。研修会後は、必ず懇談会を行っており、そこで出た保護者からの感想や要望については、必ず講師に伝えるようにしている。
  - 研修会開催にあたり、いくつかの課題があった。一つ目は、予算の確保に関する課題である。外部委託等での契約に当たっては、原資をどこに持って行くか、その予算組が一つのハードルとしてあった。これについては現在、大きな額にはなるが、人材配置に比べれば小さいと

## 第4章 児童発達支援センターにおける中核機能の整備に関する取組事例

いう考えの下、毎年、委託費含め年間で約70万円程度を外部委託費として予算を組んでいる。

- また、2つ目の課題として、支援者とうつなぐかが大事なポイントとしてあった。のぞみ園としては、委託する講師とは、自立支援協議会こども部会で面識があったため引き受けて頂けたが、面識がなければ講師とつながる機会はほとんどなく、その機会づくりが課題となると感じる。
- 3つ目として、児童発達支援センターに求められている役割の中に、(今年度開催できていない)ペアレントプログラムの提供がある。開催は土曜日に限られると思うため、その場合、職員の休みの調整が難しくなる。
- 人の勤務調整と予算に加え、年間計画を立て、どう計画的に実施するかは、当初手探りで進めていた。研修会やプログラム実施に当たっては、計画を立てる際に見通しが立てられるかどうかも課題になる。

### ③ 地域支援

- 多面的支援として、例えば地域の機関や親の会への協力を通じた取組も行っている。のぞみ園職員2人が運営委員として参加するNPO法人「療育ネットワーク」の会議では、参加する各種福祉分野から出された提案に対し、協力可能なものがあればボランティアの派遣等も行っている。他にも、同NPOが主催する「ダウン症親の会」に職員が参加し、参加の呼びかけを行う等、保護者同士のつながりを促進している。
- 地域にある「就学児親の会」では、就学前のこどもを持つ保護者の悩みに対し体験談等の共有の場を設けており、そこにも園の職員が参加している。また、地域向け研修会を開催する時も、要望があれば、学習等の場として園のスペースを提供したりもしている。

### <職員に対する研修等>

- 鹿児島大学の先生を講師に迎え、職員向けの事例検討会を行っている。自立支援協議会・こども部会の事例検討会を含めると、職員は年間計8回程度の検討会を行っている形である。また、終業後に行う会議の中で、月1回、事例検討会を行い学び合う場面もある。
- 外部講習としては、各種オンラインによる研修会等の案内があった際は、皆に受講を促すほか、児童発達支援管理責任者研修等、支援者の専門性向上に向けた資格研修へは積極的な参加を呼び掛けている。また、強度行動障害、医療的ケア児、主任相談支援専門員等、事業を運営する上で必要な研修も受講を促している。
- 外部が主催する医師を招いた研修会もある。参加した職員に、医者の視点や、どんな遊びが適切か、しっかり目で見えて、持ち帰ってもらい、自分たちが取り組めることを検討する等、園での活動に活かしている。

### 【中核機能②：地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能】

- 中核機能①と重なる部分が多く、スーパーバイズ、コンサルテーションとして、療育等支援事業の施設支援として職員を派遣する他、自立支援協議会のこども部会の運営委員メンバーとして、地域の底上げを視野に研修会の企画、県の発達支援通所事業所連絡協議会・奄美支部としての事業所の横つなぎや地域の研修会等が挙げられる。
- いずれにしても、のぞみ園から個別の事業所に対し何かを行っているわけではない。児童発達支援センターとして、地域に対する指導ではなく、一緒に学び合おうというスタンスで関わって

いる。

- 市内には、それぞれの専門性を持つ通所事業所が数多くあり、中でも特にリハビリ職が立ち上げた施設がある。これら医療系の事業所は、のぞみ園とは支援への取り組み方が異なるため、担当者等で会ったときに、他事業所からは専門とする口の機能について、こちらは心理や生活面について等、教え合うことも多い。のぞみ園にはリハビリ職がいないため、そこは他事業所を頼りにさせていただきたいという思いがある。お互いに学び合う中で、一緒に頑張ろうという思いが強く、そのような形でつながり合っていけば良いと思う。

### 【中核機能③：地域のインクルージョン推進の中核機能】

#### <保育所等訪問支援や併行通園について>

- 保育所等訪問支援の訪問支援とサービス提供支援は、同じ保育士が兼務で行っている。療育の中でのこどもの様子を踏まえて集団の場を訪問する形で進めており、多い時で月に4回～6回、少なければ月1回、長期休暇（7月～8月）については職員不足となるため外に出られずゼロのこともある。のぞみ園の通所支援を利用することもを中心に支援を提供しており、彼らの併行通園先には保護者ニーズに応じて全園訪問している。また、通所支援が終了後も不安があると、保育所等訪問を残し、引き続き依頼を受けるケースも少ないながらある。
- 仕事をしている保護者が多く、のぞみ園と保育所・幼稚園等との併行通園を行うことも多い。仕事をしていないケースでも、当園として毎日来た方が良く判断した場合は、毎日の通園を勧め、次年度には保育所や幼稚園に行けるよう頑張ろうと声掛けしている。保護者からもう少しのぞみ園で見て欲しいという要望がある場合は、また1年間様子を見る等して進めている。
- 小学校～高校や、特別支援学校等のこどもに対する支援として、園内に放課後等デイサービスを設けている。夏休み等の長期的な休みの際、学校教員がこどもの様子を見に来ることもある。

#### <就学支援について>

- 今年度初の試みとして、就学の際に、年2～3回の保護者面談の場に、各保育所、幼稚園職員に参加して頂き、保護者と保育所等と児童発達支援センター職員に加え、相談支援専門員の4者面談を実現した。これまでこどもの就学に向けた面談の際、保護者が保育所等から聞いていないという食い違いがあったり、こちらから保育所に面談を依頼する一方で、保育所等からは保護者の意向について問い合わせがある等、一方通行な状況であったりした。また、保護にとっては児童発達支援センターと保育所等の役割の違いが分かりにくいということもあり、保護者サポートの意味も含め、4者による面談を開始した。日程調整の苦労はあったが、お互いにズレがあることも感じていたため、ほとんどの園が参加し一気に4者間での確認等を進めることができた。児童発達支援センターとしての地域支援につながったと感じている。
- 4者面談を行ったことで、教育委員会にとって良かった点が少なからずあったのではないかな。例えば、教育委員会が保護者に必ず受けて欲しいという相談会への参加について、面談で申し込み状況を確認すると、申し込んでいないという保護者がいた。そこで保育所の代わりに大事な面談であることを解説したところ、保護者の申し込みにつながり、教育委員会にとっては、療育を利用することもに関する情報の抜け漏れが防げたのではないかな。また、保育所の職員にとっても、保護者への話の仕方や伝える内容に加え、こどものことについては、保育所職員が決めるのではなく保護者が決めることなのだ認識して頂く機会となった。こちらとしても保育所等でのこどもの様子を聞く場にもなり、保育所等に通う療育につながっていないこどもの中に気になるケースがあった場合は、つないでいただくようお願いすること

ができた。

- 就学相談は、こどもが小学校で困らないよう行うものである。そのため、就学後に支援学級や放課後等デイサービスを利用する場合、必ずしも園のサービスにつなげるわけではなく、複数の事業所を紹介している。のぞみ園の放課後等デイサービスを希望する場合は、職員との担当者会を行いつなげている。

### 【中核機能④：地域の発達支援に関する入口としての相談機能】

#### <他機関での支援>

- 市が実施している親子教室に職員が保育士として参加し、親子関係づくりを支援したり、発達の相談に対応したり、必要に応じて療育教育の紹介をしたりしている。また、鹿児島県が行う事業の中で、療育の前の段階での子育ての悩みや、地域の保健師がこの親子をどのようにサポートすべきか迷う際に、心理を専門とする医師等の診察の場を設けている。そこにのぞみ園の保育士が参加しアドバイスを行っており、場合によっては療育教育や親子教室につなぐこともある。
  - 外部の親子教室含めた地域支援には、基本的に職員2人が出向き、徐々に方法を習得していくスタイルをとっていた。担当する職員の曜日調整に当たっては、例えば年度初めにクラスの人数構成や曜日を決める際に、親子教室がある日は可能な限りこどもの人数を少なくしてもらい、職員がひとり抜けられる状態にした。市の親子教室がある水曜日は、年長のクラスを休みにし、水曜に行けるように調整したこともあった。しかし最初の1年は良かったが、その後～現在まで、こどもの人数が増えたことで年長の職員が水曜日も抜けられない状況になっている。一方で、2人組で行っていた職員については、はじめはサブだったメンバーがメインとして稼働できる状態になってきたため、少しずつ交代にしたり新しいメンバーも帯同したり調整している。現在、少しずつ自身のプライベートな事情も理由に、「休みをもらうのでこの日は行って欲しい」等、職員間で話ができるようになってきた。今後、職員の状況が安定するに伴い、交代で行ける職員が増えたと良い。
  - 親子教室は午後にやって頂けると職員が行きやすいが、こどもの事情から午前中になることもある。市の教室開催日に合わせて、保育所の訪問日を水曜にしようよう依頼している。そして、職員に水曜日は可能な限り来てもらえば、誰かが外に抜けやすくなると考える。
  - 児童発達支援センターが地域支援を行う際、高いスキルが求められるため、児童発達支援管理責任者の派遣が中心になると考える。のぞみ園も当初、児童発達支援管理責任者が兼務する形で地域支援を担っていた。職員が定着し、次の児童発達支援管理責任者の育成の際、新たに児童発達支援管理責任者に外部支援を担ってもらい、これまで児童発達支援管理責任者として動いていた職員には異なる立ち位置で外部支援に携わってもらうという循環が生まれると、一部の負担感の軽減につながる。とはいえ、多くの事業所にはそのような余裕はなく、外部支援も中の計画についても、中心として行う児童発達支援管理責任者次第になってしまう点が課題である。
- 行政が運営する保育所の「親子で遊ぼう」という教室に、当園職員が保育士として参加し、親子遊びを行ったり、今後どうしたらよいか等保護者の悩みや発達の相談に対応したりしている。

#### <のぞみ園の親子教室>

- 4年ほど前から、社会福祉法人としての公益的取り組みを踏まえた無償の活動として、園独自の親子教室を開催している。当時、外部支援を行っている職員から、地域には市の親子教室（平日開催）につながりにくいケースがあると聞いたことをきっかけに、事業所内でも話し合い、月

1回の土曜日に行くこととなった。そこから、市の親子教室に参加できていない方や、転勤で来てまだ把握されていないが、こどもが気になるという方がやってくるようになり、年間3～4人のこどもが、園の親子教室から療育につながっている。最近では地域の保健師も来園し、当園利用者で支援が必要と思われても市の親子教室に参加していないこども等、つながが必要なケースと保健師をつなぐ形で進めている。

- 当園では土曜日開催のため、平日開催の市の親子教室に行くことができない保護者を行政側から紹介頂くこともあり、必要があればそこから療育に参加して頂いている。

平日の親子教室に参加できないケースの中には、そのきょうだい児を保育所等に預けられない場合がある。市の親子教室に参加するには、利用者のきょうだい児を必ずどこかへ預けなくてはならず、また、転勤で来島した方等、こどもを預ける親戚がいない保護者も多く、当園が保育園もやっていると紹介され、利用につながるケースもある。

- 親子教室立ち上げにあたり苦慮したこととしては、一つ目には、土曜日の職員の勤務調整が挙げられる。また、実際のサービス提供に当たってはソーシャルワークのスキルが求められる。そこで2つ目の苦労として、4年前の開始当初はソーシャルワークの視点で関われる職員育成を行っている段階であったため、保護者からの直接的な相談にどう応えるかという職員の大変さがあった。

また、保育園や幼稚園等に親子教室開始のチラシやポスターを届けたが、地域としても慣れておらず、市の親子教室との違いが分からず混乱を招き、再度説明に赴く等、地道な作業で時間が割られることが多かった。

- 親子教室開始の裏の目的の中に職員育成がある。通所支援で関わる保護者と面談し、困り感等の生の声を聴くのは、主に児童発達支援管理責任者やリーダ格の職員である。そのため、職員が早い段階から保護者の悩み等に触れる機会づくりをしたいという想いがあり、最初は、主となる職員が中心となり進め、次の年は別の職員に任せる等、毎年循環させていった。

- また、児童発達支援センターではあるが、職員は通ってくるこどもの支援だけを中心に考える傾向があり、地域支援に目を向けられていなかった。そこで、地域の保護者や困り感を持つ方を受け入れることで、地域支援という視点を持ってほしいという期待をしていた。

始めた当初は、利用者支援を少ない人数で行う中で、なぜ外の支援もしないといけないのかという雰囲気があり、支援の大事さが職員一人一人に分かりやすく伝ったのは、しばらく経ってからである。伝わったことで、市の親子教室等へ次の職員を派遣する際の動機付けの点でも変わってきた印象である。徐々に地域支援は大事だという認識が各職員に根付いてきたことを感じている。

- 親子教室の前のカンファレンスでは、慣れていない職員向けに、このような視点で見て欲しいということを伝えたり、終わった後のカンファレンスでは、職員の動きや、保護者の発言にどう答えたか等の反省も行ったりしている。答えられなかった質問や、言葉の使い方等も含め、数年かけて勉強し、支援に活かしている。

- 運用する中で、教室に来る方が「発達に困り感がある方」と「発達とは関係がなく、親子で遊ぶ場所がなく利用したい方」の二極化が始まった。保健師の紹介等に関わらず来ることもあるため、普通の育児相談の方と、発達で本当に困っている方のそれぞれで、こどもの遊びや相談内容が大きく異なり、普通の子育ての方の話を聞いて発達に心配のある保護者が落ち込んでしまうこともあった。そこでグループ分けを行ったところ、さらに利用者が増加し困ってしまったことがあった。

- 一般的な育児相談としてくる方のグループでは、保育士を減らしてこどもに自由に遊んで頂く形をとった。また配置する職員は、遊ばせる中で例えば滑り台への上らせ方を保護者にアドバイ

スしたり、遊びの後の子育ての相談にも対応したり等を保育士が担当するよう意識した。他方、発達面でやってくる方に対しては、しっかり親子に関われるよう療育歴が長い職員を多めに配置する形で対応した。前者の利用者の中から療育につながったこどももいたため、結果として良かったのではないかと感じている。

- 親子教室開催は、保健師との連携が取れている状態で、市の教室に行けない方が来ることであり、さらに、平日なので行けませんという理由が付けられなくなっている点でも実施の効果を感じている。

また、地域に出る職員は保健師と接する機会が多い一方、そうでない職員はその機会がないため、保健師が来園するようになったことで、保健師の話や、その視点が得られる点で、職員にとってもよい学びになっている。

### <その他、事業の課題について>

- 一時期、日中一次支援事業を行っていたことがあった。保護者のレスパイトのニーズの高まりと、就労している保護者のこどもの長期休暇中の受け入れの在り方等もあり、発達支援と両立させる形で取り組んでいた。同じ空間で活動することとなり、関わる職員の人数確保や場所の問題もあり、現在は発達支援のみを行い、レスパイトには取り組めていない状況である。

## 2. 4つの中核機能のうち、実現できていないものがあればその理由等

---

- 児童発達支援センター機能の強化は必要ではあるが、地域の事業所による支援を尊重するような在り方でないとうまくいかないと思う。
- 地域に事業所が増える中、学校と医療機関、福祉の連携をどうつくるかが課題だと感じている。単独の事業所毎に関係をつくってしまうと、学校も医療機関も受け止めきれずに連携がうまくいなくなる。特に医療的ケア児についての多職種連携はケースごととなるため、継続的な連携体制の確保は難しい。そのため、自立支援協議会等、行政を巻き込んで地域で連携できるシステムをつくる必要がある。行政を巻き込んで地域として一体的に進めていかなければ難しいと思う。